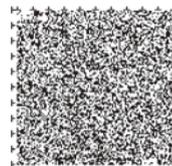
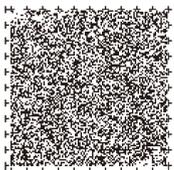


**鳥取市障がい者計画・
第7期鳥取市障がい福祉計画・
第3期鳥取市障がい児福祉計画**

令和6年2月

鳥 取 市





はじめに

本市では、平成27年2月に障害者基本法に基づく「鳥取市障がい者計画」を策定し、「いつまでも暮らしたい 鳥取市～共に生きる地域づくり～」を基本理念として、9つの分野からなる施策体系により、総合的・計画的に障がい福祉施策を推進してまいりました。

近年、「読書バリアフリー法」、「医療的ケア児支援法」、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」、「改正障害者差別解消法」の施行など、障がいのある人を取り巻く法制度の整備が進められています。

前計画での基本理念を継承し、令和6年度から令和14年度までを計画期間としてこの度策定した「鳥取市障がい者計画」は、それらの新たな法制度の整備や社会情勢の変化等を踏まえ、今後の本市の障がい者施策の基本的な方向性を示したものです。

また、令和6年度から令和8年度を計画期間としてこの度策定した「第7期鳥取市障がい福祉計画・第3期鳥取市障がい児福祉計画」は、「鳥取市障がい者計画」の生活支援の分野の実施計画として策定するものです。これら3つの計画を一体的に策定することにより、障がいの重度化や重複化、障がいのある人や家族の高齢化等に伴い、多様化・複雑化している福祉サービスのニーズに対応していきたいと考えています。

第7期鳥取市障がい福祉計画では、「相談支援事業の充実強化」、「就労への支援」及び「地域生活の支援体制の整備」を、第3期鳥取市障がい児福祉計画では、「切れ目のない支援体制の構築」を重点施策とし、障害福祉サービスや相談支援、障害児通所支援や障害児相談支援の提供見込量を推計するとともに、見込量確保のための方策や地域生活支援事業の提供体制を定めています。

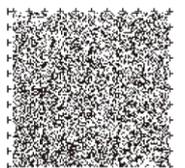
これらの取組を、保健、医療、福祉、雇用、教育などの関係機関と連携しつつ、地域と行政が一体となって着実に推進することで、障がいの有無にかかわらず、誰もがひとりの個人としてその基本的人権を尊重され、互いに理解し、助け合うことにより、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることのできる共生社会の構築を目指してまいります。

結びに、本計画の策定に当たり御審議いただきました鳥取市社会福祉審議会及び鳥取市障がい者計画等策定委員会の委員の皆様、また、貴重な御意見をくださいました市民の皆様に対し心から感謝申し上げます。

令和6年2月

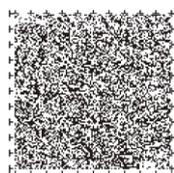
鳥取市長

深 澤 義 彦

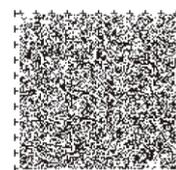


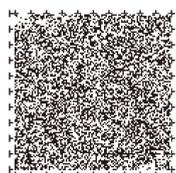
目次

第1章 はじめに	1
1. 計画策定の背景・趣旨	3
2. 障がい者支援や障がい福祉をめぐる動向	3
3. 国の基本計画について	5
4. 計画の位置付け	7
5. 計画の期間	8
6. 障がいのある人の定義	8
7. 計画の基本的な視点	9
8. SDGsについて	10
第2章 障がいのある人を取り巻く状況	11
1. 人口の推移	13
2. 障がい者手帳所持者数の状況	14
3. 身体障がいのある人の状況	15
4. 知的障がいのある人の状況	16
5. 精神障がいのある人の状況	17
6. 難病患者の状況	19
7. 障がいのある子どもの状況	19
8.ペアレントメンターの状況	22
9. 障がいのある人の雇用状況	22
10. 民生委員・児童委員等の状況	23
11. 保健サービスの利用状況	23
12. 第6期鳥取市障がい福祉計画の実施状況	24
13. 第2期鳥取市障がい児福祉計画の実施状況	32
第3章 障がい者計画	35
1. 基本理念	37
2. 施策体系	38
3. 施策の展開	39
(1) 生活支援	39
(2) 保健・医療	45
(3) 安全・安心	48
(4) 情報アクセス・コミュニケーション支援の推進	50
(5) 生活環境	53
(6) 雇用・就業、経済的自立の支援	55
(7) 教育、文化芸術活動・スポーツ等の振興	57

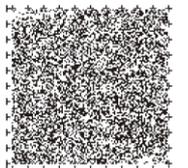


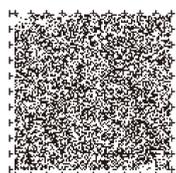
(8) 差別の解消及び権利擁護の推進	60
(9) 行政サービス等における配慮	62
第4章 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画	63
1. 国の「基本指針」	65
2. サービス体系	67
3. 基本指針に基づく目標値	68
(1) 基本指針に基づく「成果目標」	68
(2) 「成果目標」に対する目標値	70
(3) 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画における重点施策	84
4. 障害福祉サービスの見込みと確保策	86
(1) 訪問系サービス	86
(2) 日中活動系サービス	88
(3) 居住系サービス	91
(4) 相談支援	92
(5) 発達障がい児者等に対する支援	93
(6) 地域生活支援事業	95
5. 障害児通所支援等の見込みと確保策	101
(1) 障害児通所支援、障害児相談支援等	101
(2) 障がい児に対する「子ども・子育て支援制度」の提供体制の整備	103
(3) 発達上の困難を抱える児童への相談体制・療育体制の整備	104
第5章 成年後見制度の利用の促進	105
第6章 計画の推進のために	109
1. 計画の推進体制	111
2. 計画の評価・検証	111
参考資料	113
1. 鳥取市障がい者計画等策定委員会設置要綱	115
2. 鳥取市障がい者計画等策定委員会 委員名簿	117
3. 令和4年度福祉に関するアンケート調査結果	118
1. あなたの状況などについて	119
2. 住まいや暮らしについて	123
3. 障害福祉サービス等の利用について	126
4. 就労について	130
5. 社会参加、余暇活動について	132
6. 権利擁護などについて	136
7. 災害時の避難等について	139
8. 新型コロナウイルスの影響について	141





第1章 はじめに





1. 計画策定の背景・趣旨

我が国における障がい者支援に関する制度や施策の考え方は、「障害者の権利に関する条約（以下「障害者権利条約」という。）」に大きく影響を受けています。障害者権利条約は、障がいのある人の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がいのある人の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とした条約で、平成18（2006）年12月13日に国連総会において採択されました。我が国は翌年同条約に署名し、批准に向けた国内法の整備が進められました。

平成23（2011）年に「障害者基本法」の大幅な改正が行われ、「全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」の実現という新たな目的が掲げられ、地域社会における共生、差別の禁止（社会的障壁の除去）等の基本原則が規定されました。「障害者」の定義についても、「障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と改め、心身の障がいそのものが問題なのではなく、障がいにより日常生活や社会生活が妨げられる社会の側に問題があるという「社会モデル」に基づく考え方へと転換が図られました。

このような様々な法整備や制度改革を経て、平成26（2014）年に条約に批准し、その後も国により障がい福祉の向上に向け、法律の見直しや新たな施策の検討が行われています。

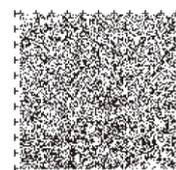
本市では、平成27（2015）年3月に「鳥取市障がい者計画」、令和3（2021）年3月に「第6期鳥取市障がい福祉計画・第2期鳥取市障がい児福祉計画」を策定し、様々な障がい者施策を展開してきました。

上記3計画について計画期間が令和5（2023）年度で終了することから、本市の障がい者施策のさらなる推進と充実を標榜するとともに、今後の障害福祉サービス等の提供に係る基本的方向と見込みを改定する必要があります。

障がいの重度化や重複化、障がいのある人や家族の高齢化等に伴い、福祉サービスのニーズも多様化・複雑化していることから、障がいのある人を取り巻く状況の変化や国の新たな動きを踏まえ、令和6（2024）年度を初年度とする「鳥取市障がい者計画」及び「第7期鳥取市障がい福祉計画・第3期鳥取市障がい児福祉計画」を策定します。

2. 障がい者支援や障がい福祉をめぐる動向

我が国においては、平成18（2006）年の「障害者自立支援法」の施行により、身体・知的・精神の障がい種別により異なっていたサービス体系が一元化されました。その後、利用者負担額の見直しや障がい者の範囲の見直し等が行われるなか、平成25（2013）年には新たに「障害者総合支援法」が施行されました。この法律により「地域における共生の実現」という理念の導入に加え、難病等をサービス対象とする等が定められました。

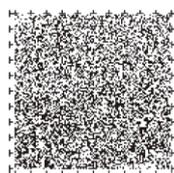


さらに、平成 24 (2012) 年 10 月には「障害者虐待防止法」、平成 28 (2016) 年 4 月には「障害者差別解消法」、同年 5 月には「成年後見制度利用促進法」が施行される等、障がいのある人への権利擁護が進められてきました。平成 28 (2016) 年には、発達障がいのある人への支援をより一層充実させることを目的に「発達障害者支援法」の改正法が施行されました。平成 30 (2018) 年度からは「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の改正により、地方自治体において障がい児福祉計画の策定が義務づけられるとともに、障がいのある人の地域生活の維持・継続のための支援や就労定着に向けた支援の充実、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築、障がいのある子どもに対するサービス提供体制の計画的な構築等が求められるようになりました。

また、令和元 (2019) 年の「読書バリアフリー法」施行、令和 2 (2020) 年の「障害者雇用促進法」の改正法施行、令和 3 (2021) 年の「医療的ケア児支援法」の施行、令和 4 (2022) 年の「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の施行、令和 5 (2023) 年の改正障害者雇用促進法の一部施行、令和 6 (2024) 年の改正障害者差別解消法の施行等、障がい者支援や障がい福祉の充実に向けた取組が行われています。

《近年の国の動き》

年	近年の主な動き
平成28 (2016) 年	障害者差別解消法の施行 (4月1日) 改正障害者雇用促進法の施行 (4月1日) 成年後見制度利用促進法の施行 (5月13日) 改正発達障害者支援法の施行 (8月1日)
平成30 (2018) 年	改正障害者総合支援法及び改正児童福祉法の施行 (4月1日) 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の施行 (6月13日) 障害者基本計画 (第4次計画) の策定
令和元 (2019) 年	読書バリアフリー法の施行 (6月28日)
令和2 (2020) 年	改正障害者雇用促進法の施行 (4月1日) 改正バリアフリー法の一部施行 (6月19日)
令和3 (2021) 年	医療的ケア児支援法の施行 (9月18日)
令和4 (2022) 年	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行 (5月25日)
令和5 (2023) 年	障害者基本計画 (第5次計画) の策定 改正障害者雇用促進法の一部施行 (4月1日)
令和6 (2024) 年	改正障害者差別解消法の施行 (4月1日) 改正障害者雇用促進法の一部施行 (4月1日) 改正障害者総合支援法の一部施行 (4月1日) 改正児童福祉法の一部施行 (4月1日)



3. 国の基本計画について

(1) 障害者基本計画（第5次）の概要

国では、障害者基本法第11条に基づき「障害者基本計画（第5次）」（計画期間：令和5（2023）～令和9（2027）年度）を策定し、障がい者施策の最も基本的な計画として位置付けています。

障害者基本計画（第5次）の概要

《基本理念》

障害の有無にかかわらず、全ての国民が人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現

《各分野に共通する横断的視点》

1. 条約の理念の尊重及び整合性の確保
2. 共生社会の実現に資する取組の推進
3. 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援
4. 障害特性等に配慮したきめ細かい支援
5. 障害のある女性、子ども及び高齢者に配慮した取組の推進
6. PDCA¹サイクル等を通じた実効性のある取組の推進

《施策の円滑な推進》

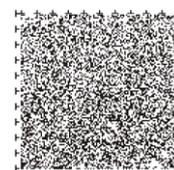
1. 連携・協力の確保
2. 理解促進・広報啓発に係る取組等の推進

《各分野における障害者施策の基本的な方向》

1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
2. 安全・安心な生活環境の整備
3. 情報アクセシビリティ²の向上及び意思疎通支援の充実
4. 防災、防犯等の推進
5. 行政等における配慮の充実
6. 保健・医療の推進
7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進
8. 教育の振興
9. 雇用・就業、経済的自立の支援
10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興
11. 国際社会での協力・連携の推進

¹ マネジメント手法の一種で、「計画」(Plan)、「実行」(Do)、「点検」(Check)、「改善」(Act)の頭文字をとったもの。(IT用語辞典)

² パソコンやスマートホンなどによる情報の受けとりやすさ。また、ハードウェア・ソフトウェアの仕様やサービスの提供方法を工夫するなどして、高齢者や障害者を含む多くの人々が不自由なく情報を得られるようにすること。(デジタル大辞泉)



(2) 障害者基本計画（第5次）で追加・充実された項目や視点（概要）

本市においても国の基本計画を踏まえ、以下の点に留意しながら障がい者施策の充実に関する取組を推進することとします。

■障害者基本計画(第5次)の基本的な考え方

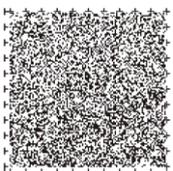
- ◎「誰一人取り残さない」というSDGs（持続可能な開発目標）の理念
- ◎「障害者差別解消法改正法」に関する、事業者に対する合理的配慮の提供を義務付け、行政機関相互間の連携強化、障害を理由とする差別を解消するための支援措置強化
- ◎社会のあらゆる場面でのアクセシビリティ向上
- ◎「デジタル社会の実現に向けた重点計画」に基づき、デジタル機器・サービスに係るアクセシビリティ環境の整備を促進するための各種取組の推進
- ◎総合的かつ分野横断的な支援として「ヤングケアラー³への支援」の追加

■各分野における障害者施策の基本的な方向

- ◎虐待の早期発見や防止に向けた取組
- ◎強度行動障がいをもつ者の支援に関する研修等の実施の支援体制整備
- ◎どの相談窓口等でも対応されないという事案が生じない取組の推進
- ◎ソフト面、ハード面からのバリアフリー化⁴
- ◎情報アクセシビリティの向上に向けたICT（情報通信技術）等の利活用の推進や支援
- ◎医療的ケアが必要な者に対する各種支援や研修の実施等を推進
- ◎障がい児における、こどもの意思決定支援等に配慮した必要な支援の推進
- ◎障がい児に対する幼児期から学齢期、学校卒業後も一貫した効果的な支援体制の整備
- ◎公立小・中学校施設の令和7年度末までの緊急かつ集中的なバリアフリー化の整備
- ◎障がいのある人の文化芸術活動に対する支援、障がいのある人の優れた芸術作品の展示等の推進

³ 本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこどものこと。責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがある。（こども家庭庁）

⁴ 高齢者や障害者等が生活していく上で障壁(バリア)となるものを除去(フリー)すること。物理的、社会的、制度的、心理的、情報面など、さまざまな障壁がバリアフリーの対象となる。（国土交通省）



4. 計画の位置付け

①鳥取市障がい者計画【9か年計画】

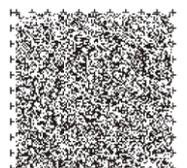
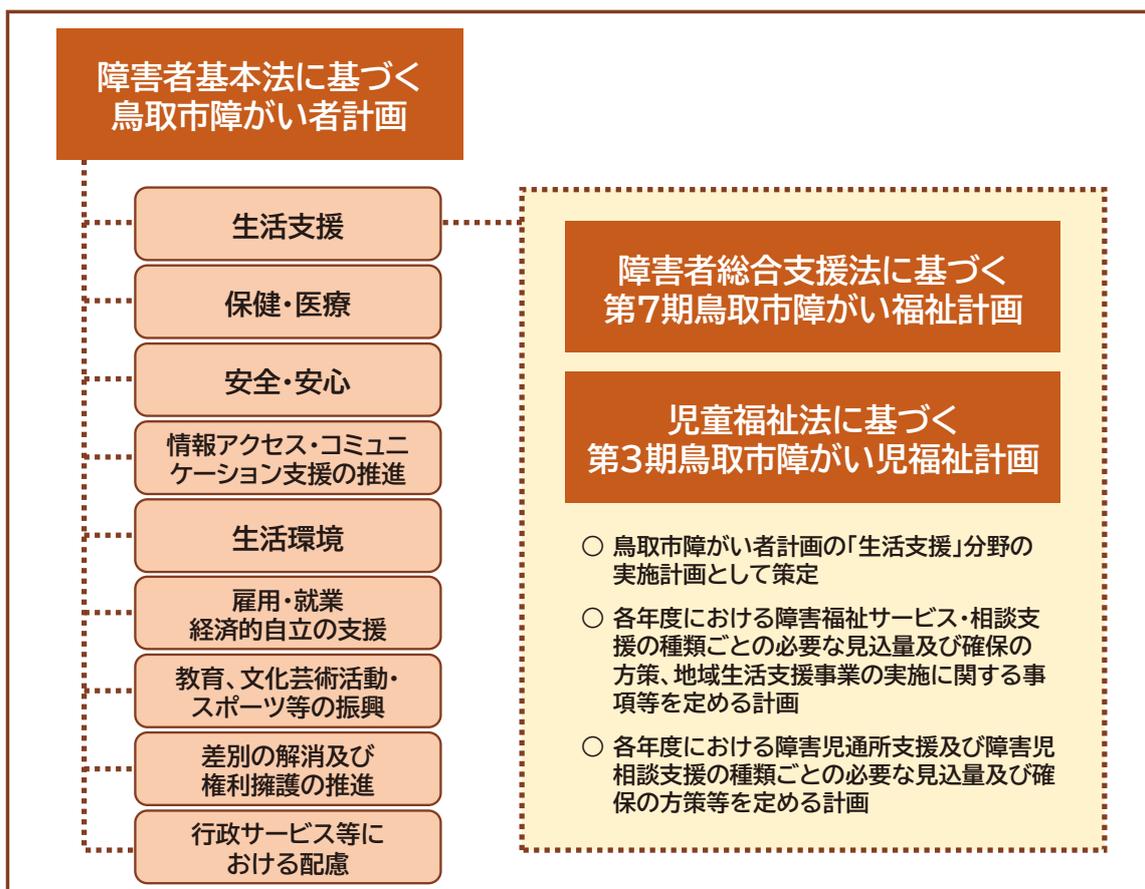
「鳥取市障がい者計画」は、障害者基本法第11条第3項の規定に基づく「市町村障害者計画」として、障がい者施策全般の理念や基本的な方針等を定める計画です。

②鳥取市障がい福祉計画【3か年計画】

「鳥取市障がい福祉計画」は、障害者総合支援法第88条第1項の規定に基づく「市町村障害福祉計画」であり、国の基本指針に基づき本市の障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業を充実させるために必要なサービス量を見込むとともに、提供体制の確保に関する方策を定める計画です。

③鳥取市障がい児福祉計画【3か年計画】

「鳥取市障がい児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」であり、国の基本指針に基づき本市の障害児通所支援及び障害児相談支援を充実させるために必要なサービス量を見込むとともに、提供体制の確保に関する方策を定める計画です。



5. 計画の期間

	H27～29	H30～R2	R3～5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
障がい者計画	障がい者計画			障がい者計画								
障がい福祉計画	第4期	第5期	第6期	第7期								
障がい児福祉計画		第1期	第2期	第3期								

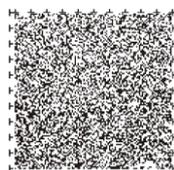
6. 障がいのある人の定義

本計画における「障がいのある人（障がい者）」という用語については、障害者基本法第2条で定められる「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある」人を総称することとします。

また、発達障害者支援法に規定される自閉スペクトラム症、アスペルガー症候群、その他の広汎性の発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい等のいわゆる発達障がいのある人や高次脳機能障がいのある人、難病の人についても本計画の対象者としてします。

障がいのある人が地域のなかで安心して暮らし続けるため、身近な支え合いから専門的な支援まで、重層的な連携支援体制の構築が必要です。地域の住民組織、民生委員・児童委員やボランティア、当事者同士やその家族等の支え合いを軸に、行政、社会福祉協議会、福祉事業者や福祉関係団体等による相談支援や障害福祉サービスの提供、相互の機能連携による見守りの充実や、より専門的な機関へのつなぎ等、障がいのある人に関わる多様な主体が連携・協力することにより、障がいのある人の地域での暮らしを支援します。

※ 本計画においては、法律等に基づく用語や固有名詞等については「障害」と表記し、それ以外の用語については「障がい」と表記することに努めました。



7. 計画の基本的な視点

(1) 障がいのある人の尊厳と自立の尊重

障害者権利条約では、障がいのある人の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がいのある人固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、合理的配慮の提供や権利の実現のための措置等について定めており、この条約の理念及び国の動向を踏まえて施策を推進する必要があります。

そのため、障がいのある人を施策の「客体」としてだけではなく、必要な支援を受けつつ自らの決定に基づき社会に参加する「主体」として捉えながら、自立を支援することに努めます。

また、障がいのある人がライフステージにより適切な支援を受けられるよう、施策を総合的に展開し、切れ目のない支援を行います。施策の展開に際しては、障がいのある人が日常生活又は社会生活で直面する困難に着目する必要があること、自立と社会参加の支援という観点に立つ必要があること、障がいのある人の家族をはじめ関係者への支援も重要であることに留意します。

(2) 障がい特性等に配慮した支援

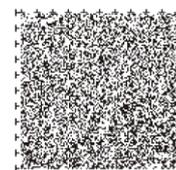
障がい福祉施策は、障がい特性、障がいの状態、生活実態等に応じ、支援の必要性を踏まえて策定する必要があります。また、外見からはわかりにくい障がいや、状態が変動する障がい等への適切な配慮も求められています。

そのため、障がい特性等に配慮した施策を展開するとともに、発達障がい、難病、高次脳機能障がい、盲ろう等については、市全体の理解の促進に加え、家族への支援や、福祉・就労・教育・医療分野の取組等を総合的に進めていきます。

(3) 「社会参加」しやすい環境づくり

障がいのある人の社会への参加を促進し、障がいの有無にかかわらず、その能力を最大限に発揮しながら、安心して生活できるようにするため、障がいのある人の活動を制限し社会への参加を制約している、事物、制度、慣行、観念等の社会的障壁の除去を進め、ソフト・ハードの両面にわたる社会のバリアフリー化を推進し、アクセシビリティの向上を図ります。

特に、障がいを理由とする差別は、障がいのある人の自立又は社会参加に深刻な悪影響を与えるものであるため、「一人ひとりの命の重さは障がいの有無によって少しも変わることはない」という当たり前の価値観が地域全体に浸透し、その価値観が共有できる「共生社会」を目指す施策・取組を推進します。



8. SDGsについて

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）とは、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された令和12（2030）年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

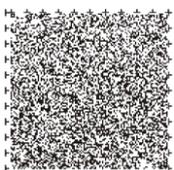
障害者基本計画（第5次）の基本的な考え方に、『「誰一人取り残さない」というSDGs（持続可能な開発目標）の理念』も明記されていることから、本計画においてもSDGsの理念を踏まえた取組を推進することとします。



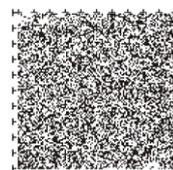
《障害者施策と特に関連が深いSDGs》

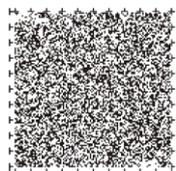


- 3. あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
- 4. すべての人々への、包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
- 8. 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する
- 10. 各国内及び各国間の不平等を是正する
- 11. 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する



第2章 障がいのある人を取り巻く状況

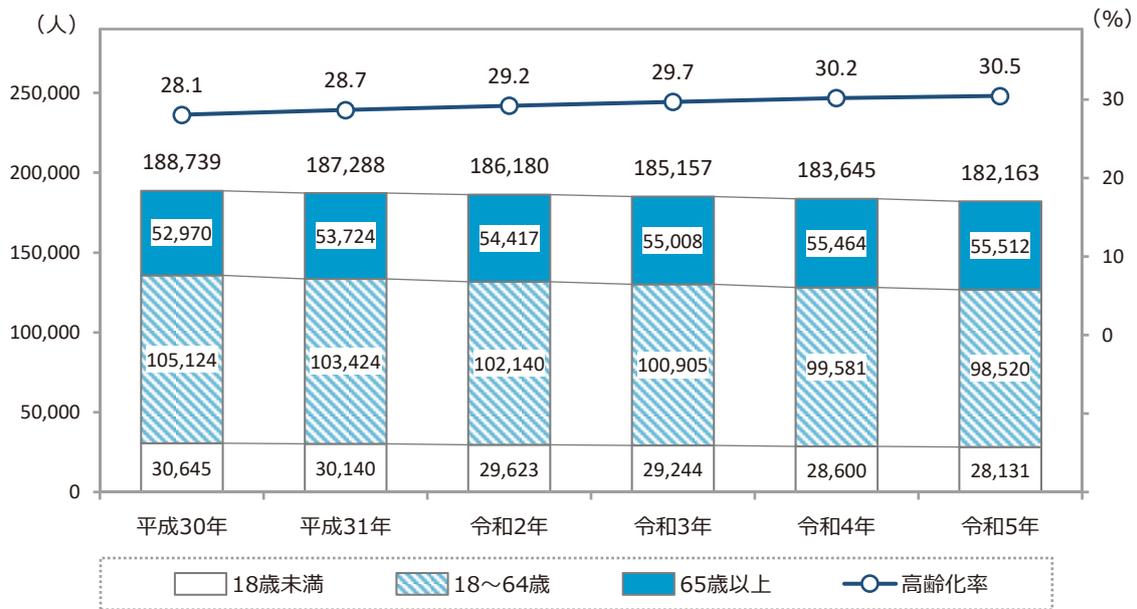




1. 人口の推移

市の総人口は減少で推移していますが、高齢者（65歳以上）の人口は増加で推移しています。

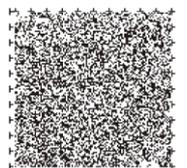
◆総人口、年齢3区分別人口の推移◆



資料：鳥取市（各年3月31日現在）

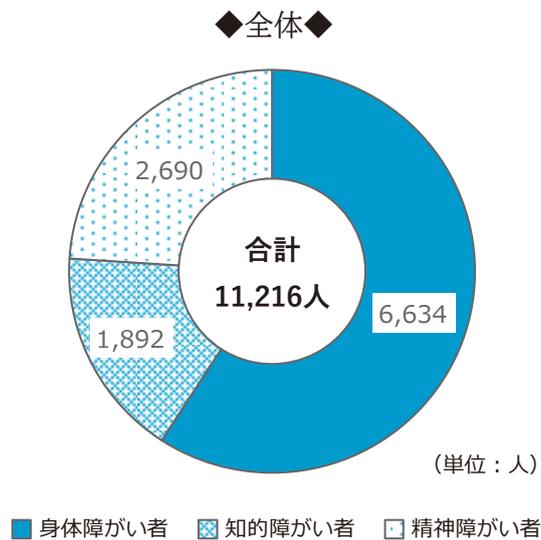
	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
18歳未満 (人)	30,645	30,140	29,623	29,244	28,600	28,131
18~64歳 (人)	105,124	103,424	102,140	100,905	99,581	98,520
65歳以上 (人)	52,970	53,724	54,417	55,008	55,464	55,512
合計 (人)	188,739	187,288	186,180	185,157	183,645	182,163
高齢化率 (%)	28.1	28.7	29.2	29.7	30.2	30.5

資料：鳥取市（各年3月31日現在）

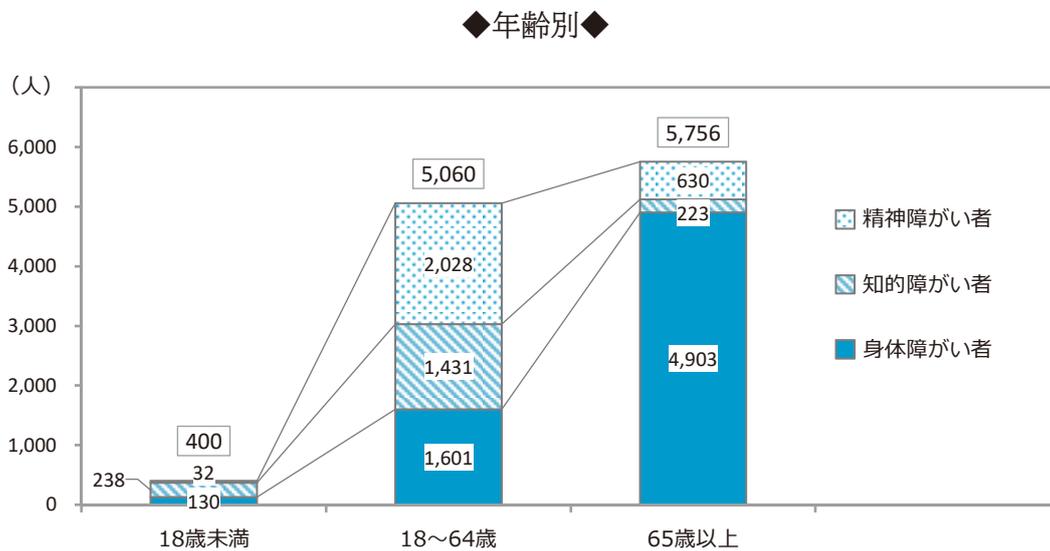


2. 障がい者手帳所持者数の状況

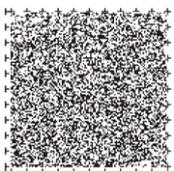
令和5年4月1日現在、障がい者手帳所持者の内訳は、身体障がいのある人が6,634人、知的障がいのある人が1,892人、精神障がいのある人が2,690人で身体障がいのある人が全体の約6割を占めています。



資料：鳥取市（令和5年4月1日現在）



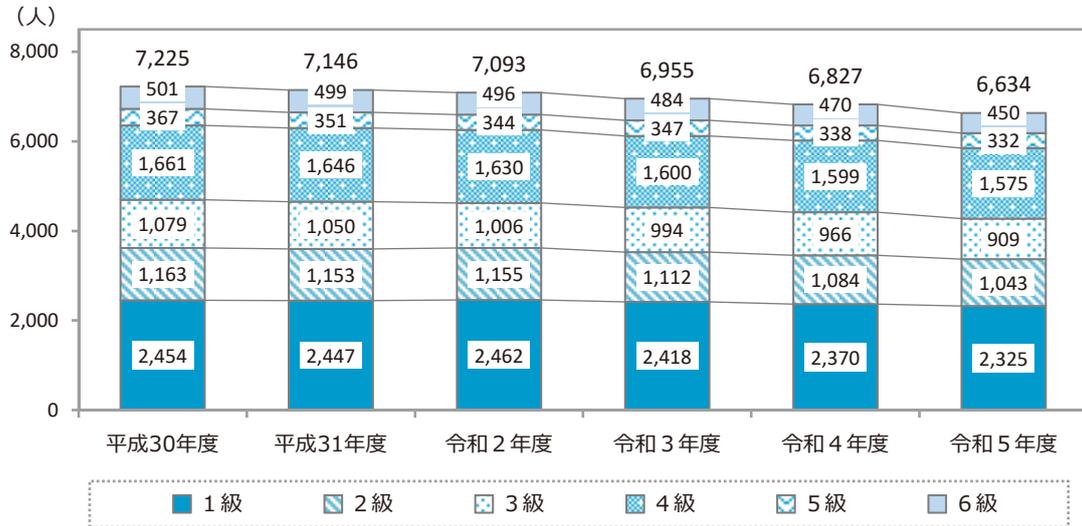
資料：鳥取市（令和5年4月1日現在）



3. 身体障がいのある人の状況

(1) 等級別身体障害者手帳所持者数の推移

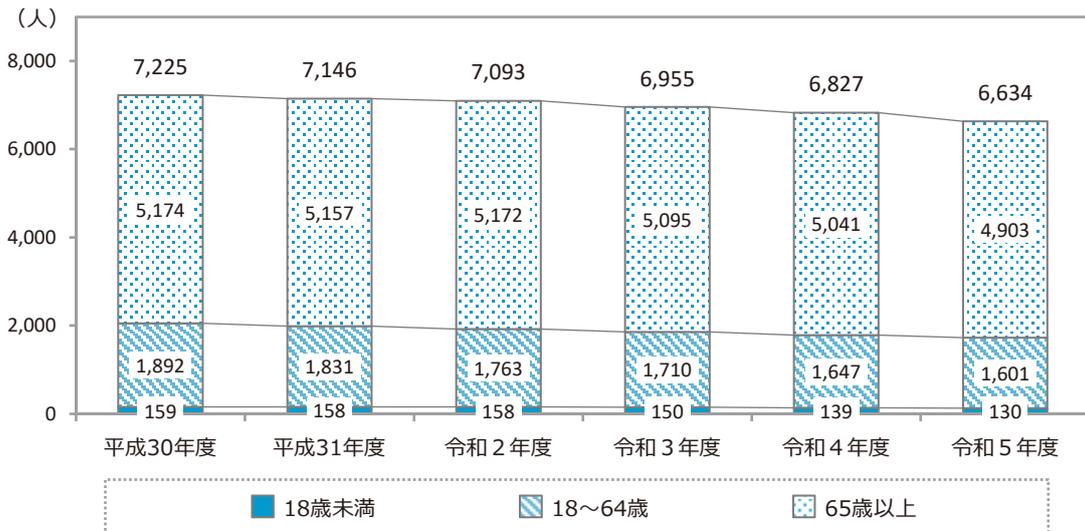
等級別に身体障がいのある人の状況をみると、手帳所持者数の総数は減少傾向ですが、1級から2級の重度の障がいのある人が約51%を占めています。



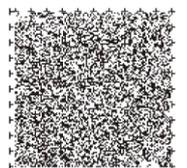
資料:鳥取市(各年度4月1日現在)

(2) 年齢別身体障害者手帳所持者数の推移

年齢別に身体障がいのある人の状況をみると、手帳所持者数の総数は減少傾向ですが、65歳以上が約74%を占めています。

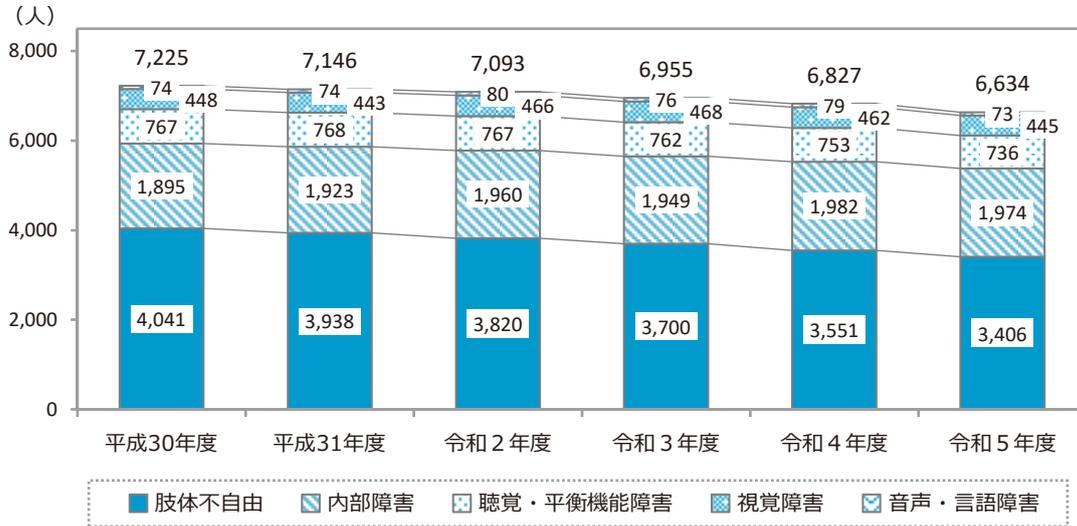


資料:鳥取市(各年度4月1日現在)



(3) 障がい種別身体障害者手帳所持者数の推移

障がいの種類別にみると、肢体不自由が約 51%で最も多く、次に内部障がい約 30%となっています。

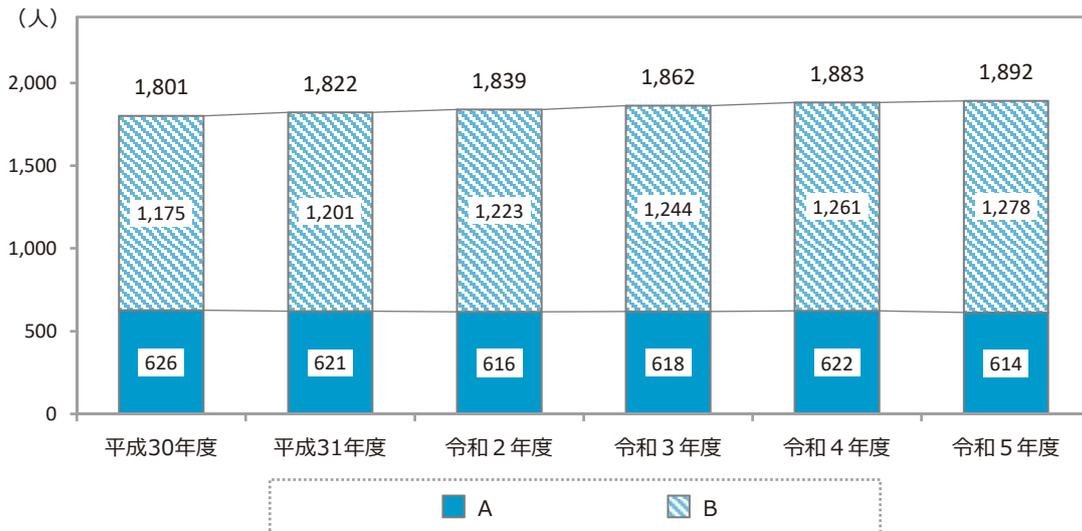


資料:鳥取市 (各年度4月1日現在)

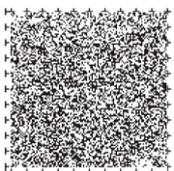
4. 知的障がいのある人の状況

(1) 障がいの程度別療育手帳所持者数の推移

知的障がいのある人の障がいの程度をみると、A判定(重度)が約 32%、B判定(中軽度)が約 68%となっています。

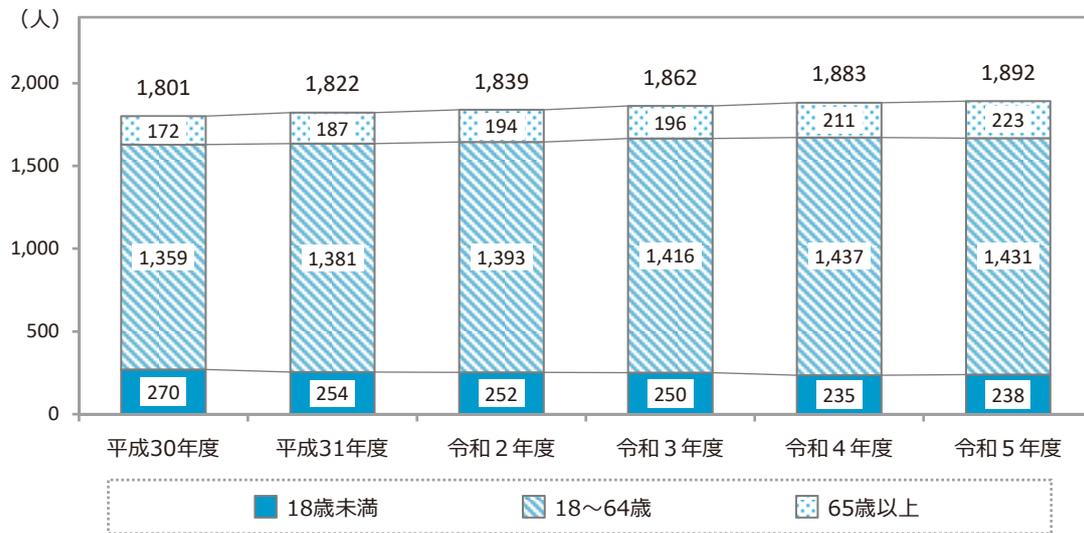


資料:鳥取市 (各年度4月1日現在)



(2) 年齢別療育手帳所持者数の推移

年齢別に知的障がいのある人の状況を見ると、18歳から64歳が約88%を占めています。

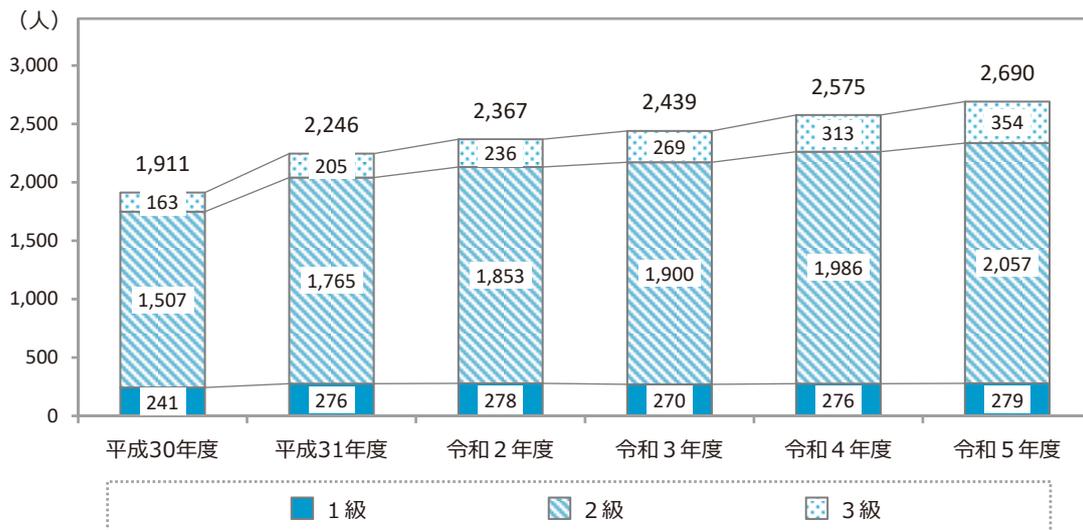


資料:鳥取市 (各年度4月1日現在)

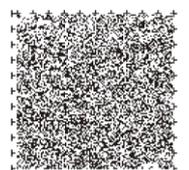
5. 精神障がいのある人の状況

(1) 障がいの程度別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障がいのある人は年々増加傾向にあります。特に2級所持者は平成30年度と令和5年度を比較すると約1.36倍の増加となっています。

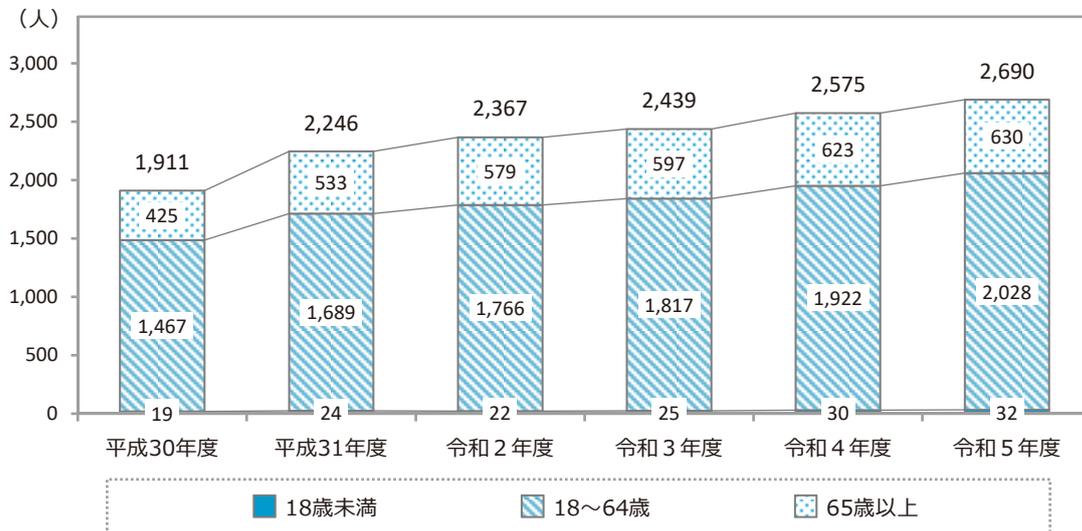


資料:鳥取市 (各年度4月1日現在)



(2) 年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

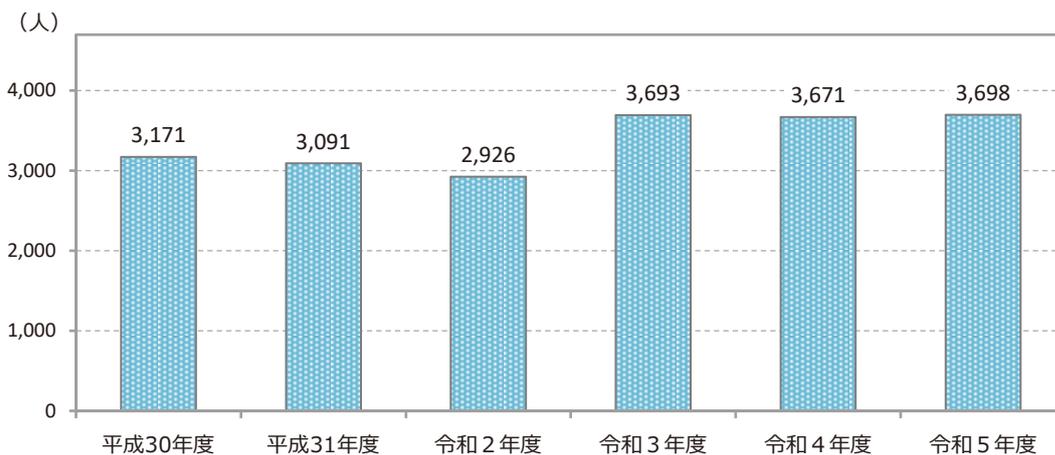
年齢別に精神障がいのある人の状況を見ると、18歳から64歳が約77%を占めています。また、18歳から64歳の年齢層では、平成30年度と令和5年度を比較すると約1.38倍の増加となっています。



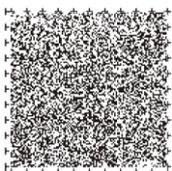
資料:鳥取市(各年度4月1日現在)

(3) 自立支援医療(精神通院)受給者証所持者数の推移

自立支援医療(精神通院)受給者数は、平成30年度と令和5年度を比較すると約1.17倍の増加となっています。



資料:鳥取市(各年度4月1日現在)



6. 難病患者の状況

難病患者の状況は、特定医療費（指定難病）受給者証所持者数及び小児慢性特定疾患認定患者数とも、年々増加傾向にあります。

（単位：人）

区 分	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
特定医療費（指定難病） 受給者証所持者数	1,258	1,278	1,362	1,532	1,564	1,578
小児慢性特定疾患認定 患者数	161	167	173	196	184	208
合計	1,419	1,445	1,535	1,728	1,748	1,786

（各年度4月1日現在）

7. 障がいのある子どもの状況

（1）特別支援学校への就学状況

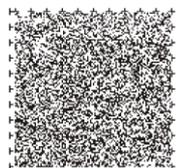
特別支援学校に通う児童・生徒について、小学部と高等部は微増傾向、中学部は微減傾向で推移しています。

（単位：人）

区 分	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学部	82	85	83	87	88	89
中学部	73	62	74	70	66	67
高等部	69	79	76	81	74	82
合計	224	226	233	238	228	238

鳥取盲学校、鳥取聾学校、鳥取養護学校、白兔養護学校、鳥取大学附属特別支援学校

（各年度5月1日現在）



(2) 特別支援学級の設置状況

特別支援学級の設置数は増加しており、児童・生徒数も増加傾向にあります。

(単位：人)

区 分		平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
小学校	学級数	102	102	97	106	112	114
	児童数	319	338	347	369	417	461
中学校	学級数	39	42	49	47	50	48
	生徒数	160	165	198	223	233	228
義務教育 学校	学級数	5	7	13	14	14	16
	生徒数	10	9	21	25	30	29
合計	学級数	146	151	159	167	176	178
	児童・生徒数	489	512	566	617	680	718

(各年度 5 月 1 日現在)

(3) 特別支援学級等の内訳

①小学校特別支援学級

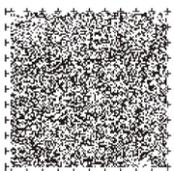
区 分	令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度	
知的障がい特別支援学級	41 学級	152 人	47 学級	184 人	51 学級	204 人
自閉症・情緒障がい特別支援学級	44 学級	195 人	50 学級	219 人	51 学級	244 人
肢体不自由特別支援学級	8 学級	8 人	4 学級	4 人	5 学級	5 人
難聴特別支援学級	5 学級	5 人	6 学級	5 人	2 学級	2 人
弱視特別支援学級	3 学級	3 人	2 学級	2 人	2 学級	3 人
病弱・身体虚弱特別支援学級	4 学級	5 人	3 学級	3 人	3 学級	3 人
言語障がい特別支援学級	1 学級	1 人	0 学級	0 人	0 学級	0 人
合 計	106 学級	369 人	112 学級	417 人	114 学級	461 人

(各年度 5 月 1 日現在)

②中学校特別支援学級

区 分	令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度	
知的障がい特別支援学級	17 学級	84 人	19 学級	87 人	20 学級	87 人
自閉症・情緒障がい特別支援学級	27 学級	135 人	28 学級	141 人	25 学級	138 人
肢体不自由特別支援学級	2 学級	3 人	2 学級	4 人	1 学級	1 人
難聴特別支援学級	0 学級	0 人	0 学級	0 人	1 学級	1 人
弱視特別支援学級	0 学級	0 人	1 学級	1 人	1 学級	1 人
病弱・身体虚弱特別支援学級	1 学級	1 人	0 学級	0 人	0 学級	0 人
合 計	47 学級	223 人	50 学級	233 人	48 学級	228 人

(各年度 5 月 1 日現在)



③義務教育学校特別支援学級

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
知的障がい特別支援学級	6学級	11人	6学級	12人	8学級	12人
自閉症・情緒障がい特別支援学級	6学級	12人	6学級	16人	7学級	16人
難聴特別支援学級	2学級	2人	2学級	2人	1学級	1人
合 計	14学級	25人	14学級	30人	16学級	29人

(各年度5月1日現在)

④小学校通級指導教室

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
通級指導（言語障がい）	2学級	28人	2学級	13人	2学級	19人
通級指導（発達障がい）	6学級	89人	7学級	76人	7学級	97人
合 計	8学級	117人	9学級	89人	9学級	116人

(各年度5月1日現在)

⑤中学校通級指導教室

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
通級指導（発達障がい）	2学級	37人	2学級	24人	2学級	27人
合 計	2学級	37人	2学級	24人	2学級	27人

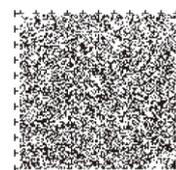
(各年度5月1日現在)

(4) 特別支援学校卒業生の進路

令和4年度の特別支援学校卒業生の進路は、就労継続支援事業所が13人で最も多く、次いで就職が12人となっています。(3年前と同傾向)

(単位：人)

区 分	令和4年度
進学（専攻科含む。）	4
就職	12
職業訓練施設	0
就労継続支援事業所	13
就労移行支援事業所	0
施設入所	0
在宅	0
その他（生活介護等利用）	9
合 計	38



8. パARENTメンターの状況

ペアレントメンターの登録者数は、令和2年度以降横ばいとなっています。

(単位：人)

区 分	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
ペアレントメンター数	17	20	20	20

(各年度4月1日現在)

9. 障がいのある人の雇用状況

(1) 雇用率の状況

令和5年6月1日における鳥取市役所の障がい者雇用率は2.81%、鳥取県民間企業の障がい者雇用率は2.47%となっています。

区 分	時 点	鳥取市役所	鳥取県民間企業
障がい者雇用率	令和2.6.1現在	2.52%	2.37%
	令和3.6.1現在	2.67%	2.43%
	令和4.6.1現在	2.67%	2.39%
	令和5.6.1現在	2.81%	2.47%

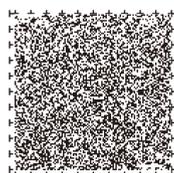
(法定雇用率 R6年度：民間2.5%、行政2.8%、R8年度：民間2.7%、行政3.0%)

(2) 福祉施設から一般就労への移行状況

福祉施設から一般就労への移行は年々減少傾向にあります。

(単位：人)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一般就労への移行	22	18	12



10. 民生委員・児童委員等の状況

(1) 民生委員・児童委員数、身体・知的障がい者相談員数の推移

(単位：人)

区 分	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
民生委員・児童委員数	492	501	487	496	498	482
身体障がい者相談員	17	17	17	15	14	13
知的障がい者相談員	7	7	7	7	7	7
精神障がい者相談員	—	2	2	2	2	2

(各年度4月1日現在)

11. 保健サービスの利用状況

(1) 乳幼児健康診査受診率の状況

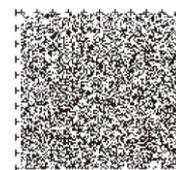
(単位：%)

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
3～4か月児健診	95.4	96.5	96.6	97.2	93.7
6か月児健診	99.4	98.5	98.8	98.9	98.8
9～10か月児健診	91.2	90.2	91.1	91.9	89.3
1歳6か月児健診	99.2	98.9	99.4	99.1	99.2
3歳児健診	98.1	98.6	98.8	98.6	98.7

(2) 特定健康診査受診率・特定保健指導実施率の状況

(単位：%)

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
特定健康診査	34.7	34.8	32.9	33.8	34.5
特定保健指導	39.7	38.3	35.4	31.3	30.6
胃がん検診	28.8	29.1	25.8	26.9	26.7
肺がん検診	32.4	32.2	29.8	30.4	30
大腸がん検診	31.2	31.3	28.4	29.6	29.1
子宮がん検診	34.1	34.7	34.1	33.6	36.2
乳がん検診	30.8	31.1	29.1	27.8	29.8

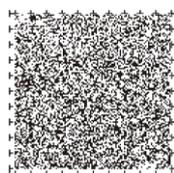


12. 第6期鳥取市障がい福祉計画の実施状況

(1) 目標に対する進捗状況

第6期計画で設定した6つの目標の進捗状況は次のとおりです。

目 標	令和5年度末 目標値	令和5年度末 実績見込み	進捗率
①施設入所者の地域生活への移行			
地域移行者数	累計15人	累計4人	27%
施設入所者数の削減	累計6人減 (357人)	累計8人減 (340人)	133%
②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築			
協議の場の開催回数	年2回以上	年2回	100%
協議の場への関係者の参加者数	25人	25人	100%
協議の場における目標設定及び評価の実施回数	年1回	年1回	100%
③地域生活支援拠点等における機能の充実			
地域生活支援拠点の設置	1か所	1か所	100%
運営状況の検証・検討	年1回以上	年9回	900%
④福祉施設から一般就労への移行			
ア) 一般就労への移行者数	年間35人	年間16人	46%
イ) 就労移行支援事業からの移行者数	年間2人	年間2人	100%
ウ) 就労継続支援A型事業からの移行者数	年間2人	年間2人	100%
エ) 就労継続支援B型事業からの移行者数	年間31人	年間12人	39%
⑤相談支援体制の充実・強化等			
総合的・専門的な相談支援の実施（基幹相談支援センターの設置）	設置	設置	100%
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数（研修会の開催）	年1回	年1回	100%
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数（自立支援協議会の部会等の開催）	年12回	年12回	100%
⑥障害福祉サービスの質の向上			
ア) 研修会への参加人数	3割以上	3割以上	100%
イ) 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	年1回	年1回	100%
ウ) 指導監査結果の関係市町村との共有（事務担当者会の実施）	年1回	年1回	100%



①施設入所者の地域生活への移行

地域移行者数は、令和5年度実績見込みから見ると目標値を達成できていません。要因として、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響や施設入所者の重度化・高齢化が進み、地域生活への移行が困難な入所者が増加していることが挙げられます。

施設入所者数は、令和5年度実績見込みから見ると目標値を達成できる見込みです。

②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

平成30年度より、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築に向けた協議の場を開催し、医療体制や生活支援、住まいや就労などの地域課題を明確にし、課題解決のための施策を検討、実践、評価を行っています。

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築の推進にあたっては、引き続き様々な課題を解決していく必要がありますので、保健・医療・福祉等の関係機関と重層的な連携を図りながら、保健所が中心となって進めていく必要があります。

③地域生活支援拠点等における機能の充実

令和2年度より地域生活支援拠点等の整備に係るコーディネーターを配置し、障がいのある人やその家族が安心して地域で生活するために必要なサービスが提供できる体制の構築を推進しています。

④福祉施設から一般就労への移行等

ア) 一般就労への移行者数

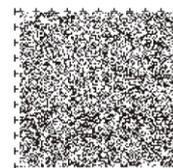
一般就労への移行者数は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響により令和5年度実績見込みでは年間16人となっており、目標値を達成できていません。なお、この数値には、就労移行支援事業に限らず、就労継続支援A型及びB型事業からの一般就労移行者数も含まれています。今後とも福祉、労働、教育等の関係機関と企業との連携を一層強化し、就労に関する情報や課題の共有を進め、障がいの適性に応じた就労を促進する必要があります。

イ) 就労移行支援事業からの移行者数

就労移行支援事業からの移行者数は、令和5年度実績見込みでは2人となっており、目標値を達成できる見込みです。引き続き、本人の意向を踏まえつつ、就労継続支援事業所とも連携を図りながら、就労移行支援事業からの移行を促進していく必要があります。

ウ) 就労継続支援A型事業からの移行者数

就労継続支援A型事業からの移行者数は、令和5年度実績見込みでは2人となっており、目標値を達成できる見込みです。引き続き、本人の意向を踏まえつつ、就労継続支援



A型事業から一般就労への移行を促進していく必要があります。

工) 就労継続支援B型事業からの移行者数

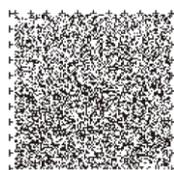
就労継続支援B型事業からの移行者数は、令和5年度実績見込みでは12人となっており、目標値を達成できていません。本人の意向を踏まえつつ、就労継続支援B型事業から一般就労への移行を促進していく必要があります。

⑤相談支援体制の充実・強化等

平成27年度より、鳥取市基幹相談支援センターを設置しており、総合的・専門的な相談支援を実施しています。また、人材育成を図るため、地域の相談支援事業者を対象とした研修会の開催や、地域の相談機関との連携強化を図るため、鳥取市地域自立支援協議会等の部会等を開催しています。

⑥障害福祉サービス等の質の向上

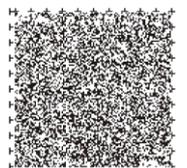
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修及び市町村職員に対して実施する研修へ3割以上の担当課正職員が参加するようにしています。また、障害者自立支援支払等システムによる審査結果の分析及び活用を行い、障害福祉サービス等事業者との情報共有を図ったり、事業者の適正な事業運営の確保と質の向上に向けて、東部4町と連携した適切な指導監督の実施を図るため、実地指導結果等の情報共有や意見交換等を行っています。



(2) 障害福祉サービス

令和3年度から令和5年度（実績見込み）の障害福祉サービスの第6期計画見込量及び実績は、次のとおりです。

区分			第6期鳥取市障がい福祉計画の実施状況								
			R3年度			R4年度			R5年度		
			見込量	実績	対計画比	見込量	実績	対計画比	見込量	実績見込み	対計画比
訪問系	居宅介護	利用者数/月	327人	342人	104.6%	330人	350人	106.1%	333人	363人	109.0%
		利用時間/月	5,179時間	4,926時間	95.1%	5,183時間	4,913時間	94.8%	5,187時間	4,972時間	95.9%
	重度訪問介護	利用者数/月	6人	7人	116.7%	6人	11人	183.3%	6人	14人	233.3%
		利用時間/月	615時間	693時間	112.7%	623時間	1,489時間	239.0%	631時間	1,610時間	255.2%
	同行援護	利用者数/月	26人	29人	111.5%	26人	30人	115.4%	26人	31人	119.2%
		利用時間/月	327時間	307時間	93.9%	353時間	327時間	92.6%	381時間	332時間	87.1%
	行動援護	利用者数/月	1人	1人	100.0%	1人	2人	200.0%	1人	2人	200.0%
		利用時間/月	9時間	9時間	100.0%	9時間	13時間	144.4%	9時間	15時間	166.7%
	重度障害者等 包括支援	利用者数/月	0人	0人	-	0人	0人	-	0人	0人	-
		利用時間/月	0時間	0時間	-	0時間	0時間	-	0時間	0時間	-
日中活動系	生活介護	利用者数/月	668人	649人	97.2%	675人	664人	98.4%	682人	661人	96.9%
		利用人数/月	11,863人日	11,332人日	95.5%	11,886人日	11,480人日	96.6%	11,909人日	11,502人日	96.6%
	療養介護	利用者数/月	49人	50人	102.0%	49人	48人	98.0%	49人	44人	89.8%
		利用人数/月	76人日	132人日	173.7%	54人日	168人日	311.1%	39人日	229人日	587.2%
	短期入所 (福祉型)	利用者数/月	12人	23人	191.7%	9人	31人	344.4%	7人	44人	628.6%
		利用人数/月	76人日	132人日	173.7%	54人日	168人日	311.1%	39人日	229人日	587.2%
	短期入所 (医療型)	利用者数/月	5人	10人	200.0%	3人	9人	300.0%	2人	11人	550.0%
		利用人数/月	70人日	88人日	125.7%	54人日	62人日	114.8%	42人日	80人日	190.5%
	自立訓練 (機能訓練)	利用者数/月	1人	1人	100.0%	1人	1人	100.0%	1人	1人	100.0%
		利用人数/月	24人日	20人日	83.3%	26人日	17人日	65.4%	28人日	19人日	67.9%
	自立訓練 (生活訓練)	利用者数/月	16人	17人	106.3%	16人	13人	81.3%	16人	14人	87.5%
		利用人数/月	215人日	184人日	85.6%	277人日	126人日	45.5%	356人日	169人日	47.5%
	就労移行支援	利用者数/月	10人	6人	60.0%	10人	9人	90.0%	10人	15人	150.0%
		利用人数/月	87人日	61人日	70.1%	63人日	74人日	117.5%	46人日	179人日	389.1%
	就労継続支援 (A型)	利用者数/月	119人	128人	107.6%	119人	133人	111.8%	119人	131人	110.1%
利用人数/月		2,511人日	2,424人日	96.5%	2,578人日	2,491人日	96.6%	2,647人日	2,458人日	92.9%	
就労継続支援 (B型)	利用者数/月	1,083人	1,078人	99.5%	1,106人	1,101人	99.5%	1,130人	1,120人	99.1%	
	利用人数/月	19,981人日	17,796人日	89.1%	20,973人日	17,718人日	84.5%	22,014人日	18,348人日	83.3%	
就労定着支援	利用者数/月	1人	0人	0.0%	1人	0人	0.0%	1人	0人	0.0%	



区分			第6期鳥取市障がい福祉計画の実施状況								
			R3年度			R4年度			R5年度		
			見込量	実績	対計画比	見込量	実績	対計画比	見込量	実績	対計画比
居住系	共同生活援助 (グループホーム)	利用者数/月	234人	232人	99.1%	237人	247人	104.2%	240人	259人	107.9%
	施設入所支援	利用者数/月	358人	348人	97.2%	356人	342人	96.1%	354人	338人	95.5%
	自立生活援助	利用者数/月	9人	13人	144.4%	11人	7人	63.6%	13人	6人	46.2%
計画相談支援	利用者数/月	539人	521人	96.7%	560人	532人	95.0%	582人	549人	94.3%	
地域移行支援	利用者数/月	4人	3人	75.0%	8人	1人	12.5%	16人	1人	6.3%	
地域定着支援	利用者数/月	1人	0人	0.0%	1人	2人	200.0%	1人	0人	0.0%	

※計画相談支援は、サービス利用支援及び継続サービス利用支援が行われた件数

①訪問系サービス

障がいのある人が地域で安心して生活していくために、ホームヘルプ等の訪問系サービスは、在宅生活を支える中心的な役割を担っています。

障害者総合支援法の制度が浸透し、在宅での自立した生活を希望する障がいのある人の増加、入所施設や精神科病院からの地域生活への移行の促進、介護者の高齢化などによる利用者及び利用時間の増加が今後とも見込まれることから、訪問系サービスへの需要は大きくなってきています。

現在、ヘルパー数が不足しており、夜間対応可能な事業所も少ないため、需要に対応できるサービス提供体制の確保が必要です。

②日中活動系サービス

障がいのある人が日中を過ごす日中活動系サービスについては、利用が増加しているサービスの体制整備を図る必要があります。

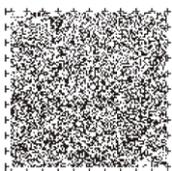
生活介護については、医療的ケアなど常時介護を要する障がいのある人に対応できる事業所が不足しています。

自立訓練（機能訓練・生活訓練）・就労移行支援・就労継続支援（A型）については、事業者の新規参入が少ない状況です。

就労継続支援（B型）については、利用者は増加傾向にありますが、事業所数も増加しており、飽和状態にあると言えます。

就労定着支援については、平成30年の法改正によるサービス創設以降、事業所がない状態です。

今後、障がいのある人の生活の質を維持しつつ、入所施設や精神科病院からの地域移行を進めていくにあたって、日中を過ごす居場所の確保が必要です。



③居住系サービス

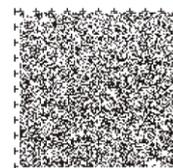
障がいのある人が地域で安心して生活していくための受け皿として居住系サービスの更なる充実が必要です。

家族から自立して地域で生活していくため、また、入所施設や精神科病院からの地域移行を進めていくため、自立生活援助を活用した支援と共に、グループホームなどの住まいの場の確保が必要です。

④計画相談

障害福祉サービス利用者に対するサービス利用計画作成は、ほぼ完了しています。引き続きセルフプランからの移行促進に努めます。〔令和4年度末のセルフプラン率：1.06%（利用者数：2,267人のうちセルフプラン：24人）〕

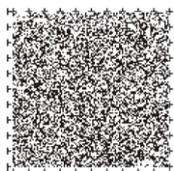
地域移行支援、地域定着支援については、利用者や家族等への情報提供や医療機関など関係機関との連携方法、緊急時への対応などの課題解決に向けて鳥取市地域自立支援協議会で協議を行い、支援体制の強化を図る必要があります。



(3) 地域生活支援事業

令和3年度から令和5年度（実績見込み）の地域生活支援事業の第6期計画見込量及び実績は、次のとおりです。

区 分		第6期鳥取市障がい福祉計画の実施状況								
		R3年度			R4年度			R5年度		
		見込量	実績	対計画比	見込量	実績	対計画比	見込量	実績見込み	対計画比
相談支援事業										
障害者相談支援事業	事業所数／相談員数	8か所／19人	8か所／19人	100%	8か所／19人	8か所／19人	100%	8か所／20人	7か所／20人	87.5%／100%
基幹相談支援センター	—	設置	設置	—	設置	設置	—	設置	設置	—
成年後見制度利用支援事業(申立費用)	件数／年	5件	7件	140.0%	6件	5件	83.3%	7件	5件	71.4%
成年後見制度利用支援事業(後見人等報酬)	件数／年	30件	40件	133.3%	32件	47件	146.9%	35件	48件	137.1%
意思疎通支援事業等										
手話通訳者派遣事業	件数／年	3,200件	3,062件	95.7%	3,200件	2,253件	70.4%	3,200件	2,253件	70.4%
	実依頼件数／年	100件	112件	112.0%	100件	100件	100.0%	100件	100件	100.0%
要約筆記者派遣事業	件数／年	90件	75件	83.3%	90件	79件	87.8%	90件	79件	87.8%
	実依頼件数／年	5件	4件	80.0%	5件	7件	140.0%	5件	7件	140.0%
手話通訳者設置事業 (設置手話通訳者数)	件数／年	4,900件	4,003件	81.7%	4,900件	3,910件	79.8%	4,900件	3,910件	79.8%
	人	5人	5人	100.0%	5人	6人	120.0%	5人	6人	120.0%
手話奉仕員養成事業	研修受講者数／年	20人	32人	160.0%	20人	22人	110.0%	20人	22人	110.0%
登録手話通訳士・通訳者	人	27人	30人	111.1%	28人	30人	107.1%	29人	30人	103.4%
日常生活用具給付等事業	件数／年	5,152件	5,352件	103.9%	5,152件	5,111件	99.2%	5,152件	5,697件	110.6%
移動支援事業(個別支援型)	利用者数／年	101人	76人	75.2%	103人	83人	80.6%	105人	83人	79.0%
地域活動支援センター 機能強化事業	事業所数	1か所	1か所	100.0%	1か所	1か所	100.0%	1か所	1か所	100.0%
	利用者数／年	380人	788人	207.4%	380人	560人	147.4%	380人	600人	157.9%
任意事業										
訪問入浴サービス事業	実利用者数／年	7人	10人	142.9%	7人	9人	128.6%	7人	11人	157.1%
生活支援事業(さわやかサロン等)	実利用者数／年	56人	36人	64.3%	58人	29人	50.0%	60人	34人	56.7%
日中一時支援事業	利用者数／年	75人	68人	90.7%	77人	63人	81.8%	79人	59人	74.7%
	人日／年	3,375人日	4,205人日	124.6%	3,465人日	3,769人日	108.8%	3,555人日	4,203人日	118.2%
点字・声の広報等発行事業	月1回発行	月1回発行	月1回発行	100.0%	月1回発行	月1回発行	100.0%	月1回発行	月1回発行	100.0%
地域生活促進事業										
デイサポート事業	利用者数／年	21人	15人	71.4%	21人	14人	66.7%	21人	12人	57.1%

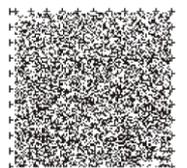


障害者相談支援事業については、見込量を上回っています。相談件数は増加傾向にあります。

成年後見制度利用支援事業（申立費用）については見込量を若干下回っていますが、成年後見制度利用支援事業（後見人等報酬）の件数は増加傾向にあります。

意思疎通支援事業については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響により、手話通訳者及び要約筆記者の派遣事業による対応件数が見込量を下回っています。手話奉仕員養成事業については、見込量を上回っています。鳥取市、岩美町、智頭町、若桜町及び八頭町の1市4町で、引き続き意思疎通支援事業等の取組を進める必要があります。

日中一時支援事業については、見込量を若干下回っています。



13. 第2期鳥取市障がい児福祉計画の実施状況

(1) 目標に対する進捗状況

第2期計画で設定した5つの目標の進捗状況は次のとおりです。

目 標	令和5年度末 目標値	令和5年度末 実績見込み	進捗率	
障がい児支援の提供体制の整備等				
①児童発達支援センターの設置	1 か所	1 か所	100%	
②保育所等訪問支援体制の構築	4 事業所	6 事業所	150%	
③主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	児童発達支援事業所	2 事業所	2 事業所	100%
	放課後等デイサービス事業所	2 事業所	2 事業所	100%
④医療的ケア児支援の協議の場の設置	設置	設置	100%	
⑤医療的ケア児等コーディネーターの配置	配置	配置	100%	

①児童発達支援センターの設置

福祉型の児童発達支援センターを市直営で1か所設置しています。

②保育所等訪問支援体制の構築

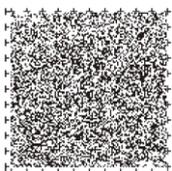
児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所等と併設で6事業所開設され、保育所等訪問支援を実施しています。

③主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

令和2年度に新たに1事業所ずつ増加し、重症心身障がい児を支援する体制を持つ児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所が支援を行っており、支援事業所が確保されています。

④医療的ケア児支援の協議の場の設置

協議の場として鳥取市地域自立支援協議会内に医療的ケア児等支援ワーキングを設置しています。



⑤医療的ケア児等コーディネーターの配置

医療的ケア児等コーディネーターを相談支援事業所、障害児通所支援事業所及び医療機関等に配置しています。

(2) 障害児通所支援等

令和3年度から令和5年度（実績見込み）の障害児通所支援等の見込量及び実績は、次のとおりです。

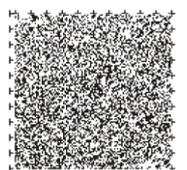
区分		第2期鳥取市障がい児福祉計画の実施状況									
		R3年度			R4年度			R5年度			
		見込量	実績	対計画比	見込量	実績	対計画比	見込量	実績見込み	対計画比	
障害児通所支援	児童発達支援	利用者数/月	70人	73人	104.3%	71人	74人	104.2%	72人	77人	106.9%
		利用日/月	731人日	762人日	104.2%	741人日	802人日	108.2%	752人日	785人日	104.4%
	居宅訪問型児童発達支援	利用者数/月	1人	1人	100.0%	1人	1人	100.0%	1人	2人	200.0%
		利用日/月	5人日	3人日	60.0%	5人日	5人日	100.0%	5人日	5人日	100.0%
	医療型児童発達支援	利用者数/月	12人	11人	91.7%	12人	8人	66.7%	12人	9人	75.0%
		利用日/月	60人日	51人日	85.0%	60人日	28人日	46.7%	60人日	36人日	60.0%
	放課後等デイサービス	利用者数/月	320人	346人	108.1%	340人	376人	110.6%	360人	394人	109.4%
		利用日/月	4,445人日	4,525人日	101.8%	4,723人日	4,705人日	99.6%	5,000人日	4,974人日	99.5%
保育所等訪問支援	利用者数/月	40人	36人	90.0%	42人	29人	69.0%	44人	30人	68.2%	
	利用日/月	44人日	43人日	97.7%	47人日	33人日	70.2%	49人日	34人日	69.4%	
障害児相談支援	利用者数/月	125人	114人	91.2%	135人	123人	91.1%	145人	142人	97.9%	
医療的ケア児等コーディネーターの配置	人	30人	42人	140.0%	35人	49人	140.0%	40人	59人	147.5%	

①障害児通所支援

居宅訪問型児童発達支援は、平成30年度に創設されたサービスです。令和2年度までは利用者はありませんでしたが、令和3年度から支援が行われています。

放課後等デイサービスは、見込量を実績が上回っています。事業所数は増加していますが、利用者も増加しており、今後も利用者数の増加が見込まれます。

保育所等訪問支援は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、保育所等の受け入れの調整等があり、見込量を下回っています。教育と福祉の連携が必要な支援となっており、相談支援専門員が調整等を行っています。

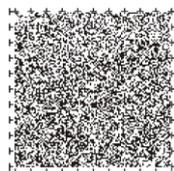


②障害児相談支援

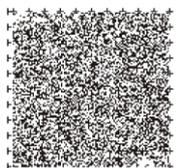
放課後等デイサービスや児童発達支援の利用者の増加に伴い、障害児相談支援の利用者も増加傾向にあります。相談支援事業所との契約により、一般的相談もしやすいことから、更新申請時等にはセルフプランよりも相談支援事業所のプランを勧めています。〔令和4年度末のセルフプラン率：0.39%（利用者数：515人のうちセルフプラン：2人）〕

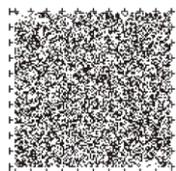
③医療的ケア児等コーディネーターの配置

コーディネーター養成研修を鳥取県が実施しています。相談支援事業所の相談支援専門員、医療機関等においてコーディネーターとして年々増加しており、令和5年度では、59人のコーディネーターが配置されています。



第3章 障がい者計画





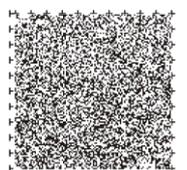
1. 基本理念

「いつまでも暮らしたい 鳥取市」
～共に生きる地域づくり～

本市では、これまで「鳥取市障がい者計画」の基本理念をもとに、障がいに対する理解の促進や日常生活における支援、雇用・就労、教育など、様々な施策・事業を展開し、住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりに取り組んできました。

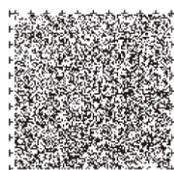
この基本理念のもと、障がいのある人が権利の主体としてその尊厳が守られ、障がいの有無にかかわらず、だれもが個性や能力を発揮し、社会の構成員として主体的に社会参加するとともに、相互に認めあい、支えあう社会の実現を目指します。

また、自立や社会参加を妨げている社会的障壁の除去・改善に向けて、障害者基本法に示される合理的配慮について普及を図りながら差別のない社会を構築するとともに、行政と事業者、当事者だけでなく、地域住民、地域団体等、様々な主体の参画と理解のもとに取組を進めることとします。



2. 施策体系

基本方針	取組
(1) 生活支援	①意思決定支援の推進 ⑤サービスの質の向上 ②相談支援体制の構築 ⑥人材の育成・確保 ③在宅サービス等の充実 ⑦福祉用具その他の普及促進等 ④障がい児支援の充実
(2) 保健・医療	①保健・医療の充実 ②精神保健・医療の提供等 ③難病に関する施策の推進 ④障がいの原因となる疾病等の予防・治療
(3) 安全・安心	①防災対策の推進 ②防犯対策の推進 ③消費者トラブルの防止及び被害からの救済
(4) 情報アクセス ・コミュニケーション 支援の推進	①情報提供の充実 ②コミュニケーション支援の充実 ③行政情報のバリアフリー化 ④読書バリアフリーの推進
(5) 生活環境	①住宅の確保 ②公共交通機関のバリアフリー化の推進 ③公共施設等のバリアフリー化の推進 ④障がいのある人に配慮したまちづくりの総合的な推進
(6) 雇用・就業、経済的自立の 支援	①障がい者雇用の促進 ②総合的な就労支援 ③障がい特性に応じた就労支援及び多様な就業機会の確保 ④福祉的就労の底上げ ⑤経済的自立の支援
(7) 教育、文化芸術活動 ・スポーツ等の振興	①インクルーシブ教育システムの構築 ②教育環境の整備 ③文化芸術活動、スポーツ等の振興 ④文化財の活用の推進
(8) 差別の解消及び権利擁護の 推進	①障がいを理由とする差別の解消 ②権利擁護の推進
(9) 行政サービス等における 配慮	①行政機関等における配慮及び障がいのある人への理解の 促進 ②選挙における配慮



3. 施策の展開

(1) 生活支援

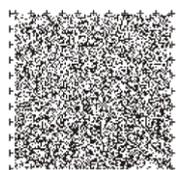
障がいのある人が住み慣れた地域において安心して暮らすためには、障がいのある人自らの意思決定に基づき、障がいのある人一人ひとりの心身の状態や生活実態を踏まえた適切な生活支援を行っていく必要があります。そのためには、気軽に相談できる環境を整える必要があり、市障がい福祉課だけでなく、地域における相談支援体制の充実が欠かせません。

市が委託している「相談支援事業所」や市が委嘱している「障がい者相談員」が、障がいのある人やその家族からの相談に応じています。「相談支援事業所」では、障害福祉サービスの利用支援のみならず、生活全般にわたる必要な情報の提供について、鳥取市地域自立支援協議会をはじめとする関係機関と連携を図りながら行っています。さらに、相談支援の中核的な役割を担う「基幹相談支援センター」を鳥取市社会福祉協議会内に設置する等、相談支援体制の充実にも努めています。

施設入所者、精神科病院に長期間入院している方等の地域生活への移行を促進するためには、訪問系の在宅サービス等の充実や日中生活の支援、障がいのある人の家族等がレスパイト（休息）できる短期入所施設の充実を図るとともに、地域の中に障がいのある人の住まいの場（グループホーム等）を整備し、あわせて障がいのある人の外出支援等により、社会参加を促すための取組を推進する必要があります。

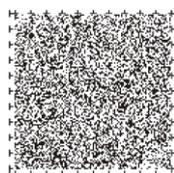
①意思決定支援の推進

施策	取組
1 意思決定支援の体制の構築	○自ら意思を決定すること（意思を形成及び表明する段階を含む。）に支援が必要な障がいのある人等が障害福祉サービス等を適切に利用することができるよう、本人の自己決定を尊重する観点から、相談支援専門員やサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者等に対する研修等を通じた意思決定支援の質の向上や意思決定支援ガイドラインの普及を図ること等により、意思決定の支援に配慮しつつ、必要な支援等が行われることを推進します。



②相談支援体制の構築

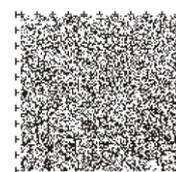
施策	取組
1 地域における相談支援体制の充実	<p>○障がいのある人ができるだけ身近な地域で、様々な困りごと等を相談し、また、心身の状況や支援の必要性に応じて障害福祉サービスを円滑に利用できるよう、相談支援体制の充実・強化を図るとともに、制度の周知を行います。</p> <p>○県東部圏域の指定相談支援事業所、「鳥取県東部聴覚障がい者センター」、「鳥取県視覚障がい者東部支援センター」等の関係機関及び地域で活動する身体障がい者相談員、知的障がい者相談員、精神障がい者相談員、民生・児童委員と連携を図りながら支援の充実を進めます。</p> <p>○地域における相談支援の中核的な役割を担う「基幹相談支援センター」において、相談支援事業所の専門的指導や人材育成等を行い、相談支援機能の強化に取り組みます。</p>
2 計画相談支援の提供体制の充実	<p>○障がいのある人の個々の心身の状況、サービス利用の意向、家族の状況等を踏まえたサービス等利用計画の作成を促進するとともに、支援の必要性に応じた適切なサービスの提供を促進します。</p> <p>○すべての障がいのある人が、必要とするサービスを適切かつ計画的に利用できるように、サービス等利用計画を作成する相談支援専門員及び指定特定相談支援事業所の増加を図る等、計画相談支援の提供体制の充実を進めます。</p>
3 権利擁護及び虐待防止の推進	<p>○知的障がい又は精神障がいにより、判断能力が不十分な障がいのある人の権利擁護や財産管理を支援するために、成年後見制度や日常生活自立支援事業の適正な利用を促進します。</p> <p>○障がいのある人への虐待を防止するため、「鳥取市障がい者虐待防止センター」において、養護者への指導・助言、虐待防止に関する広報・啓発等に取り組みます。</p>
4 地域の連携とネットワークの強化	<p>○地域における相談支援の中立・公平性を確保し、サービス利用に係る困難事例への対応等についての協議・調整等を円滑に行うとともに、サービス提供事業者間の連携強化とサービスの質の向上を図るため、「鳥取市地域自立支援協議会」を活性化し、地域の関係機関の連携強化に取り組みます。</p>
5 重層的支援体制整備事業の推進	<p>○介護、障がい、育児、生活困窮などの分野に関わらず、日常生活上の福祉課題を、地域福祉相談センターで、一旦丸ごと受け止め、専門の機関に繋げることで、困りごとを抱えた方の早期支援の開始を目指します。</p> <p>○『地域』において、住民同士が自ら「福祉課題」に気づき、「情報」を共有し、「支え合える」体制づくりを支援していきます。あわせて、潜在的な課題を抱えている者を、早期に発見し、適切な支援機関に繋げる仕組みづくりに取り組みます。</p>



6 孤独・孤立対策の推進	○高齢、障がい、子ども、生活困窮といった分野別に分かれた福祉施策の狭間で社会的に孤立している人を早期に発見し、支援につなげるため、「孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」を設置し、行政、市民、事業所が連携した支援体制づくりを推進します。
--------------	---

③在宅サービス等の充実

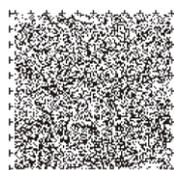
施策	取組
1 在宅サービスの充実	○障がいのある人のニーズ及び実態に応じて、在宅の障がいのある人に対する居宅介護、重度訪問介護等の訪問系サービスを実施し、在宅の障がいのある人の地域生活を支援します。 ○障がいのある人の移動に関するサービスについては、市で行っている重度障がい者（児）タクシー料金助成や自動車改造費助成、福祉車両購入・改造費助成等の周知を図るとともに、行動援護、同行援護、移動支援等のサービスの充実を図り、社会参加の機会確保の取組を推進します。
2 日中活動系サービスの充実	○障がいのある人ができるだけ身近な地域で自立した日常生活、又は社会生活を営むことができるよう、生活介護事業所や就労移行・就労継続支援事業所、また、医療と常時介護を必要とする障がいのある人に対して必要な支援を行う療養介護事業等の日中活動の場を確保し、サービスの充実を進めます。
3 地域生活への移行促進	○障がいのある人が地域住民の理解や必要な支援を受けながら地域生活を送るために、関係機関の協力を得ながら、グループホーム等の居住の場の確保や日中活動の場の確保を進めます。 ○自立した生活を営むことができるよう、身体機能、生活能力の向上のために必要な訓練（機能訓練及び生活訓練）の充実を進めます。 ○地域で生活する障がいのある人の支援を進めるために、地域生活支援拠点等の整備を図り、障がいの重度化・高齢化にも対応できる体制整備に取り組みます。 ○ヤングケアラーを始めとする障がいのある人の家族支援について、相談や障害福祉サービス等に関する情報提供を実施して必要な支援につなぐとともに、こども等の負担軽減を図る観点も含め、障がいのある人の家事援助、短期入所等の必要なサービスの提供体制の確保に取り組みます。



	○精神障がいの有無や程度にかかわらず、安心して暮らすことができる地域を目指して、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加（就労など）、地域の助け合い普及啓発（教育など）などが包括的に確保された、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の構築を推進します。
4 地域活動支援センターの機能強化	○障がいのある人が、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を通所により行う地域活動支援センターの機能を充実・強化し、障がいのある人の地域活動・日中活動を支援します。

④障がい児支援の充実

施策	取組
1 療育支援体制の充実	<p>○乳幼児に対する健康診査や発達相談により障がいの早期発見と早期の発達支援につなげます。</p> <p>○発達支援が必要と判断される場合には、関係機関との情報の共有や連携を深めるとともに、地域療育の拠点となる施設において、障がい児に対する在宅療育に関する相談や援助、必要なサービスの情報提供を行う等、療育支援体制の充実に努めます。</p> <p>○地域において、障がい児とその家族を支えていく体制を整備するとともに、保健・医療・福祉・教育・就労支援等の関係機関が連携し、乳幼児期、学齢期、青年期、成年期等のライフステージに応じた切れ目のない支援に努めます。</p> <p>○医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律に基づき、医療的ケアが必要な障がい児等に対して、地域において包括的な支援が受けられるように、県が運営する医療的ケア児支援センター、その他保健・医療・福祉・教育等の関係機関との連携を促進します。</p>
2 在宅サービス及び障がい児通所支援体制の充実	<p>○在宅で生活する障がい児について、居宅介護や短期入所等の福祉サービス、児童発達支援や放課後等デイサービス等の障害児通所支援事業を実施し、在宅支援の充実を進めます。</p> <p>○在宅療育に関する相談や援助、各種福祉サービスの情報提供を行う等、在宅での療育体制を充実させ、家族が安心して障がい児を養育できる環境の充実を進めます。</p>



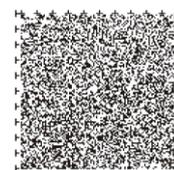
3 障がい児保育等の充実	<p>○障がい児とその保護者が希望する保育所や幼稚園に入所・入園することができるよう、共に育つことのできる環境の整備や加配職員の配置等を進めます。</p> <p>○保育所等訪問支援事業の活用等により、障がい児の保育所等での受入れを促進します。</p>
4 児童発達支援センターの機能強化	<p>○児童発達支援センターについて、障がいの重度化・重複化や多様化を踏まえ、その専門的機能の強化を図るとともに、地域における中核的支援が果たせるよう地域の事業所等との連携や、障がい児の医療的ケアを含めた多様なニーズに対応する機関としての役割を担うため、必要な体制整備に取り組みます。</p>

⑤サービスの質の向上

施策	取組
1 障害福祉サービス事業所の指導の適正な実施	<p>○適正な利用者処遇を実施するため、障害福祉サービス事業所の質の向上及び自立支援給付の適正化を図るため、随時又は定期的に障害福祉サービス事業所に対し、各種法令や通知等について周知し、利用者の満足度の高いサービスの提供を行えるよう指導します。</p>
2 サービス提供体制の確保	<p>○障がいのある人が障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、障害福祉サービス事業所、相談支援事業所等、医療機関、地域の関係者等が連携し、利用者のニーズに対応できる体制の整備を促進します。</p>

⑥人材の育成・確保

施策	取組
1 相談支援専門員の人材育成・確保	<p>○障害福祉サービスや相談支援が円滑に実施されるよう、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士等の障がい特性を理解した相談支援専門員の設置を促進します。また、新規で相談支援専門員を雇用する事業所に対して人件費の補助を行うことにより、人材確保に取り組みます。</p> <p>○障がいのある人一人ひとりの意向に基づく地域生活が実現できるよう、鳥取市地域自立支援協議会の活用や研修等への参加勧奨によりケアマネジメントに必要な相談技術の習得、情報共有等、相談支援専門員の資質の向上に取り組みます。</p>



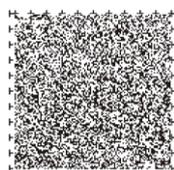
2 障がい児・者支援に携わる人材の育成・確保	<p>○発達障がいや医療的ケアが必要な障がい児・者に適切に対応するため、医療・福祉・教育の連携を進めるほか、福祉専門職員に対する研修等により人材の育成に努めます。</p> <p>○高度な知識や技術が必要とされている強度行動障がい児・者に適切に対応するため、福祉専門職員に対する研修等により人材の育成に努めます。</p> <p>○ハローワークと連携した居宅介護支援の合同企業説明会の開催、社会福祉専門学校への出前授業の実施などを行い、人材の確保に努めるとともに、介護ロボットやICT（情報通信技術）機器導入等による福祉現場での生産性向上などについての支援を進めていきます。</p>
------------------------	---

⑦福祉用具その他の普及促進等

施策	取組
1 福祉用具等の普及促進	○補装具の購入、借受け又は修理に要する費用の一部に対する公費の支給、日常生活用具の給付・貸与を行うとともに、福祉用具に関する情報提供などにより、障がい者のニーズや時代に応じた福祉用具等の普及を促進します。
2 身体障害者補助犬 ⁵ の普及啓発	○身体障害者補助犬を使用する身体障がいのある人が施設等の利用を拒まれることがないように、普及啓発を推進します。

⁵盲導犬、介助犬及び聴導犬のこと。

身体障害者の自立と社会参加に資するものとして、身体障害者補助犬法に基づき訓練・認定された犬。法に基づく表示をつけている。（厚生労働省）



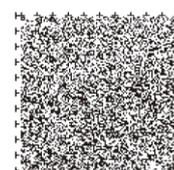
(2) 保健・医療

障がいの予防と早期発見・早期治療は障がい者施策の中でも重要な課題の一つです。また、障がいのある人が地域生活を送るため、身近な地域において、保健・医療サービスやリハビリテーション等を受けることができるよう、サービス提供体制の充実を図ることが重要です。

障がいの種別、原因は様々ですが、保健・医療分野においては、それぞれの特性に応じた支援を行います。近年は精神疾患が増加していることから、心の健康に関する相談やカウンセリング等の機会を確保し、精神疾患の予防と早期発見・早期対応を図るとともに、精神障がいのある人の社会復帰、社会参加の促進のための施策の充実に努めます。

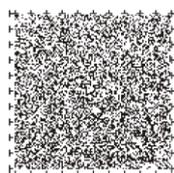
①保健・医療の充実

施策	取組
1 医療体制の充実	<p>○障がいのある人が身近な地域で、症状や状況に応じた医療や障がいの実態に即したリハビリテーション等を適切に受けられるよう、医師会や病院・診療所等の医療機関、訪問看護ステーション等との連携を図り、安心して利用できる地域医療体制の整備に努めます。また、その際は、高齢化等による障がいの重度化・重複化の予防及びその対応に特に留意します</p> <p>○定期的に歯科検診を受けること又は適切な歯科治療を受けることが困難な障がいのある人に対する歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持・増進を図る取組に努めます。</p>



②精神保健・医療の提供等

施策	取組
1 精神保健相談・訪問の充実	<p>○精神疾患の予防と早期発見・早期治療や社会復帰を支援するため、県や医療機関、相談支援事業所等と連携し精神保健福祉相談・支援体制の充実を図ります。</p> <p>○保健師による相談や家庭訪問を実施し、在宅の精神障がいのある人やその家族への支援に努めます。</p>
2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築の推進	<p>○精神障がいの有無や程度にかかわらず、安心して暮らすことができる地域を目指して、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加（就労など）、地域の助け合い普及啓発（教育など）などが包括的に確保された、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の構築を推進します。</p> <p>○保健所が中心となり各関係機関と連携した協議の場で精神障がいのある人のニーズや地域課題を把握し、課題解決に向けて精神保健医療福祉に関する重層的な連携による支援体制の構築、各機関と連携しながら精神障がいのある人一人ひとりに寄り添った支援に努めます。</p> <p>○精神疾患についての正しい理解と偏見のない地域づくりを目指し、普及啓発活動を推進していきます。</p>
3 ひきこもりに対する支援の充実	<p>○ひきこもり問題の早期発見・早期対応のため、保健師による家庭訪問や相談支援事業所、「とっとりひきこもり生活支援センター」との連携により、本人やその家族の希望や心配ごとの相談支援に努めます。</p> <p>○ひきこもり状態にある人の家族を対象に、「ひきこもり家族教室」を実施し、ひきこもりについて理解を深め家族同士の交流を図るとともにその後の相談支援の充実に努めます。</p>
4 心の健康づくりの推進	<p>○精神障がいについての理解や心の健康に対する関心を深めるために、精神保健講演会や相談事業を実施し、精神疾患に関する正しい知識の普及・啓発を図ります。</p> <p>○心の健康づくりを進め、家族や地域とのつながりを大切にしながら健全な情緒や社会性の発達を支援するとともに、精神的なストレスをため込むことなく解消できるよう、家庭や学校、地域における健康づくりを支援します。</p>

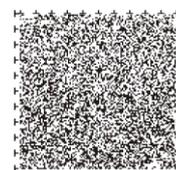


③難病に関する施策の推進

施策	取組
1 難病患者等に対する支援の充実	<p>○難病患者が安心して地域での自立した生活が送れるよう、関係機関と連携を図りながら訪問相談等の支援の充実を図り、様々なニーズに対応した障害福祉サービスの提供に努めます。</p> <p>○小児慢性特定疾病児童等においては、幼少期から慢性的な疾病にかかっており、長期にわたり療養が必要なことから、社会との接点が希薄になり、社会生活を行う上での自立が阻害されやすいため、地域の実情に応じた相談支援等の充実により社会生活への自立の促進を図る取組を行います。</p>

④障がいの原因となる疾病等の予防・治療

施策	取組
1 障がいの早期発見・早期治療・早期療育等の促進	○妊産婦健診、乳幼児及び児童に対する健康診査、保健指導の適切な実施並びに周産期医療・小児医療体制の充実とその機会の活用により、疾病や障がい等の早期発見・早期治療、及び早期療育へとつなげていきます。
2 健康の保持・増進	○鳥取市健康づくり計画「とっとり市民元気プラン」に基づき、生活習慣病の予防と、栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康の各分野に関して健康の増進を図るとともに、健康診査・保健指導の実施等に取り組みます。



(3) 安全・安心

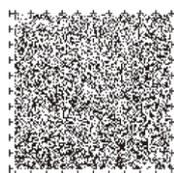
障がいのある人が住み慣れた地域で安全に安心して生活できるよう、障がいの特性に配慮した支援策を講じ、災害や犯罪による被害の未然防止を図る必要があります。

特に重要な取組の一つが、迅速な情報伝達・情報手段の確立であり、緊急時において、障がいのある人が必要な情報を速やかに入手し、又は通報できる環境を整備する必要があります。

また、防犯の見地からは、障がいのある人が消費者トラブルに巻き込まれないよう、最新の正しい情報が入手できるよう啓発していく必要があります。

①防災対策の推進

施策	取組
1 災害情報等の伝達・災害発生時における迅速な情報提供	○防災行政無線に加え、鳥取市防災ラジオや鳥取市防災アプリ、緊急速報メールや聴覚障がいのある人等へのファクシミリによる情報提供等、各種伝達システムの充実に取り組みとともに、制度の広報によりその利用を促進します。
2 避難行動要支援者支援制度の普及促進	○「避難行動要支援者支援制度」の普及により、平時から障がいのある人や高齢者等、災害時に自力で避難が困難な避難行動要支援者の居住地や緊急時連絡先等、支援に必要な情報の把握に努めるとともに、災害時には行政と地域組織が連携して情報の共有・伝達ができる体制の整備を図ります。また、避難行動要支援者が安心して避難できるよう、身近な福祉専門職（相談支援専門員等）による個別避難計画の作成を進めます。 ○「避難行動要支援者支援制度」を踏まえ、地域住民が主体となって取り組む防災マップの作成や防災訓練を実施することにより、避難体制の構築や平時の見守り体制づくりを進め、誰もが安全・安心に暮らせる地域社会の構築を支援します。
3 緊急通報・避難体制の整備・充実	○障がいのある人やその家族が緊急時に消防署等の関係機関に即時に通報できるよう、県東部消防局が行っている「NET119」「メール119番」「FAX119番」について、障がいのある人への周知徹底・利用促進を図るほか、ホームページや市報を利用した広報活動を実施します。 ○避難所として利用される施設のバリアフリー化を推進するとともに、災害時の避難所においては障がいのある人が必要とする物資の供給や障がい特性に応じた必要な支援が受けられるよう職員を配置するなど支援体制の整備に努めます。



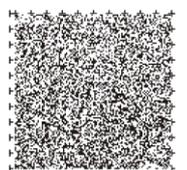
	<p>○福祉避難所協定施設や災害派遣福祉チーム（DWA T）と連携し、災害発生時に介護・医療的ケア等が必要な方が、安心して避難所で過ごせるよう努めます。</p> <p>○災害発生時における「防災アプリ」や「防災ラジオ」等による多様な情報伝達体制の整備を促進します。</p> <p>○「総合防災マップ」や「障がいのある方・支援者のための防災の手引き」等による防災手段等の周知に取り組みます。</p> <p>○災害発生後にも継続して福祉サービスを提供することができるよう、障害福祉サービス事業所等と連携した支援体制整備に取り組みます。</p>
--	---

②防犯対策の推進

施策	取組
1 地域防犯体制の充実	<p>○犯罪のない安全で安心なまちづくりを実現するため、警察と地域、障がい者団体、福祉施設、行政等が緊密な連携をとりながら、地域の自主防犯活動の促進を図ることにより、犯罪被害の防止と早期発見に努めます。</p> <p>○鳥取県警で実施している「メール110番」「FAX110番」について障がいのある人への周知徹底と利用促進を図り、緊急時に速やかな通報が行えるよう促します。</p>
2 再犯防止施策の推進	<p>○犯罪をした者が、再犯することなく、社会を構成する一員となるよう、鳥取県地域定着支援センターや更生保護ボランティアなどと連携しながら、必要な保健医療・福祉サービスの利用支援を進めます。</p>

③消費者トラブルの防止及び被害からの救済

施策	取組
1 消費生活に関する相談及び消費者被害の啓発の推進	<p>○見守りネットワーク（鳥取市消費者安全確保地域協議会）を通じた見守り活動を、障がい者団体、消費者団体、福祉関係団体等と連携し、消費者被害の未然防止・早期発見及び注意喚起や拡大防止等、消費者安全の確保に取り組みます。</p> <p>○市の消費生活センター等におけるファクシミリやメール等での消費者相談の受付や、障がいのある人の特性に配慮した消費生活相談体制の整備を維持します。</p>



(4) 情報アクセス・コミュニケーション支援の推進

障がいのある人やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、多様な情報に接することができる環境において必要な情報を主体的に選択するとともに、地域でのコミュニケーションがとれることが重要です。

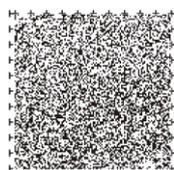
障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づき、障がいのある人による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を充実させ、障がいのある人が必要な情報に円滑にアクセスすることができるよう、ICT（情報通信技術）等の積極的な活用やコミュニケーション支援体制の充実を図り、障がいのある人の自立と社会参加の促進を図ります。また、災害に関する情報を障がいのある人に確実に伝えるため、障がい特性に応じた情報伝達体制の整備が必要です。

①情報提供の充実

施策	取組
1 多様な手段による情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○本市が実施している保健・医療・福祉に関する制度や、福祉サービス等についての情報を掲載した「福祉のてびき」音声版の提供や点字広報紙、「声の広報紙」等の配布、聴覚障がいのある人へのファクシミリによる電話リレーサービスを活用した広報等の情報提供等、誰もが手軽に情報を入手できるよう努めます。 ○「鳥取市公式ウェブサイト」を活用して、障害福祉サービス事業所や事業内容等についての情報提供の充実を進めます。 ○電子出版は、視覚障がい、上肢障がい、学習障がい等により紙の出版物の読書に困難を抱える障がいのある人の出版物の利用の拡大に資すると期待されることから、電子出版物の教育における活用を進めます。

②コミュニケーション支援の充実

施策	取組
1 意思疎通支援者の派遣・養成事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○障がいのために意思疎通に支障がある者に対して、手話通訳者や要約筆記者、失語症者向け意思疎通支援者の派遣や点訳による支援を行い、障がいのある人のコミュニケーションを支援します。また、代読、代筆の支援については、地域の支援体制等の状況や利用者のニーズに応じて、事業実施に向けた検討を進めていきます。

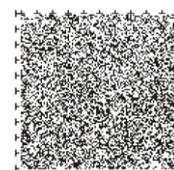


	<p>○障がいのために意思疎通に支障がある者との意思疎通の支援を図るため、手話通訳者、要約筆記者、点訳・音声訳者、失語症者向け意思疎通支援者等の養成研修を実施し、意思疎通支援を行う人材の育成を図ります。</p> <p>○市長定例記者会見等に手話通訳者を配置し、聴覚障がいのある人等への情報発信の充実に努めます。</p>
2 公共施設へのコミュニケーション支援ボード ⁶ の設置の推進	○聴覚や言語機能などの障がいにより、話し言葉によるコミュニケーションに困難のある者との意思疎通を助けるツールとして、公共施設へのコミュニケーション支援ボードの設置を推進します。
3 日常生活用具の普及促進	○情報やコミュニケーションに関する支援機器を必要とする障がいのある人に対して日常生活用具の給付又は貸与を行います。

③行政情報のバリアフリー化

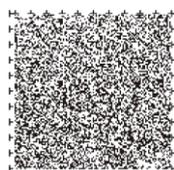
施策	取組
1 利用しやすさに配慮した行政情報の提供	<p>○障がいのある人を含むすべての人が利用しやすい行政情報の電子的提供の充実に取り組むとともに、ホームページ等で提供される情報や機能を支障なく利用できるよう取り組みます。</p> <p>○音声コードの添付、ファクシミリ番号の明記、通知への点字シールの貼付等、障がいのある人に配慮したきめ細かな行政文書の作成に努めます。</p> <p>○情報提供の方法については、障がいのある人の意見を取り入れながら、よりわかりやすいものとなるように努めます。</p>

⁶ 知的障害者、自閉症、聴覚障害者のコミュニケーション支援を目的として作成された図版。指さしして用いることが想定されている。絵に加え、簡易な日本語、英語、韓国語、中国語が記載されている。(内閣府)



④読書バリアフリーの推進

施策	取組
<p>1 障がいのある人を含むすべての人の読書活動の支援</p>	<p>○利用者のニーズに応えるため、市立図書館において、アクセシブルな書籍等（点字図書や拡大図書、LLブック、録音図書、デジタル図書等）の収集を継続して行うとともに、身体的な理由等により、図書館への来館が困難な方にも、読書が可能となる電子図書館サービスの提供など、利用者しやすい環境の整備を図ります。</p> <p>○国立国会図書館やサピエ図書館のサービスについての周知等により、多くの視覚障がいのある人等※が資料の利用ができる環境の整備を進めます。</p> <p>○アクセシブルな書籍等を利用するための端末機器等、これに関する情報及びこれを利用するのに必要な情報通信技術について、視覚障がいのある人等※が入手及び習得するために必要な支援を行います。</p> <p>○アクセシブルな書籍等を、利用者が円滑に利用できるよう、司書等を対象とした研修等で、視覚障がいのある人等※に対する図書館サービスについて理解を深める場を設け、司書等の資質の向上を図ります。</p> <p>※「視覚障がいのある人等」…視覚障がい、発達障がい、肢体不自由その他の障がいにより、紙の出版物の読書に困難を抱える者。</p>



(5) 生活環境

障がいのある人が住み慣れた地域で自立した生活を安心して過ごせるよう、住居の確保、建築物や道路・歩道、公共交通機関等のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化⁷等、障がいのある人に対して優しいまちづくりを推進することが重要です。

本市では、「鳥取市バリアフリーマスタープラン」に基づき、誰もが安心・快適に暮らせるまちの実現を目指していきます。

また、こうした生活環境の整備は障がいのある人や高齢者のみならず、誰もが暮らしやすいまちづくりにもつながることから、市民全体の理解と協力により実現する必要があります。

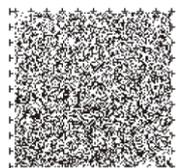
①住宅の確保

施策	取組
1 公営住宅の整備の促進	○公営住宅を新たに整備する際には、バリアフリーに配慮した整備を行うとともに、既存の公営住宅に関してはバリアフリー化の改修を促進し、障がいのある人が住みやすい公営住宅の供給を推進します。
2 民間住宅への入居支援の促進	○県実施の「あんしん賃貸支援事業」を活用し、借入人及び障がいのある人への情報提供等の支援と必要な相談体制の整備を行うとともに、家賃債務保証制度の活用を促進し、障がいのある人の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進します。 ○鳥取市地域自立支援協議会での相談支援事業所による情報共有により、障がいのある人の住宅確保の支援を行います。
3 グループホームの整備促進	○日常生活上の相談援助等を受けながら、地域で安心して共同生活ができるグループホームの整備を促進します。
4 障がい者住宅改修等に対する助成	○重度身体障がいのある人の在宅生活を容易にするとともに介護を行う家族等の負担軽減を図るため、手すりの取り付け、床段差の解消、洋式便器等への取替え等の住宅改修及び日常生活用具の給付又は貸与等の助成を行います。

②公共交通機関のバリアフリー化の推進

施策	取組
1 公共交通機関の利便性の向上	○高齢者や障がいのある人が日常的に自立した生活を送ることができ、また、積極的に社会参加する機会が持てるように、公共交通の利便性の向上に努めます。具体的には、バス事業者に対して

⁷あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインすること。「バリアフリー」とともに、施設や製品等については新しいバリアが生じないよう誰にとっても利用しやすくデザインするという考え方（「ユニバーサルデザイン」）が必要。（総務省）



	は低床バスや、リフトバスの導入率の向上、一方で乗務員に対しては、障がいについての正しい理解や配慮の必要性等についての「心のバリアフリー ⁸ 」に関する研修を要請します。
--	---

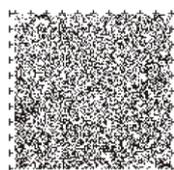
③公共施設等のバリアフリー化の推進

施策	取組
1 ユニバーサルデザインを踏まえた施設等の整備促進	○市の施設の新設・改修にあたっては「バリアフリー法」や「鳥取県福祉のまちづくり条例」の整備基準に基づき、ユニバーサルデザインを踏まえた施設整備を推進します。施設の整備にあたっては、利用形態や利用者の特性等を十分に踏まえ、バリアフリースイールの整備、障がい者優先駐車スペースの確保、エレベーターやエスカレーターの設置等を推進します。

④障がいのある人に配慮したまちづくりの総合的な推進

施策	取組
1 福祉のまちづくりの推進	<p>○バリアフリー法に基づき市が定める重点整備地区内の旅客施設周辺等の主要な生活関連経路において、公共交通機関等のバリアフリー化と連携しつつ、歩行者が安全・快適に移動できるよう歩行空間の確保や視覚障害者誘導用ブロック（点字ブロック）の整備等を推進します。</p> <p>○バリアフリー法に基づき市が定める重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路において、音響により信号表示の状況を知らせる音響式信号機、歩行者等と車両が通行する時間を分離する歩車分離式信号、歩行者青時間の延長を行うP I C S（歩行者等支援情報通信システム）等のバリアフリー対応型信号機、見やすく分かりやすい道路標識等の整備を推進します。</p> <p>○バリアフリー法に基づき市が定める重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路のうち、道路又は交通の状況に応じ、視覚障がいのある人の移動上の安全性を確保することが特に必要であると認められる部分における音響信号機及びエスコートゾーンの整備を推進します。</p> <p>○誰もが安心して暮らし続けることができるまちづくりを目指し、「心のバリアフリー」の推進等、ハード・ソフト両面でのバリアフリー化へ取り組みます。</p>

⁸様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと。（国土交通省）



(6) 雇用・就業、経済的自立の支援

障がいのある人が地域で安定した生活を送るためには、就労の機会が重要であり、働く意欲のある障がいのある人がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう就労支援を進めることが重要です。

「障害者雇用促進法」の趣旨に沿って、就労を希望する者は可能な限り一般就労できるように、一般就労が困難で就労継続支援事業所で働く者は継続して通所できるよう、総合的な支援を進める必要があります。

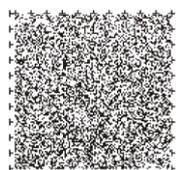
また、「障害者優先調達推進法」に基づき、障害福祉サービス事業所等で作られた製品や役務の提供等を市や市の関連団体で積極的に活用し、工賃向上への取組を支援します。

①障がい者雇用の推進

施策	取組
1 事業主等に対する啓発・広報	<p>○ハローワーク（公共職業安定所）などの雇用関係機関と協力し、障がいのある人への理解と雇用拡大に関する啓発に努めるとともに、「鳥取市障がい者トライアル雇用奨励金」等の障がい者雇用にかかわる各種助成制度等について周知を図ります。</p> <p>○ハローワークと連携し、地元企業と就労を希望する障がいのある人とのマッチング支援に取り組み、雇用機会の拡大を推進します。</p>
2 法定雇用率の達成に向けた取組	<p>○法定雇用率を達成していない民間企業に対しては、ハローワークや県と連携し、障がい者雇用の促進について理解・協力を求めます。</p> <p>○市における職員の計画的な採用により、法定雇用率達成の維持・継続に取り組みます。</p>

②総合的な就労支援

施策	取組
1 関係機関との連携による職場定着の充実	<p>○福祉、教育、医療等から雇用への一層の推進のため、ハローワークや障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターを始めとする地域の関係機関が密接に連携して、職場実習の推進や雇用前の雇入れ支援から雇用後の職場定着支援までの一貫した支援体制整備を図ります。また、障害者就業・生活支援センターによる障がいのある人に対する就業面及び生活面からの一体的な相談支援の実施や地域の就労支援機関との連携により、障がいのある人の継続的な職場定着を目指します。</p>



2 一般就労への移行促進	<p>○就労移行支援事業所及び就労継続支援事業所の就労系サービスの充実、福祉施設から一般就労への移行を促進するために重要であり、適正な事業運営やサービスの質の向上を図るため、実地指導等による事業所への助言・指導等を行います。</p> <p>○事業主の障がい者雇用への理解・雇用促進と、企業等における障がいのある人の就労への不安を解消するため、職場実習に続いて短期間試行的に雇用することで企業と障がいのある人相互の理解を深められるトライアル雇用の活用を働きかけていきます。</p>
--------------	---

③障がい特性に応じた就労支援及び多様な就業機会の確保

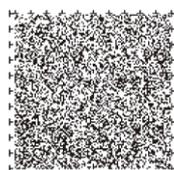
施策	取組
1 障がいのある人の特性に応じた支援体制の整備	<p>○障がいのある人の能力や特性に応じた就労を支援するため、障がいのある人のニーズを踏まえつつ、短時間労働や在宅就業等、多様な働き方を選択できる環境整備に努めます。</p> <p>○精神（発達）障がいに関する事業主等の理解を促進するとともに、ハローワーク等の就労支援機関や医療機関との連携を図ることで、精神障がいのある人の特性に応じた支援を充実・強化し、精神障がいのある人の雇用拡大を推進します。</p>

④福祉的就労の底上げ

施策	取組
1 就労移行支援・就労継続支援の利用促進	○一般就労が困難な障がいのある人に対して、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練等の支援を行う就労移行支援事業や就労継続支援事業について、就労を希望される者へ利用を促進します。
2 障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進	<p>○市では障がい者就労施設等から提供ができる物品や役務を優先的に調達するとともに、障害者優先調達推進法による調達目標を策定し、その結果を公表します。</p> <p>○障がい者就労施設等で製作した製品等の販売と障がい者と健常者の交流の場となっている福祉の店の運営支援と利用啓発を推進します。</p>

⑤経済的自立の支援

施策	取組
1 公的年金・公的手当等の制度の周知	○雇用・就業の促進を図るとともに、障害年金や特別障害者手当等の受給による経済的自立を支援します。また、受給資格を有する者が確実に受け取ることができるよう、制度の周知に取り組みます。



(7) 教育、文化芸術活動・スポーツ等の振興

すべての子どもは等しく教育を受ける権利を有しており、誰もが一人の人間として人権を尊重され、障がいの有無にかかわらず、地域や学校で共に学び、支え合う教育が求められます。そのため、すべての学校で、福祉や保健、医療など各分野の関係機関と連携を図りながら、障がい児一人ひとりのニーズに応じたきめ細やかな教育的支援を行う必要があります。また、障がい児に対して支障がない学校施設のバリアフリー化を推進する必要があります。

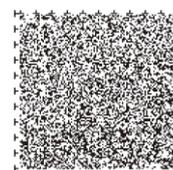
文化芸術活動、スポーツ等の振興においては、芸術イベントの開催等、障がいに対する理解と障がいのある人の社会参加を促進する取組を進めるとともに、スポーツ・レクリエーション活動や生涯を通じた学習機会の確保など、障がいのある人が自発的に活動する支援が必要です。

文化財の利活用は、その性格上、障がいのある人の利活用について、施設のバリアフリー化やソフト事業の推進等、障がいのある人と健常者が共に楽しめる環境づくりが必要です。

①インクルーシブ教育システム⁹の構築

施策	取組
1 就学・教育相談の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○一人ひとりの障がいの状態や教育的ニーズに応じた就学を進めるとともに、本人や保護者のニーズに応じた多様な就学・教育相談に対応できる体制整備を図ります。 ○発達障害者支援法に基づき、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、高機能自閉症等の児童に対して、自立生活力を高めるための相談支援体制の充実を進めます。
2 特別支援学級・通級指導教室の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○障がいのある子どもの自立と社会参加を見据え、一人ひとりの教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、通級による指導、特別支援学級といった連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備を図ります。 ○小・中学校・義務教育学校において、障がいの程度や実情に応じた適切な教育的支援が受けられるよう、特別支援教育支援員を配置する等、支援体制の整備を図ります。 ○障がい種別の多様化への対応など特別支援教育に関する指導力の向上を図るため、特別支援教育にかかる研修等の充実に努めます。

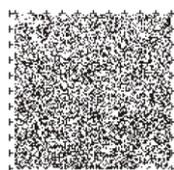
⁹ 人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みのこと。
(文部科学省)



施策	取組
3 進路支援の充実	<p>○学校教育修了後に障がいのある児童・生徒が適切な進路選択ができるよう、教育機関や障害福祉サービス事業所、ハローワーク（公共職業安定所）等の関連機関と連携し、相談や指導体制の充実及び就労先の確保に取り組めます。</p> <p>○特別支援学校等での作業学習や企業実地研修、障害福祉サービス事業所での実習を行うとともに、十分な学習・実習活動が行えるよう、事業所の確保と体験活動実施期間の充実を進めます。</p>
4 交流及び共同学習の充実	<p>○障がいの有無にかかわらず、様々な心身の特性や考え方をもつ人々とコミュニケーションをとり、自分と他者との違いを理解し、その違いを認め合い、互いのよさや強みを生かして協働することができる力の育成と、望ましい人間関係が構築できるよう、交流及び共同学習の充実に努めます。</p>

②教育環境の整備

施策	取組
1 学校等施設・設備の整備	<p>○障がいの有無にかかわらず、共に身近な地域で学校生活を送ることができるよう、また、災害発生時における利用等の観点も踏まえ、学校施設のバリアフリー化や、トイレの洋式化を推進します。</p> <p>○ICT（情報通信技術）の活用を踏まえ、障がいのある児童・生徒の一人ひとりの教育的ニーズに応じた教科書をはじめとする教材の提供や支援機器の充実に努めます。</p> <p>○学校施設のバリアフリー化や特別支援学校の教室不足解消に向けた取組等を推進します。特に、災害発生時の避難所として活用されることもある公立小・中学校施設については、令和2年度に定めた令和7年度末までの5年間の緊急かつ集中的なバリアフリー化の整備目標を踏まえ整備を推進することや、トイレの洋式化、自家発電設備を含む防災機能強化については、学校設置者の要望を踏まえて、必要な支援に努めます。</p>

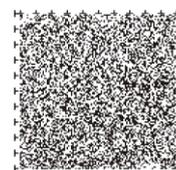


③文化芸術活動、スポーツ等の振興

施策	取組
1 文化芸術活動の推進	<p>○「麒麟のまち鳥取市美術展」の開催や「鳥取市民音楽祭」の開催に対する支援など、障がいのある人を含めた市民の文化芸術活動に対する支援に努めます。</p> <p>○障がい者アートをテーマとする「フクシ×アート WEEKS」の開催など、障がいのある人の文化芸術活動の普及啓発や健常者との交流機会の提供に努めます。</p>
2 文化芸術活動の環境整備	<p>○障がいのある人などの意見を踏まえた文化施設のバリアフリー化や、文化芸術関係の催しにおける案内表示、介助スタッフや手話通訳者・要約筆記者の配置、ICT（情報通信技術）を活用したオンライン配信など、障がいの有無に関わらず誰もが参加しやすい環境づくりに努めます。</p> <p>○バリアフリー映画の普及促進や、県東部聴覚障がい者センターが行う字幕入りDVDの貸出、点字図書館における点字図書、音声テープ等の貸出により、聴覚や視覚に障がいのある人が日常的に文化芸術活動に親しめる環境づくりに努めます。</p>
3 スポーツ等の推進	<p>○障がいのある人の各種スポーツ大会等の開催を通じて障がい者スポーツの普及を図るとともに、民間団体等が行うスポーツ等に関する取組を支援します。</p> <p>○障がい者スポーツ大会等に協力するボランティア等の参加拡大、障がいのある人と健常者が参加するスポーツ大会の開催支援等、障がいのある人と健常者の交流に努めます。</p>
4 文化施設・スポーツ施設等のバリアフリー化の推進	<p>○障がいのある人が地域において文化芸術活動やスポーツに親しむことのできる施設・設備等のバリアフリー化等、施設整備の改善に努めます。</p> <p>○新たに文化施設・スポーツ施設を整備する際には、施設・設備の整備に障がいのある人の意見を反映させる機会の確保に努めます。</p>

④文化財の活用の推進

施策	取組
1 文化財の活用の推進	<p>○博物館・資料館施設のバリアフリー化等、障がいのある人と健常者が共に地域の文化財に親しめる環境づくりに努めます。</p> <p>○史跡・重要文化財等を整備する際には、障がいのある人の意見を反映させる機会の確保に努めます。</p>



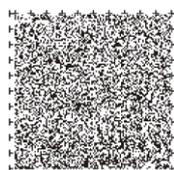
(8) 差別の解消及び権利擁護の推進

全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、平成25年に「障害者差別解消法」が制定（平成28年4月1日施行）され、令和3年6月に同法は改正（令和6年4月1日施行）されました。同法の趣旨に沿って、障がいのある人に対する差別の解消を図るには、各種広報手段を活用して啓発・広報活動の充実はもとより、幼少期からの福祉教育の強化や障がいのある人との交流の推進による正しい知識の普及と理解の促進を図る必要があります。

権利擁護に関して、障がい者虐待については、平成23年に「障害者虐待防止法」が制定（平成24年10月1日施行）されており、同法の趣旨に基づき引き続き虐待の防止等に取り組む必要があります。また、障がいのある人が財産管理や在宅サービスの利用等で判断能力の不足等により、自己に不利な契約を結ぶことがないように、障がいのある人本人の自己決定を尊重する観点から、成年後見制度の普及啓発と利用促進に努めます。

①障がいを理由とする差別の解消

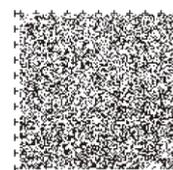
施策	取組
1 障がい者差別解消への取組の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者差別解消法及び同法に基づく基本方針等に基づき、障がいを理由とする不当な差別的取扱いの禁止や、障がいのある人に対する合理的配慮の提供の実施など、障がいを理由とする差別の解消に向けて着実に取組を進めるとともに、事業者による合理的配慮の提供を義務付けること等を内容とする障害者差別解消法改正法の円滑な施行に向け、事業者が適切に対応できるよう周知・啓発を行います。 ○障害者差別解消法及び同法に基づく基本方針等に基づき、社会的障壁の除去の実施についての合理的配慮を的確に行うため、技術進歩の動向を踏まえつつ、ハード面でのバリアフリー化施策、情報の取得・利用・発信におけるアクセシビリティ向上のための施策、職員に対する研修等の環境の整備の施策を着実に進めます。 ○「障害者週間」（12月3日～12月9日）や「鳥取市障がい者福祉週間」（5月23日～5月29日）の期間中、障がい者団体やボランティア団体等との連携を図りながら、各種啓発・広報活動を推進します。 ○鳥取市障がい者虐待防止・差別解消推進協議会を設置し、障がい者差別に関する相談事案の情報共有・協議を通じた事案解決に取り組めます。



2 交流事業の充実	<p>○鳥取市障がい者福祉週間に実施しているふれあい広場をはじめとする市主催の行事に、障がいの有無や種別・程度に関わりなくすべての人が参加できるよう配慮し、交流を促すことで障がいに関する理解の促進や人権意識の高揚を図る取組を推進します。</p> <p>○幼少期からのインクルーシブ教育を推進するとともに、特別支援学校と小・中学校、義務教育学校との交流を進めます。</p>
-----------	---

②権利擁護の推進

施策	取組
1 障がい者虐待防止への取組の推進	<p>○「鳥取市虐待防止センター」における障がい者虐待の未然防止、早期発見・早期解決を図るための取組を進め、障がいのある人の権利擁護を図るとともに養護者への支援を行います。</p> <p>○障害福祉サービス事業所や地域の民生・児童委員等の支援者に対して虐待の予防や早期発見等の理解を深める研修会等を実施する等の啓発活動を積極的に行います。</p> <p>○高齢者やDVなど、複数の要因が含まれる場合は、重層的支援体制整備による支援会議を開催し、早期解決に向けて障がいのある人及び養護者への支援を行います。</p> <p>○鳥取市障がい者虐待防止・差別解消推進協議会において、障がい者虐待の予防、早期発見、早期対応及び再発防止に取り組みます。</p>
2 成年後見制度の適切な利用推進	<p>○障がいのある人本人に対する意思決定支援（意思を形成及び表明する段階の支援を含む。）を踏まえた自己決定を尊重する観点から、相談支援専門員やサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者等に対する研修等を通じた意思決定支援の質の向上や意思決定支援ガイドラインの普及を図るとともに、成年後見制度の適切な利用の促進に向けた取組を進めます。</p> <p>○申立人がいないなど制度の利用が困難な障がいのある人について、市長が家庭裁判所に対して後見人の選任を求めて申し立てを行う等、障がいのある人の権利擁護の取組を推進します。</p>



(9) 行政サービス等における配慮

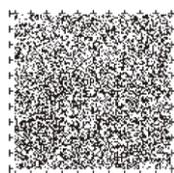
行政サービスのあらゆる面において障がいのある人が受ける社会的障壁を取り除くため、障がいのある人の個別の状況に応じた合理的配慮に努めます。

①行政機関等における配慮及び障がい者理解の促進

施策	取組
1 市職員研修の充実と行政サービスの向上	<ul style="list-style-type: none"> ○障がいの特性や障がいのある人に関する理解を促進するための「あいサポーター研修」及び聴覚障がいのある人とのコミュニケーションを図るための「手話研修」を「鳥取市職員研修計画」に位置付けるとともに、窓口等における配慮の徹底に取り組みます。 ○市の事務・事業の実施に当たっては、障害者差別解消法をはじめとする各法律に基づき、障がいのある人への合理的配慮の提供の取組を推進します。 ○行政情報の提供等に当たっては、ICT（情報通信技術）の利活用も踏まえ、アクセシビリティに配慮した情報提供を推進します。 ○聴覚や言語機能などの障がいにより、話し言葉によるコミュニケーションに困難のある者との意思疎通を助けるツールとして、公共施設へのコミュニケーション支援ボードの設置を推進します。

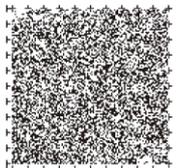
②選挙における配慮

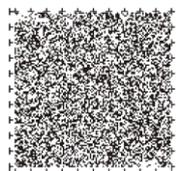
施策	取組
1 投票所における配慮	<ul style="list-style-type: none"> ○障がいのある人が投票しやすいよう、投票所出入口等へのスロープ設置、投票所内の車いすの配置、代理投票用記載台の設置、視覚障がいのある人の投票に配慮した点字による候補者名簿や点字器の配備等、投票所におけるバリアフリー環境の整備に取り組みます。 ○聴覚や言語機能などの障がいのある人が、指差しによる意思表示ができるよう投票所にコミュニケーション支援ボードの設置を行います。
2 投票機会の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○県選挙管理委員会が指定した病院、老人ホーム、身体障害者支援施設等での投票や在宅の重度身体障がいのある人が自宅で郵便による投票を行う不在者投票の制度について周知し、障がいのある人の投票機会の確保を推進します。 ○投票所に行くことができない障がいのある人の投票機会を確保するため、郵便による不在者投票が可能となる障がいの程度の見直しを国に要請する等、一人でも多くの障がいのある人が投票することができる取組を推進します。



第4章

第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画





1. 国の「基本指針」

国が示す「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）は、障害者総合支援法第87条第1項及び児童福祉法第33条の19の規定に基づき、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として作成されます。

障がい福祉計画・障がい児福祉計画は、国が示す基本指針に即して市町村及び都道府県が作成すると規定されているため、本市では令和5（2023）年に改正された基本指針に沿って策定することとします。

■「基本指針」の主な改正概要（厚生労働省通知：令和5年5月19日）

①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・ 重度障がい者等への支援など、地域のニーズへの対応
- ・ 強度行動障がい等を有する障がい者等への支援体制の充実
- ・ 地域生活支援拠点等の整備の努力義務化
- ・ 地域の社会資源の活用及び関係機関との連携も含めた効果的な支援体制の整備推進
- ・ グループホームにおける一人暮らし等の希望の実現に向けた支援の充実

②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

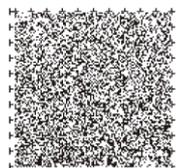
- ・ 精神障がい者等の相談支援業務に関して市町村における実施体制を整える重要性及び当該業務を通じた日頃からの都道府県と市町村の連携の必要性
- ・ 都道府県は、医療計画との整合性に留意した計画の策定

③福祉施設から一般就労への移行等

- ・ 一般就労への移行及び定着状況に関する成果目標の設定
- ・ 就労選択支援の創設への対応について成果目標に設定
- ・ 一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時的な利用に係る法改正への対応
- ・ 地域における障がい者の就労支援に関する状況の把握や、関係機関との共有及び連携した取組

④障がい児のサービス提供体制の計画的な構築

- ・ 市町村における重層的な障害児支援体制の整備や、それに対する都道府県における広域的見地からの支援
- ・ 地域におけるインクルージョンの推進
- ・ 都道府県及び政令市における、難聴児支援のための中核機能を有する体制の確保等について成果目標に設定
- ・ 都道府県の医療的ケア児支援センターの設置について成果目標に設定
- ・ 地方公共団体の医療的ケア児等に対する総合的な支援体制の構築について成果目標に設定
- ・ 障害児入所支援から大人にふさわしい環境への円滑な移行推進について成果目標に設定



⑤発達障がい者等支援の一層の充実

- ・市町村におけるペアレントトレーニング等、家族に対する支援体制の充実
- ・市町村におけるペアレントトレーニング等のプログラム実施者養成の推進
- ・強度行動障がいやひきこもり等の困難事例に対する助言等を推進

⑥地域における相談支援体制の充実・強化

- ・基幹相談支援センターの設置及び基幹相談支援センターによる相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の推進
- ・地域づくりに向けた協議会の活性化

⑦障がい者等に対する虐待の防止

- ・障害福祉サービス事業所等における虐待防止委員会や職員研修、担当者の配置の徹底、市町村における組織的対応、学校、保育所、医療機関との連携の推進

⑧地域共生社会の実現に向けた取組

- ・社会福祉法に基づく地域福祉計画及び重層的支援体制整備事業実施計画との連携並びに市町村による包括的な支援体制の構築の推進

⑨障害福祉サービスの質の確保

- ・障害福祉サービスの質に係る新たな仕組みの検討を踏まえた記載の充実
- ・都道府県による相談支援専門員等の養成並びに相談支援専門員及びサービス管理責任者等の意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施

⑩障害福祉人材の確保・定着

- ・ICT（情報通信技術）の導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
- ・相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加

⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定

- ・障害福祉DB（データベース）の活用等による計画策定の推進
- ・市町村内のより細かな地域単位や重度障がい者等のニーズ把握の推進

⑫障がい者による情報の取得利用・意思疎通の推進

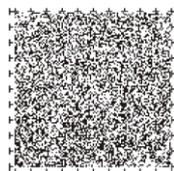
- ・障がい特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設

⑬障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化

- ・障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重
- ・支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備

⑭その他：地方分権提案に対する対応

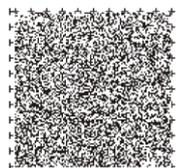
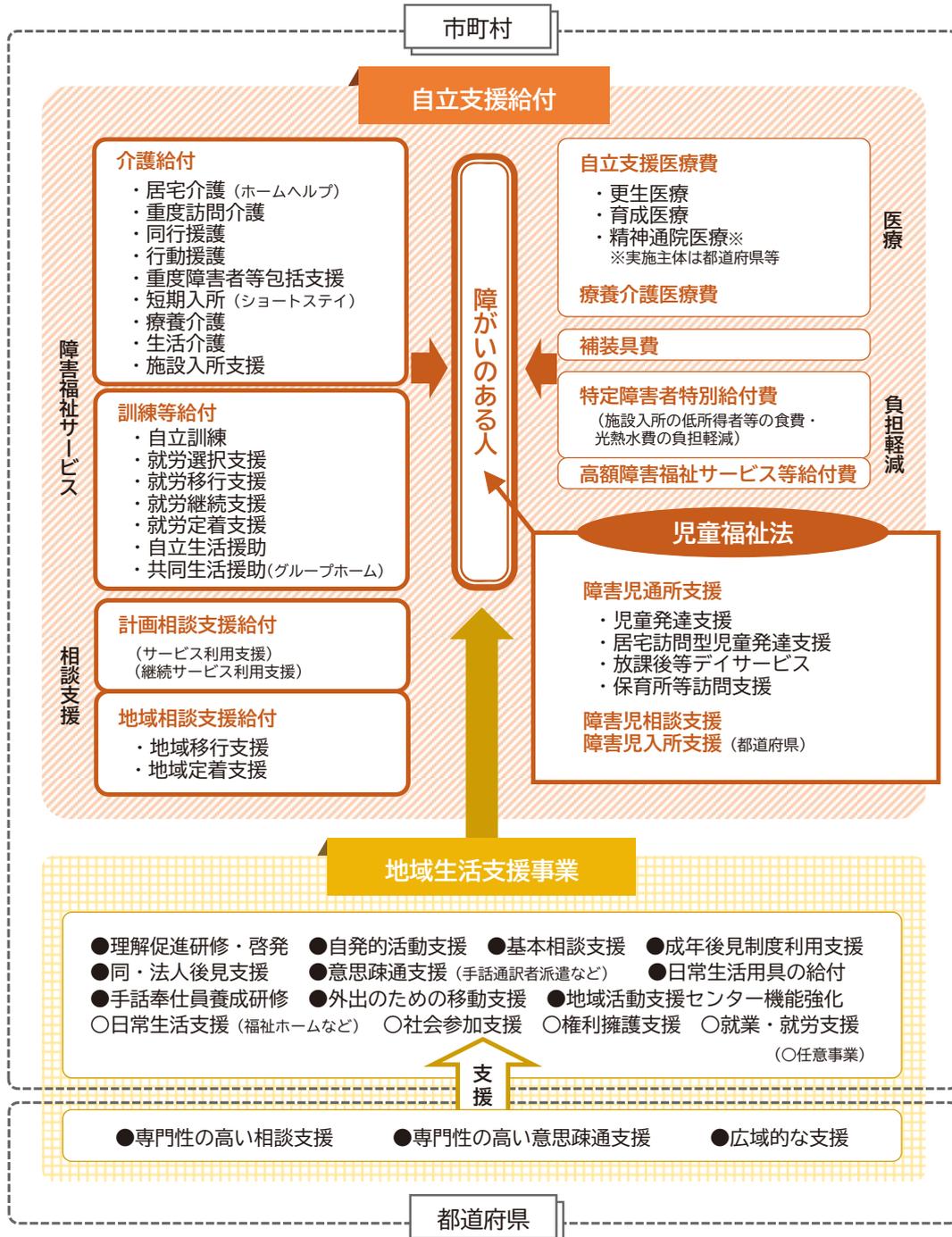
- ・計画期間の柔軟化
- ・サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化



2. サービス体系

「障害福祉サービス等」は、障がいのある人のそれぞれの障がい程度や社会活動、介護者、居住等の状況等を踏まえて個別に支給決定が行われる「自立支援給付」と、市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大きく分けられています。

■障害福祉サービス等の体系（概念図）



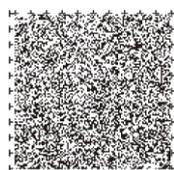
3. 基本指針に基づく目標値

(1) 基本指針に基づく「成果目標」

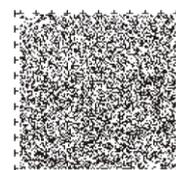
本計画の策定に際し、国の基本指針に示されている成果目標については、次の通りです。

■市町村で設定する成果目標

項目	国の基準
①福祉施設の入所者の地域生活への移行	令和8年度末時点で、令和4年度末の施設入所者数の6%以上を地域生活へ移行
	令和8年度末時点で、令和4年度末時点の施設入所者数を5%以上削減
②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域での平均生活日数について325.3日以上
	令和8年度における入院後3か月時点の退院率について68.9%以上、入院後6か月時点の退院率について84.5%以上、入院後1年時点の退院率について91%以上
③地域生活支援の充実	令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備も可能）するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置等により効果的な支援体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討
	令和8年度末までに、強度行動障がい者を有する者に関して、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備
④福祉施設から一般就労への移行等	令和8年度中に福祉施設から一般就労に移行する者を令和3年度実績の1.28倍以上（移行支援事業1.31倍以上、就労A型事業概ね1.29倍以上、就労B型事業概ね1.28倍以上）
	就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が50%以上の事業所を50%以上



項目	国の基準
④福祉施設から一般就労への移行等	就労定着支援事業の利用者数は、令和8年度末の利用者数を令和3年度末実績の1.41倍以上
	就労定着率については、令和8年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が70%以上となる就労定着支援事業所の割合を25%以上
⑤障がい児支援の提供体制の整備等	令和8年度末までに児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置
	令和8年度末までに、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築
	令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上確保
⑥相談支援体制の充実・強化等	令和8年度末までに各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置可）するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保
	令和8年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築
⑦障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	令和8年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築



(2) 「成果目標」に対する目標値

障がい者等の自立支援の観点から、国の基本指針に基づき、令和8（2026）年度を目標年度として、次の項目について目標値を設定します。

① 施設入所者の地域生活への移行

施設入所から地域生活への移行については、適切に意思決定支援を行いつつ地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続することができるよう、必要な障害福祉サービス等が提供される体制を整備する必要があります。

国の基本指針による施設入所者数の6%以上の地域生活への移行者数を人員換算すると20.5人以上、5%以上の施設入所者数の削減を人員換算すると17.1人以上となりますが、本市の実績（令和2年度末～令和4年度末の3か年で地域生活への移行者数3人、施設入所者数の削減7人）や施設入所希望者の状況などを勘案し、令和8年度末時点で、令和4年度末の施設入所者数の4%以上が地域生活へ移行するとともに、令和8年度末時点の施設入所者数を令和4年度末時点と比べて3%以上の削減とする成果目標とします。

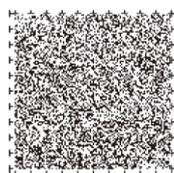
なお、施設には強度行動障がいや有する者や医療的ケアが必要な者等、専門的支援が必要な者も入所しており、地域移行については、専門的支援の確保を含め、地域生活支援の充実・整備とともに取り組むように努めます。

項目	実績 (令和4年度末)	目標		
		(令和6年度末)	(令和7年度末)	(令和8年度末)
地域生活への移行者数	累計3人	4人以上	累計9人以上	累計14人以上
施設入所者数の削減見込	累計7人減 (342人)※	3人減以上 (339人)	累計6人減以上 (336人)	累計10人減以上 (332人)

※令和4年度末の施設入所者数は342人となっています。

■目標達成に向けた取組

○現在、入所施設には、高齢化や障がいの重度化により地域移行が困難な入所者の方が多い状況にあることから、令和5年度に鳥取市地域自立支援協議会において、入所施設に対して地域移行に関するアンケート調査を実施しました。今後、調査結果を基に、地域移



行への妨げになっている要因を把握し、個別にケース検討を行い、地域移行への可能性が高い方をモデルケースとして順次地域移行への取組を進めていきます。

- 地域生活での住まいの場となるグループホーム拡充に向けた対策として、国の補助制度を活用し、新設や改修等の施設整備を行う事業者に対して助成を行う取組を進めます。また、グループホームにおける夜間世話人配置に係る運営補助を行うことにより、利用者が安心して入居できる支援体制の整備を促進します。
- 新規で障害福祉サービスを利用する強度行動障がい者を有する人を受入れる事業所に対し、運営補助を行うことにより、受入れ事業所の拡充を図ります。
- 重症心身障がいのある人を受入れる事業所に対し、運営補助を行うことにより、受入れ事業所の拡充を図ります。

② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

地域包括ケアの理念を広げて、誰もが住み慣れた地域で暮らし続けられる支援体制を構築する必要があります。

精神保健福祉上のニーズを有する方が、その病状の変化に応じ、保健・医療・福祉・住まい・社会参加（就労等）・地域の助け合い・普及啓発（教育等）などの多様なサービスを身近な地域で切れ間なく受けられるようにすることが必要であり、これらが包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を目指します。

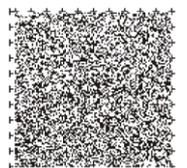
※「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」とは？

精神障がいの有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、関係自治体等との重層的な連携による支援体制のことであります。

ア 退院後1年以内の地域での平均生活日数

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するためには、地域における精神保健医療福祉体制の基盤を整備する必要があります。

項目	目標 (令和8年度)	【参考】 平成30年度実績
退院後1年以内の地域での平均生活日数	325.3日以上	319日



イ 精神病床における早期退院率

地域における保健、医療、福祉の連携体制を強化し、精神病床から早期退院を目指します。

項目	目標 (令和8年度)	【参考】 (令和4年度末時点)
入院後3か月時点の退院率	68.9%以上	国未公表
入院後6か月時点の退院率	84.5%以上	国未公表
入院後1年時点の退院率	91.0%以上	国未公表

※ア及びイの項目については、鳥取県全体の数値しか公表されていないため、鳥取県障がい者プランの目標値を準用します。

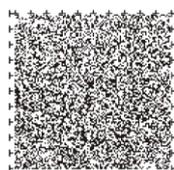
ウ 保健・医療・福祉関係者による連携体制の強化

精神障がいのある人が地域で安心して暮らすことができるよう、鳥取県東部圏域の協議の場で地域課題について検討し、鳥取市地域自立支援協議会等の既存協議体とも連携して、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指します。

協議の場においては、重層的な連携による支援体制を構築するため、保健、医療、福祉、法律関係者や当事者も含めた協議を行うとともに、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築の課題解決に向けた目標を設定し、その評価を行います。

(ア) 協議の場の開催回数

区分	実績 (令和4年度末)	目標		
		(令和6年度末)	(令和7年度末)	(令和8年度末)
協議の場の開催	1回/年	2回/年	2回/年	2回/年



(イ) 協議の場への関係者の参加者数

区 分	実績 (令和4年度末)	目標		
		(令和6年度末)	(令和7年度末)	(令和8年度末)
関係者の参加者数	25人/回	23人/回	23人/回	25人/回

(ウ) 協議の場における目標設定及び評価の実施回数

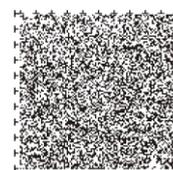
区 分	実績 (令和4年度末)	目標		
		(令和6年度末)	(令和7年度末)	(令和8年度末)
目標設定及び評価の実施回数	実施なし	1回/年	1回/年	1回/年

エ 精神障がい者の地域移行支援、地域定着支援、共同生活援助、自立生活援助、自立訓練（生活訓練）

精神障がいのある人が地域で安心して暮らしていくために、地域移行支援等、様々な障害福祉サービスを利用できる体制を構築することが重要です。

保健、医療、福祉など関係者による連携を図りながら、精神障がいのある人の障害福祉サービスの利用をさらに促進するよう努めます。

区 分	実績 (令和4年度末)	目標		
		(令和6年度末)	(令和7年度末)	(令和8年度末)
精神障がい者の地域移行支援	1人/月	2人/月以上	3人/月以上	4人/月以上
精神障がい者の地域定着支援	1人/月	2人/月以上	3人/月以上	4人/月以上
精神障がい者の共同生活援助	91人/月	105人/月以上	112人/月以上	119人/月以上
精神障がい者の自立生活援助	5人/月	7人/月以上	9人/月以上	11人/月以上
精神障がい者の自立訓練（生活訓練）	9人/月	10人/月以上	11人/月以上	12人/月以上



■目標達成に向けた取組

- 保健所が中心となり各関係機関と連携した協議の場で精神障がいのある人のニーズや地域課題を把握し、課題解決に向けて精神保健医療福祉に関する重層的な連携による支援体制の構築、各関係機関と連携しながら精神障がいのある人一人ひとりに寄り添った支援に努めます。
- 精神疾患についての正しい理解と偏見のない地域づくりを目指し、普及啓発活動を推進します。

③ 地域生活支援の充実

ア 地域生活支援の充実

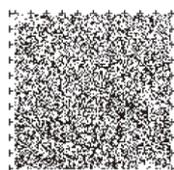
地域生活に対する安心感を担保し、自立した生活を希望する者に対する支援等を進めていくためには、既存のサービス・体制にとどまらず、さらなる連携体制の構築が必要です。

令和2年度に整備した地域生活支援拠点等^(※)の体制強化及び機能の充実を図るとともに、コーディネーターの配置等により効果的な支援体制を構築します。また、運用状況の検証及び検討については、現状の取組を維持し、7回／年実施するよう努めます。

※「地域生活支援拠点等」とは？

障がいの重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた地域の支援体制の整備を図るもので、その機能について、①相談（地域移行、親からの自立等）、②緊急時の受け入れ（短期入所の利便性・対応力向上等）、③体験の機会・場（一人暮らし、グループホーム等）、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置等）が示されています。

項目	実績 (令和4年度末)	目標		
		(令和6年度末)	(令和7年度末)	(令和8年度末)
地域生活支援拠点等の整備	整備	体制強化及び機能の充実	体制強化及び機能の充実	体制強化及び機能の充実
コーディネーターの配置人数	1人	1人	1人	1人
運用状況の検証・検討	7回／年	7回／年	7回／年	7回／年



イ 強度行動障がい者を有する者への支援体制の充実

強度行動障がい者を有する者は、その特性に適した環境調整や支援が行われない場合には、本人の困り事が著しく大きくなり行動上の課題が引き起こされるため、障害福祉サービス等の適切な支援の提供が必要となります。

令和8年度末までに、強度行動障がい者を有する者に関する個別の支援ニーズを把握するとともに、その支援体制の整備を進めます。

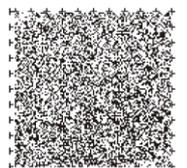
※「強度行動障がい」とは？

自傷、他害、こだわり、もの壊し、睡眠の乱れ、異食、多動等、本人や周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態とされています。強度行動障がいには様々な状態がありますが、強い自傷や他害、破壊等の激しい行動を示すのは重度・最重度の知的障がいを伴う自閉スペクトラム症の方が多いため、自閉スペクトラム症と強度行動障がいは関連性が高いと言われています。

項目	現状 (令和4年度末)	目標 (令和8年度末)
強度行動障がい者を有する者に対する支援体制の整備	障害福祉サービス事業所によっては、受入が困難な場合もあり、同居する家族にとって重い負担となり、本人の状態が悪化する実情がある。	強度行動障がい者を有する者の個別の支援ニーズを把握し、関係機関と連携をとり、支援体制の構築を行う。

■目標達成に向けた取組

- 鳥取市地域自立支援協議会において、地域生活支援拠点等の運営状況の検証を行い、各機能（相談、緊急時の受入れ、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）の充実に向けた検討を行います。
- 新規で障害福祉サービスを利用する強度行動障がい者を有する人を受入れる事業所に対し、運営補助を行うことにより、受入れ事業所の拡充を図ります。
- 鳥取市地域自立支援協議会等において、強度行動障がい者を有する人に対して効果的な支援ができるよう関係機関等を交えた事例検証や研修を行うことにより、受け入れ事業所において課題行動の軽減のための環境調整や支援技術の向上を図ります。



④ 福祉施設から一般就労への移行等

障がいのある人が自立し、生きがいをもって生活していくためには、経済的な充足も必要です。

障がいのある人の希望や能力に沿った就労の実現を図るため、就労移行支援事業や就労定着支援事業などを推進することにより、福祉施設から一般就労への移行とその定着を支援します。

ア 福祉施設から一般就労への移行

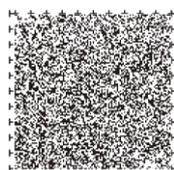
項目		実績 (令和3年度末)	目標		
			(令和6年度末)	(令和7年度末)	(令和8年度末)
一般就労 への移行 者数	就労移行支援 事業	実績なし	2人以上	4人以上	6人以上
	就労継続支援 A型事業	6人	8人以上	10人以上	10人以上
	就労継続支援 B型事業	12人	15人以上	15人以上	15人以上

イ 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労への移行者の割合

項目	実績 (令和3年度末)	目標		
		(令和6年度末)	(令和7年度末)	(令和8年度末)
就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が50%以上の事業所の割合	実績なし	50%以上	50%以上	50%以上

ウ 就労定着支援事業の利用者数

項目	実績 (令和3年度末)	目標		
		(令和6年度末)	(令和7年度末)	(令和8年度末)
就労定着支援事業の利用者数	実績なし	2人以上	2人以上	2人以上



工 就労定着率

項目	実績 (令和3年度末)	目標		
		(令和6年度末)	(令和7年度末)	(令和8年度末)
就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が70%以上の就労定着支援事業所の割合	実績なし	25%以上	25%以上	25%以上

■目標達成に向けた取組

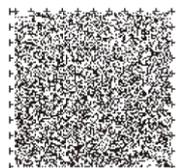
- ハローワークや障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターをはじめとする地域の関係機関が密接に連携して、職場実習の推進や雇用前の雇入れ支援から雇用後の職場定着支援までの一貫した支援体制整備を図ります。また、障害者就業・生活支援センターによる障がいのある人に対する就業面及び生活面からの一体的な相談支援の実施や地域の就労支援機関との連携により、障がいのある人の継続的な職場定着を目指します。
- 障害者優先調達推進法に基づき、障がい者就労施設等で提供できる物品や役務の優先的調達の本市における全庁的な取組を推進し、障がい者就労施設等の受注機会の拡大に努め、障がいのある人の工賃・賃金の向上による就労意欲の向上を図ります。

⑤ 障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児の健やかな育成や医療的ケア児などの専門的な支援が必要な障がい児に対する支援のため、障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、保育、教育、就労支援などの関係機関と連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の整備を図ります。

ア 児童発達支援センターの設置

項目	実績 (令和4年度末)	目標 (令和8年度末)
児童発達支援センターの設置	1か所	1か所 (機能の充実)



イ 障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築

障がいの有無にかかわらず、すべての児童が共に成長できるよう、児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の充実を図り、保育所等訪問支援などを活用した障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進します。

項目	実績 (令和4年度末)	目標 (令和8年度末)
障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制	整備	内容の充実

ウ 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については、重症心身障がい児の実態やニーズを把握しつつ、支援の充実を図ります。

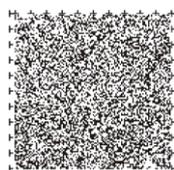
項目	実績 (令和4年度末)	目標 (令和8年度末)
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所数	2か所	2か所以上
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所数	2か所	2か所以上

エ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

医療的ケア児が適切な支援が受けられるよう、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場（鳥取市地域自立支援協議会医療的ケア児等支援ワーキング）の充実を図るとともに、医療的ケア児に対する支援を調整する役割を担うコーディネーターの配置を促進します。

※「医療的ケア」とは？

経管栄養の注入、痰(たん)の吸引、導尿等、家族が家庭で、教員が学校で日常的に介助する行為のことです。通常、医療行為は医師や医師の指示のもとに医療職が行うものであり、その他の者には行うことが禁止されていますが、家庭では家族が、学校では教員が行う必要があることから、同じ行為であっても「医療的ケア」ということばで表されています。



項目	実績 (令和4年度末)	目標		
		(令和6年度末)	(令和7年度末)	(令和8年度末)
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	設置	内容の充実	内容の充実	内容の充実
医療的ケア児等コーディネーターの配置	配置 (49人)	52人以上	55人以上	58人以上

■目標達成に向けた取組

○医療的ケアが必要な障がい児に対して、地域において包括的な支援が受けられるように、県が運営する医療的ケア児支援センターをはじめ保健・医療・福祉・教育等の関係機関との連携を図るとともに、相談支援事業所等への医療的ケア児等コーディネーターの配置を促進します。

⑥ 相談支援体制の充実・強化等

障がいのある人が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むためには、障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支え、また、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築が不可欠です。

鳥取市基幹相談支援センターを中核として、地域の相談支援体制の強化を図ります。

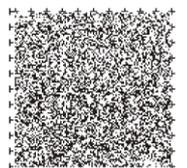
また、鳥取市地域自立支援協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制強化及び内容の充実を図ります。

ア 基幹相談支援センターの設置

平成27年度より、本市は鳥取市基幹相談支援センターを設置しています。これを中核として、総合的・専門的な相談支援の内容の充実に取り組みます。

※「基幹相談支援センター」とは？

相談・支援の中核的役割を担う機関であり、障がい者のニーズに対応する総合相談や相談支援体制の強化、地域移行・地域定着、権利擁護・虐待防止等に対応しています。基幹相談支援センターは、障がい者支援を行う施設であり、全国の市町村に設置されています。



区 分	実績 (令和4年度末)	目標		
		(令和6年度末)	(令和7年度末)	(令和8年度末)
基幹相談支援センターの設置	設置	内容の充実	内容の充実	内容の充実

イ 基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化

鳥取市基幹相談支援センターが地域の相談支援事業所を訪問し、個別事例の支援内容を検証（モニタリング検証）するなかで、各事業所の相談支援専門員に指導・助言を行います。

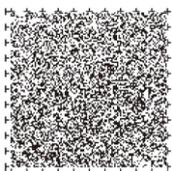
相談支援専門員の人材育成については、地域の相談支援事業者を対象とした研修会を年1回以上開催します。

また、年に12回、鳥取市地域自立支援協議会の部会等を開催し、地域の相談支援事業所との連携強化を図ります。

鳥取市基幹相談支援センターには、主任相談支援専門員を1人以上配置し、総合的・専門的な相談支援体制の強化に取り組めます。

※「自立支援協議会」とは？

地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を進めていく役割を担っています。例えば、相談支援に関する専門部会等での個別事例の協議や、相談支援事業者の質の向上や評価・検証、地域移行支援・定着支援を効果的に実施する検討、精神科病院、入所施設、保健所や地域の障害福祉サービス事業所等とのネットワークの強化等、地域の実情に応じた障害福祉サービス等の充実に取り組んでいます。



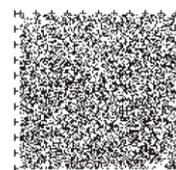
区 分	実績 (令和4年度末)	目標		
		(令和6年度末)	(令和7年度末)	(令和8年度末)
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	実績なし	4件/年以上	4件/年以上	4件/年以上
地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数(研修会の開催)	1回/年	1回/年以上	1回/年以上	1回/年以上
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数(自立支援協議会の部会の開催)	12回/年	12回/年	12回/年	12回/年
個別事例の支援内容の検証の実施回数	実績なし	4回/年以上	4回/年以上	4回/年以上
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	実績なし	1人以上	1人以上	1人以上

ウ 協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善

相談支援事業所の参画による事例検討会を年3回以上開催し、相談支援専門員の質の向上を図ります。

また、鳥取市地域自立支援協議会の7つの専門部会を年6回以上開催し、地域のサービス基盤の開発・改善を図ります。

区 分	実績 (令和4年度末)	目標		
		(令和6年度末)	(令和7年度末)	(令和8年度末)
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	実績なし	3回以上	3回以上	3回以上
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討参加事業者・機関数	19事業所	17事業所	17事業所	17事業所



協議会の専門部会の設置数	7部会	7部会	7部会	7部会
協議会の専門部会の実施回数	42回	42回以上	42回以上	42回以上

■目標達成に向けた取組

○地域の相談支援の中核的な役割を担う鳥取市基幹相談支援センターによる相談支援事業所への訪問等による専門的な指導・助言を実施することにより、基幹相談支援センター及び相談支援事業所相互の相談支援体制の強化を図ります。

⑦ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中で、利用者が真に必要な障害福祉サービス等の提供を行うことが重要となります。

障害福祉サービス等に係る各種研修の活用や障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果、指導監査結果などの共有を図り、障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制を構築するように努めます。

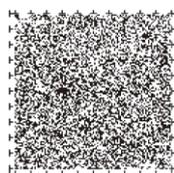
ア 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用

本市では、県が実施する障害福祉サービス等に係る研修及び市町村職員に対して実施する研修への担当課正職員の参加人数を4人以上とすることを目指します。

区 分	実績 (令和4年度末)	目標		
		(令和6年度末)	(令和7年度末)	(令和8年度末)
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への職員の参加人数	3人	4人以上	4人以上	4人以上

イ 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

報酬請求の過誤を無くすことは、本市及び障害福祉サービス等事業者双方の事務負担軽減に繋がり、それにより質の高い障害福祉サービス等の提供が可能になると見込まれるため、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の分析及び活用を行い、障害福祉サービス等事業者との情報提供を図ります。



区 分	実績 (令和4年度末)	目標		
		(令和6年度末)	(令和7年度末)	(令和8年度末)
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有回数	実績なし	1回/年以上	1回/年以上	1回/年以上

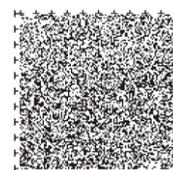
ウ 指導監査結果の関係市町村との共有

本市では、中核市として行う市内の障害福祉サービス事業者及び障害児通所支援事業者への指導監督業務に加え、鳥取県東部4町内に所在する事業者への指導監督業務についても鳥取県から委託を受けて実施しています。事業者の適正な事業運営の確保と質の向上に向けて、東部4町と連携した適切な指導監督の実施を図るため、1市4町の事務担当者会において、実地指導結果等の情報共有や意見交換等を行います。

区 分	実績 (令和4年度末)	目標		
		(令和6年度末)	(令和7年度末)	(令和8年度末)
指導監査結果の関係市町村との共有回数（事務担当者会の実施）	1回/年	1回/年以上	1回/年以上	1回/年以上

■目標達成に向けた取組

- 障害者総合支援法をはじめ関係法令等の理解促進のため、県等が実施する研修に職員が参加し、知識習得に努めます。
- 指導監査結果について東部4町と共有するとともに、共通項目等について各事業所へ周知することにより、類似事例の発生防止を図ります。



(3) 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画における重点施策

本市では、障がいのある人が地域で自立して生活を続けていく体制基盤の充実強化を「鳥取市障がい福祉計画・鳥取市障がい児福祉計画」に基づき着実に推進しています。

障がいのある人はもとより、家族や支援している人たちが、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることのできる共生社会を実現するため、次の事項を重点施策として位置付け、取り組んでいきます。

① 第7期障がい福祉計画における重点施策

○ 相談支援事業の充実強化

障害福祉サービスは、多岐にわたり、また、サービス利用希望者の身体状況や家族状況によってもその内容は異なります。窓口となる一般相談、そして具体的なサービス利用に結び付けるための調整を行う計画相談の体制整備をさらに進めていきます。

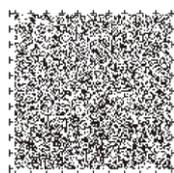
また、困難事例の対応や各相談支援事業所の調整機能を担う鳥取市基幹相談支援センターを中核として、相談支援体制の連携強化や提供サービスの質の向上を図り、障がいのある人やその家族の自立した生活を支援します。

さらに、障がいのある人を取り巻く状況は、近年複雑化、多様化しており、「重層的支援体制整備事業」による多機関協働の仕組みを活用しながら、地域の様々な相談を受け止め、必要な人に必要な支援が行き届くよう、相談支援事業の充実強化を図ります。

○ 就労への支援

障がいのある人が自立し、生きがいを持って生活していくためには経済的な充足も重要です。障害福祉サービスの就労継続支援事業所では、単に利用者が通所して時間を過ごすだけでなく、それぞれに適した作業内容が適切に行われているか、賃金（工賃）に結び付いているかどうかなど、事業所の自主的で質の高いサービス提供体制が整うよう、先進事例の紹介や個別指導等により着実に進めていきます。

また、鳥取県、ハローワーク、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター「しらはま」、相談支援事業所などの関係機関との連携を強化し、就労移行支援事業を通じて一般就労へとつなげていく事業所の支援を進めるとともに、就労への定着を促進していきます。



○ 地域生活の支援体制の整備

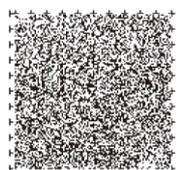
障がいのある人の自立支援の観点から、施設入所等から地域生活への移行、地域生活の定着を目指すとともに、障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障がいのある人の生活を地域全体で支えるシステムとして、「地域生活支援拠点等」の体制の強化及び機能の充実を進めていきます。

また、精神障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、保健、医療、福祉などの関係機関の連携を密にし、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の構築を進めていきます。

② 第3期障がい児福祉計画における重点施策

○ 切れ目のない支援体制等の構築

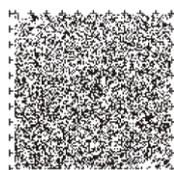
保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関と連携を図りながら、乳幼児期から学校卒業、障害福祉サービスへの移行まで一貫した効果的な支援を提供する体制の構築を図るとともに、重症心身障がい児及び医療的ケア児が身近な地域で必要な支援が受けられるよう支援体制の充実を図ります。



4. 障害福祉サービスの見込みと確保策

(1) 訪問系サービス

サービス名	内 容
居宅介護	自宅での、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。(身体介護) 掃除、調理、買物等の家事、通院の介助を行います。(家事援助、通院等介助、通院等乗降介助)
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいで常時介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護や外出時の移動支援等を総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人に、外出時において移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他外出する際の必要な援助を行います。
行動援護	知的障がい又は精神障がいにより自己判断能力が制限されている人が行動するとき、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等、複数のサービスを包括的に行います。

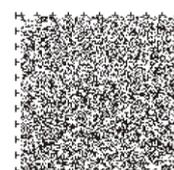


■見込み量

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度	
居宅介護	利用者数	人/月	358	366	374
	利用時間	時間/月	5,203	5,216	5,229
重度訪問介護	利用者数	人/月	14	15	17
	利用時間	時間/月	1,895	2,413	3,072
同行援護	利用者数	人/月	31	32	33
	利用時間	時間/月	340	353	366
行動援護	利用者数	人/月	2	3	3
	利用時間	時間/月	20	23	27
重度障害者等 包括支援	利用者数	人/月	0	0	0
	利用時間	時間/月	0	0	0

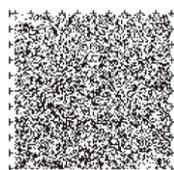
■見込み量の確保策

- ・ホームヘルパー不足が顕在化している状況にあるため、ハローワークと連携した居宅介護支援の合同企業説明会の開催、社会福祉専門学校の学生への出前授業の実施などを行い、人材の確保に努めるとともに、鳥取市地域自立支援協議会にて引き続き研修等を行い、ホームヘルパーの資質向上を図ります。
- ・在宅で生活する医療的ケアが必要な重症心身障がい児者や強度行動障がいを有する児者の支援を行う事業所に対して支援を行うことで、事業者の負担の軽減を図り、在宅での支援体制の強化を促進します。
- ・在宅生活を支える訪問系サービスについて、人材の確保及び定着等、安定した事業所運営を行うことができるよう、国に対して適正な報酬単価とするよう働きかけます。



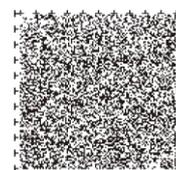
(2)日中活動系サービス

サービス名	内 容
生活介護	常時介護を必要とする人に、入浴、排せつ、食事等の介護、又は創作的活動及び生産活動の機会を提供します。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関への入院とあわせて、機能訓練や介護、日常生活の援助を行います。
短期入所（福祉型）	自宅で介護する人が病気等の場合、短期間、夜間も含め障害者支援施設等で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
短期入所（医療型）	自宅で介護する人が病気等の場合、短期間、夜間も含め医療機関で、医療行為及び入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
自立訓練（機能訓練）	身体障がいのある人に、理学療法、作業療法等の必要なりハビリテーションを行い、生活等に関する相談及び助言を行います。
自立訓練（生活訓練）	知的障がい・精神障がいのある人に、日常生活に必要な訓練、相談及び助言等を行い、生活能力の維持・向上を図ります。
宿泊型自立訓練	知的障がい・精神障がいのある人に、一定期間、夜間の居住の場を提供して生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労選択支援	障がいのある人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択の支援を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労に向けて、一定期間、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練等を行います。
就労継続支援（A型）	一般企業等での就労は困難であるが、適切な支援により雇用契約に基づき就労が可能な人に、生産活動の機会を提供し、知識や能力の向上のために必要な訓練等を行います。
就労継続支援（B型）	年齢、心身の状態その他の事情により一般企業等での就労が困難な者のうち、適切な支援によっても雇用契約に基づく就労が困難な人に、生産活動の機会を提供し、知識や能力の向上のために必要な訓練等を行います。
就労定着支援	一般就労へ移行した障がいのある人について、就労に伴う生活面の課題に対し、企業、自宅等への訪問や来所により連絡調整や助言等を行い、就労の継続を図ります。



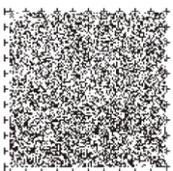
■見込み量

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度	
生活介護	利用者数	人/月	688	693	699
	利用日数	人日/月	11,667	11,684	11,701
療養介護	利用者数	人/月	50	50	50
短期入所（福祉型）	利用者数	人/月	40	42	44
	利用日数	人日/月	250	262	275
短期入所（医療型）	利用者数	人/月	15	16	17
	利用日数	人日/月	105	112	119
自立訓練（機能訓練）	利用者数	人/月	1	1	1
	利用日数	人日/月	19	19	19
自立訓練（生活訓練）	利用者数	人/月	15	17	19
	利用日数	人日/月	225	255	285
宿泊型自立訓練	利用者数	人/月	1	1	1
	利用日数	人日/月	19	19	19
就労選択支援	利用者数	人/月	-	2	2
就労移行支援	利用者数	人/月	18	19	20
	利用日数	人日/月	185	190	200
就労継続支援（A型）	利用者数	人/月	137	141	145
	利用日数	人日/月	2,616	2,684	2,753
就労継続支援（B型）	利用者数	人/月	1,131	1,148	1,165
	利用日数	人日/月	17,838	17,876	17,915
就労定着支援	利用者数	人/月	2	2	2



■見込み量の確保策

- ・国の施設整備補助を積極的に活用し、常時介護を必要とする障がいのある人の日中活動の場の確保や短期入所先の確保に努めます。
- ・グループホームなどの建設計画がある場合、事業者へ医療的ケアなど常時介護を必要とする障がいのある人に対応できる短期入所の併設を促すなど、必要なサービス量の確保に努めます。
- ・重症心身障がい者や強度行動障がいを有する者の受入れを行う事業所に対して補助を行うことで、保護者の負担、不安の軽減及び重症心身障がい者の支援体制の充実を図ります。
- ・医療的ケアが必要な重症心身障がい者などの受入れを行う事業所に対して看護師を配置するための人件費及び医療機器の購入経費を補助することで、重症心身障がい者などの日中活動の場が確保できるよう支援します。
- ・ハローワーク（公共職業安定所）、障害者職業センター、障害者就労・生活支援センター「しらはま」などと連携して就労から定着までの支援を進めるとともに、就労継続支援事業所間の情報交換の場の提供に努めます。
- ・製品の品質向上、利用者の工賃引き上げを図るため、障害者優先調達推進法に基づき、福祉施設からの物品役務の優先的調達を推進します。
- ・就労継続支援（Ｂ型）の事業所数は、飽和状態にあり、今後参入する事業所の質を担保するための評価基準の導入等を検討します。
- ・就労選択支援及び就労定着支援の事業者の新規開設を促し、必要なサービス量の確保に努めます。
- ・就労移行支援等から一般就労したのち、就労に伴う環境の変化によって生活面への課題が生じている場合、就労した障がいのある人が相談でき、支援を受けられることができる体制づくりを目指すとともに、障がいのある人を雇用する企業に対し、理解を高めてもらうよう啓発を行います。
- ・県の助成事業等を活用して、医療的ケアが必要な障がいのある人が通所できる事業所の確保を図ります。



(3) 居住系サービス

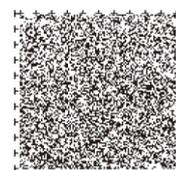
サービス名	内 容
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助に加えて、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
施設入所支援	夜間や休日、入浴、排せつなどの介護や、日常生活上の支援を行います。
自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。

■見込み量

区 分			令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同生活援助 (グループホーム)	利用者数	人/月	262	276	290
(うち重度障がい者数)	利用者数	人/月	4	5	6
施設入所支援	利用者数	人/月	339	336	332
自立生活援助	利用者数	人/月	9	11	13

■見込み量の確保策

- ・共同生活援助（グループホーム）の建設計画がある場合、国の施設整備補助を積極的に活用し、日中支援型グループホームの開設を促すなど、入所施設や精神科病院から地域生活への移行に対応するための受け皿となる共同生活援助（グループホーム）の確保に努めます。
- ・日常生活動作や医療的ケアなどの支援を行う夜間世話人等を配置する事業所への補助を行うことにより、運営の安定化が図れるよう支援します。
- ・強度行動障がい有者者の受入れを行う共同生活援助（グループホーム）の事業所に対して補助を行うことで、支援体制の充実を図ります。
- ・自立生活援助の事業者の新規開設を促し、必要なサービス量の確保に努めます。



(4)相談支援

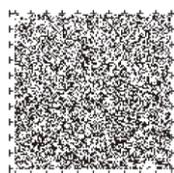
サービス名	内 容
計画相談支援	心身の状況や、意向・事情などを勘案し、サービス等利用計画を作成します。
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している人又は精神科病院に入院している人などの、地域移行に関する相談その他の必要な支援を行います。
地域定着支援	居宅において単身等で生活する障がいのある人に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性により生じた事態等の相談その他必要な支援を行います。

■見込み量

区 分			令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	利用者数	人/月	559	588	618
地域移行支援	利用者数	人/月	3	4	5
地域定着支援	利用者数	人/月	3	4	5

■見込み量の確保策

- ・新たに計画相談支援事業所を開設した事業者や相談支援専門員を増員した事業所に対し補助を行うことで、必要なサービス量の確保に努めます。
- ・困難事例への対応など鳥取市基幹相談支援センターや主任相談支援専門員のバックアップによる相談支援体制の更なる充実に努めます。
- ・ライフステージに応じた様々なサービスの提供に際し、「親亡き後」を見据えた今後の環境の変化などを想定し、環境の変化などによって途切れることのない継続的な支援が行われる体制づくりを目指します。
- ・地域移行支援、地域定着支援については、入所施設や精神科病院等とのネットワークを構築することにより、地域移行希望者を把握し、適切な支援が行われるよう努めます。



(5)発達障がい児者等に対する支援

①発達支援の必要な児童に対するペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の受講者数及び実施者数

■見込み量

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
受講者数（保護者）	人/年	15	15	15
実施者数（支援者）	人/年	4	4	4

■見込み量の確保策

- ・発達障がい及び発達上の困難を抱える子どもの家族等への支援において、子どもの発達理解を深め、育てにくさに寄り添い、その子にあった支援を家族等へ提供、共有するため、気づきの早い段階から、保護者交流の場を活用し、ペアレントトレーニング等も含めた支援を提供しながら、関係機関と連携した支援体制の確保に努めます。

②ペアレントメンターの人数

■見込み量

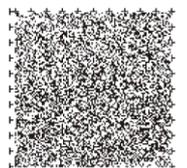
区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントメンターの人数	人/年	26	26	26

■見込み量の確保策

- ・ペアレントメンターとは、発達障がいの子どもの育てた経験を活かし、「ペアレントメンター養成研修」受講後に登録をして活動する保護者のことです。

見込み量は、鳥取県が行うペアレントメンター養成研修に基づく数字です。

鳥取県が行う養成研修の協力を行うことで、共感的な相談活動や地域資源等の情報提供を行うペアレントメンターの活動を、家族支援の支援施策として位置付けるものです。



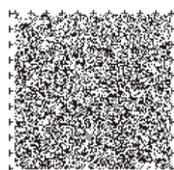
③ピアサポートの活動への参加人数

■見込み量

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
ピアサポート活動への参加人数	人/年	15	15	15

■見込み量の確保策

- ・発達上の困難を抱える児童と保護者に対し、親子で遊ぶ体験や基本的な生活習慣の獲得のための取組を提供する中で、同じような悩みを持つ保護者同士の情報交換や交流の場を持ち、児童との関わり方を学び、発達の特徴の理解を深めることで家族の支援体制の確保に努めます。



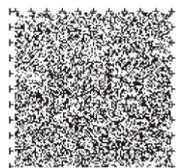
(6)地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障がいのある人が基本的人権を享有できる個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、市の実情や利用者の状況等に応じた柔軟な形態により実施することとされています。

ニーズに合わせた事業の実施を検討することとし、各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び事業の見込みと、その確保のための方策について、次のとおり定めます。

■鳥取市が実施する地域生活支援事業

区 分	事 業		
必 須 事 業	理解促進研修・啓発事業		
	自発的活動支援事業		
	相談支援事業	障害者相談支援事業	
		基幹相談支援センターの設置	
		基幹相談支援センター等機能強化事業	
		住宅入居等支援事業	
	成年後見制度利用支援事業		
	成年後見制度法人後見支援事業		
	意思疎通支援事業		
	日常生活用具給付等事業		
	手話奉仕員養成研修事業		
	移動支援事業		
	地域活動支援センター事業		
	任 意 事 業	訪問入浴サービス事業	
生活支援事業（さわやかサロン等）			
日中一時支援事業			
点字・声の広報等発行事業			
地域生活促進事業		デイサポート事業	



【必須事業】

①相談支援事業

○障害者相談支援事業

障がいのある人や介護者等の福祉に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、その他の障害福祉サービスの利用支援等を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整等の障がいのある人の権利擁護のために必要な援助を行います。

○基幹相談支援センター等機能強化事業

障がいのある人やその家族からの総合的な相談のほか、困難ケースへの対応、地域の相談支援事業所間の調整や支援、障害福祉サービス提供事業所の連携や提供サービスの質の向上、障がいのある人への虐待の防止とその対応、権利擁護などの役割を担うことを目的に、地域の中核的な総合相談支援機関として「基幹相談支援センター」を設置しています。

○住居入居等支援（居住サポート）事業

賃貸住宅への入居を希望しているが保証人がいない等の理由により契約が困難な人に対し、入居に必要な調整・相談等の支援を行います。

○成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が適当と認められる知的障がいのある人又は精神障がいのある人に対し、資力に応じて、成年後見制度の申し立てに必要な経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬を助成するなど、成年後見制度の利用により、障がいのある人の権利擁護を図ります。

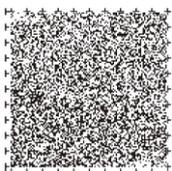
○成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度の業務を適正に行える法人を確保する体制を整備するとともに、法人後見の活動を支援することで、障がい者の権利擁護を図るなど、成年後見制度を実施できる法人への働きかけを行い、法人後見の活動を支援します。

②意思疎通支援事業

手話通訳者、要約筆記者の派遣及び手話通訳者の設置により、言葉による意思疎通を図ることに支障がある人の社会参加を支援します。

また、手話奉仕員、要約筆記奉仕員の養成を行い、登録者の増加を推進していきます。



③日常生活用具給付等事業

重度の障がいのある人等に対し、自立生活を支援する用具等である日常生活用具を給付又は貸与することにより、日常生活の便宜を図ります。

④移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人等に対し、外出のための支援を行い、地域における自立生活や社会参加を促進します。

⑤地域活動支援センター事業

障がいのある人に創作的活動や地域との交流促進を図るため、地域活動支援センターの機能を充実強化します。具体的には、精神保健福祉士等の専門職員の配置により、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、障がいに対する理解促進のための普及啓発活動などを行います。

⑥盲ろう者向け通訳・介助員養成派遣事業

盲ろう者（視覚と聴覚の両方に障がいのある人）が安心して暮らすことのできる社会の実現を図るため、盲ろう者向けの通訳・介助員の養成を行うとともに、盲ろう者のもとへ、盲ろう者向け通訳・介助員を派遣し、意思疎通の支援などを行います。

⑦手話通訳者・要約筆記者養成派遣事業

手話通訳者・要約筆記者の養成を行うとともに、主催者の依頼に基づき、講演会等に手話通訳者を派遣し、聴覚障がい者の情報保障を行います。

⑧失語症者向け意思疎通支援者養成派遣事業

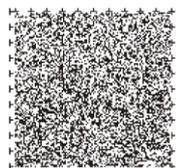
失語症者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、意思疎通支援者の養成及び派遣を行います。

⑨理解促進研修・啓発事業

5月の鳥取市障がい者福祉週間及び12月の全国の障がい者週間に合わせて、「ふれあい広場」や講演会等の啓発イベントを開催し、障がいに対する理解促進を図ります。

⑩自発的活動支援事業

障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障がいのある人やその家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援することにより、共生社会の実現を図ります。



【任意事業】

①訪問入浴サービス事業

訪問により居宅での入浴サービスを提供します。

②生活支援事業

精神障がいのある人を対象に、体験活動等を通して、日常生活上必要な訓練・指導等を実施します。

③日中一時支援事業

障がいのある人への日中における活動の場を確保することで、家族の就労支援及び障がいのある人を日常的に介護している家族への一時的な休息を提供します。

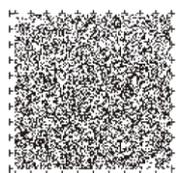
④点字・声の広報等発行事業

文字による情報入手が困難な障がいのある人のために、点訳、音声訳その他障がいのある人に分かりやすい方法により、市の広報や生活情報等の障がいのある人が地域生活をするうえで必要度の高い情報を定期的に提供します。

【地域生活支援促進事業】

○デイサポート事業

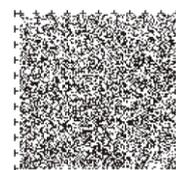
障害者総合支援法による生活介護のサービスが利用できない障がいのある人に対し、心身機能の向上を図るため、生活介護サービスと同等の日中活動の場や生きがいづくりの場を提供します。



■見込み量

【必須事業】

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度	
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	実施	実施	実施	
自発的活動支援事業	実施の有無	実施	実施	実施	
相談支援事業	障害者相談支援事業	事業所数	7	7	7
		相談員数	20	20	20
	基幹相談支援センター	設置の有無	設置	設置	設置
	基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	実施	実施	実施
	住宅入居等支援事業	実施の有無	実施	実施	実施
成年後見制度利用支援事業 (申立費用)	件数/年	5	5	5	
成年後見制度利用支援事業 (後見人等報酬)	件数/年	55	58	62	
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	実施	実施	実施	
意思疎通支援事業	手話通訳者派遣事業	件数/年	3,250	3,250	3,250
		実依頼数/年	110	110	110
	要約筆記者派遣事業	件数/年	95	95	95
		実依頼数/年	8	8	8
	手話通訳者設置事業	件数/年	4,200	4,200	4,200
	(設置手話通訳者数)	人	6	6	6
登録手話通訳士・通訳者	人	31	33	34	
日常生活用具給付等事業	件数/年	5,352	5,352	5,352	
手話奉仕員養成事業	研修受講者数/年	25	25	25	
移動支援事業(個別支援型)	利用者数/年	98	99	100	
地域活動支援センター事業	事業所数	2	2	2	
	延利用者数/年	5,600	5,600	5,600	

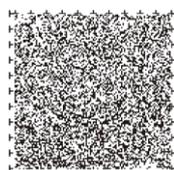


【任意事業】

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴サービス事業	利用者数/年	10	10	10
生活支援事業（さわやかサロン等）	利用者数/年	45	47	50
日中一時支援事業	利用者数/年	76	77	78
	人日/年	3,859	3,952	4,047
点字・声の広報等発行事業	月1回発行	月1回発行	月1回発行	月1回発行
地域生活 促進事業	デイサポート事業 利用者数/年	14	14	14

■見込み量の確保策

- ・相談支援事業は、鳥取市基幹相談支援センター、鳥取市地域自立支援協議会等との連携により、先進事例や相談対応スキルの共有を図り、より身近で利用しやすい相談支援体制の整備に努めます。
- ・鳥取市基幹相談支援センターでは、各相談支援事業所間のサービス水準の向上及び標準化を図るとともに、関係機関との一層の連携強化に努めます。
- ・成年後見制度については、関係機関とともに判断能力の不十分な方が地域で安心して生活ができるよう取り組みます。
- ・意思疎通支援事業等は、鳥取県東部聴覚障がい者センターや市社会福祉協議会と連携して実施体制を充実させ手話奉仕員及び要約筆記者の養成に努め、必要量を確保します。
- ・日常生活用具給付等事業は、障がいのある人のニーズを把握しながら品目や対象者の検討を行い、事業内容を周知することで障がいのある人が安心して日常生活を送ることができるよう取り組みます。
- ・移動支援事業については、ホームヘルパー不足により障がいのある人の社会参加が妨げられないよう、必要なサービス量の確保に努めます。
- ・地域活動支援センター事業は、令和4年度に事業所が1か所増えて2か所となりました。今後も利用者のニーズを把握しながら創作的活動や地域交流などの場として利用促進に努めます。
- ・その他の事業については、現在のサービス水準を保ちながら必要量を確保します。また、利用者のニーズを把握しながら事業体制の整備に努めます。



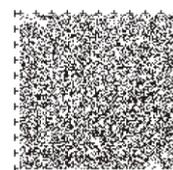
5. 障害児通所支援等の見込みと確保策

(1) 障害児通所支援、障害児相談支援等

障がい児支援を行うには、障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、障がい児の健やかな育成を支援することが必要です。関係機関が連携を図り、障がい児のライフステージに応じて、保健・医療・障がい福祉・保育・教育・就労支援等に関する切れ目のない支援を提供する体制の構築を図る必要があるとともに、障がい児が障がい児支援を利用することで、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

本市では、障がいの疑いのある段階から身近な地域で支援できるように、障がい児とその家族に対し、障害児通所支援及び障害児相談支援を実施しています。障害児入所支援については県を実施主体としますが、県との適切な連携や支援等により、本市における障がい児支援の地域支援体制を推進するとともに、本市の障がい児福祉施策の一層の充実のために、次のサービスの見込み量を設定します。

サービス名	内 容
児童発達支援	未就学児を対象に日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
放課後等デイサービス	就学児を対象に授業の終了後又は学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための支援を行うとともに、保育所等支援者側への提案や対応方法などについて間接支援を行うなど、その他必要な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により外出が困難な障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
障害児相談支援	障がい児の心身の状況や、障がい児及び保護者等の意向・事情などを勘案し、サービス利用計画を作成します。

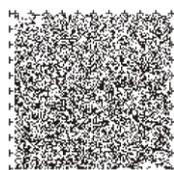


■見込み量

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度	
児童発達支援	利用者数	人/月	75	77	78
	利用人日	人日/月	830	859	889
放課後等デイサービス	利用者数	人/月	405	436	469
	利用人日	人日/月	4,961	5,232	5,517
保育所等訪問支援	利用者数	人/月	27	27	27
	利用人日	人日/月	31	31	31
居宅訪問型児童発達支援	利用者数	人/月	1	1	1
	利用人日	人日/月	6	7	8
障害児相談支援	利用者数	人/月	131	140	149

■見込み量の確保策

- ・ 障がい児の療育的支援のニーズは高いため、今後も児童発達支援や放課後等デイサービス等のサービス提供体制の確保に努めます。
- ・ 障害児相談支援を通して、適切なサービス利用の確保に努めます。
- ・ 鳥取市地域自立支援協議会の相談支援部会等により、情報共有や事業所間の連携を図り、また、各種研修等の参加の働きかけを行い、相談支援専門員の人材育成やスキルアップを図ります。
- ・ 重症心身障がい児や医療的ケア児への支援について、在宅生活支援事業等の助成事業を活用し、支援体制の充実を図ります。



(2)障がい児に対する「子ども・子育て支援制度」の提供体制の整備

子ども・子育て支援制度の地域資源のうち、保育所、幼稚園、認定こども園及び放課後児童健全育成事業について、利用量の見込みは下表のとおりです。

子ども・子育て支援制度の利用を希望する障がいのある児童や保育をする上で支援を特に必要とする児童が希望に沿った利用や児童の成長発達をより促進できるよう、受入体制の整備に努めます。

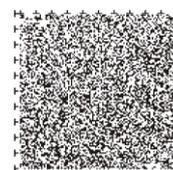
サービス名	内 容
1号認定	幼稚園、認定こども園において、満3歳以上から小学校就学前までの教育のみを受ける児童が利用します。
2号認定	保育所、認定こども園において、保護者の就労等により、満3歳以上から小学校就学前までの保育が必要な児童が利用します。
3号認定	保育所、認定こども園等において、保護者の就労等により、満3歳未満の保育が必要な児童が利用します。
放課後児童健全育成事業	放課後児童クラブにおいて、保護者の就労等により、放課後の保育が必要な児童が利用します。

■見込み量

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
1号認定	24人	24人	24人
2号認定	107人	107人	107人
3号認定	9人	9人	9人
放課後児童健全育成事業	113人	114人	115人

■見込み量の確保策

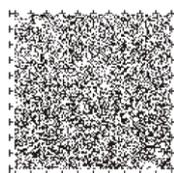
- ・「鳥取市子ども・子育て支援事業計画」との調和を図りながら、子ども・子育て支援制度における障がい児等の受入体制の充実が図られるよう、子育て支援分野と連携して取り組みます。
- ・保育士・放課後児童支援員等の加配対応、巡回指導、専門性を高める人材育成の促進等、実情に応じたきめ細やかな支援体制の構築を図ります。



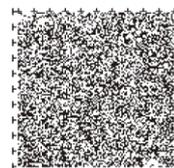
(3)発達上の困難を抱える児童への相談体制・療育体制の整備

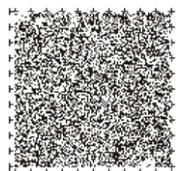
発達に障がいのある、又はその疑いのある児童への早期からの適切な支援を進めるため、「鳥取市こども発達支援センター（あいぽっぽ）」に発達支援コーディネーター、心理相談員、保育士、就学相談員、教諭等の専門職員を配置し、発達相談や就学・教育相談を行うほか、保育所等から学校へのスムーズな移行支援等を含む、保健・福祉・教育との連携や、家族支援、地域への発達障がいに関する理解を深める啓発活動等の支援を進めます。

- 専門職員による発達相談及び教育相談（就学相談含む）を行い、早期から、一人ひとりに合わせた、きめ細かな支援をともに考え、育ちを応援します。
- 鳥取市こどもの発達支援ネットワーク推進会議を開催し、発達障がいのある、又はその疑いのある児童の各ライフステージに対応する一貫した支援体制の推進について検討します。
- 発達上の困難に応じ、療育的活動を取り入れた遊びを体験する親子通所療育や小集団療育、就学前に小学校活動を体験する就学前小集団活動、児童発達支援センター若草学園における地域療育としての外来による療育等を実施し、児童に対する発達支援と保護者の関わり方等を学ぶ機会を提供します。
- 発達に気がかりを抱える児童の保護者同士が、悩みの共有や、子育てへの不安軽減を目指し、子育てへの見通しが持てるようにするため、保護者同士がグループミーティングを行う機会を提供します。



第5章 成年後見制度の利用の促進





成年後見制度は、知的障がいや精神疾患等により判断能力が不十分であるために契約等の法律行為における意思決定が困難な障がいを有する人に対し、本人の意思を尊重しながら成年後見人等がその判断能力を補うことでその人の生命財産を擁護しようとするもので、これまでの取組を拡充し利用促進に努めます。また、この計画をもって成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条の規定に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」を兼ねることとします。

成年後見制度を必要な人が利用できるよう、保健・医療・福祉と司法を含めた権利擁護支援体制「地域連携ネットワーク」及び「中核機関」の体制整備を行います。

- 地域連携ネットワークは「チーム」と「協議会」二つの基本的仕組みを有するものとして構築を進めます。

(1) 本人を後見人とともに支える「チーム」による対応

支援者や本人の困りごとに関わる人が集まって対応を相談する「個別ケース会議」などの会議のメンバーを「チーム」として位置づけ、地域全体の見守り体制の中で、権利擁護支援が必要な人を地域において発見し、必要な支援へ結びつけます。

(2) 地域における「協議会」等の体制づくり

とっとり東部権利擁護支援センターと各専門職団体や家庭裁判所が、一堂に会して情報共有等を行っている「権利擁護に関する地域連携ネットワーク意見交換会」を「協議会」として位置づけ個々のケースに対する「チーム」での対応に加え、地域において、法律や福祉の専門職団体や関係機関が関わりながら支援する体制を目指します。

- 地域連携ネットワークを整備し、協議会等を適切に運営していくためには、その中核となる機関が必要です。

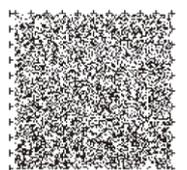
成年後見制度の利用に関する相談受付や法人後見の受任を行っている「とっとり東部権利擁護支援センター」を中核機関と位置付け、「地域包括支援センター」及び「鳥取市権利擁護支援センターかけはし」と連携を図りながら後見人が孤立することなく日常的に相談等を受けられる体制を作り、成年後見制度の利用を促進します。

(1) 広報機能

研修会やセミナー企画等の広報活動が地域において活発に行われるよう支援します。

(2) 相談機能

権利擁護に関する支援が必要なケースについて、関係者からの相談に応じ後見等ニーズ



の精査と必要な見守り体制に係る調整を行います。

(3) 成年後見制度利用促進機能

とっとり東部権利擁護支援センター、鳥取市権利擁護支援センター及び弁護士会等専門職団体で後見人等の受任に係る調整を行い、適切な後見人を家庭裁判所に推薦します。また、市民後見人の積極的な活用が可能となるよう、市民後見人の育成や市長による法定後見の開始申し立て、申し立て費用の助成や後見人の活動を支援します。

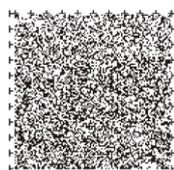
(4) 後見人支援機能

必要に応じて家庭裁判所と情報を共有し、後見人による事務が本人の意思を尊重し、その身上に配慮して行われるよう、後見人活動を支援します。

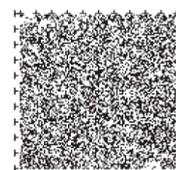
【主な取組】 ※ [] …取組の方向性

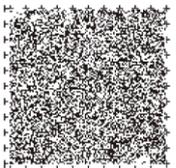
- ・ 成年後見人制度利用支援事業（申立費用、後見人等報酬助成） [継続]
- ・ 市長による法定後見の開始の審判の申し立て [継続]

区 分	実績	見込量		
	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
権利擁護支援センターの相談受付	244件	250件	250件	250件
成年後見制度利用支援事業（申立費用）	5件	5件	5件	5件
成年後見制度利用支援事業（後見人等報酬）	47件	55件	58件	62件
後見開始の審判の市長申し立て	4件	5件	5件	5件



第6章 計画の推進のために





1. 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、障がいのある人についての理解や社会的関心を高めていくとともに、障がいのある人が社会で活動でき、個性が活かされる環境づくりが必要です。そのため、地域社会、学校、団体、サービス事業者、行政等がそれぞれの役割を果たしながら互いに連携・協力して計画の推進を図ります。

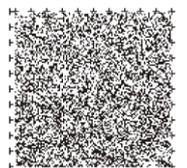
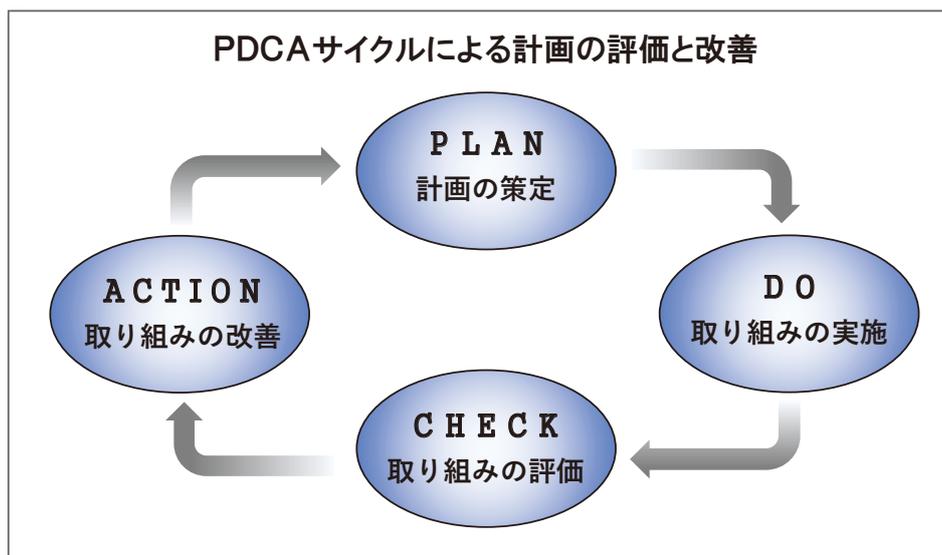
また、本計画の実現に向けて、障害のある人やその家族等へのきめ細かなサービスを総合的・一体的に提供できるよう、庁内の福祉・保健・医療・教育・労働・まちづくり等に関する関係課等との連携を一層強化して施策を推進します。

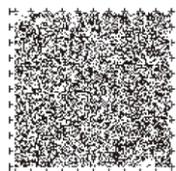
2. 計画の評価・検証

本計画を着実に推進し、効果の高いものとするためには、計画を立て(Plan)、実行し(Do)、進捗状況及び成果を点検・評価したうえで(Check)、取組の改善・見直しを行う(Action)、PDCAサイクルを構築することが大切です。

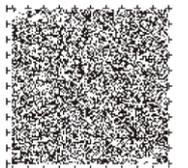
本計画の進捗状況及び成果に関する点検・評価については担当課が関係部署と連携して行うとともに、鳥取市障がい者施策推進協議会に毎年度確認していただくこととします。

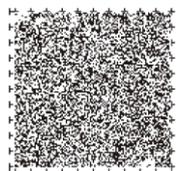
また、国の制度変更や計画期間の終了に伴う改定の際には、鳥取市障がい者計画等策定委員会に意見を求めながら課題に対する必要な対応を図ることとします。





参考資料





1. 鳥取市障がい者計画等策定委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 鳥取市障がい者計画、鳥取市障がい福祉計画及び鳥取市障がい児福祉計画の策定にあたり、関係者の幅広い参画を得て、その内容を検討するため、鳥取市障がい者計画等計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に定める障害者計画の作成に関すること。
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条に定める障害福祉計画の作成に関すること。
- (3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20に定める障害児福祉計画の作成に関すること。
- (4) その他必要と認める事項。

(組織)

第3条 委員会は、鳥取市障がい者施策推進協議会の委員に、この委員会の運営に必要と認める団体の者を加えて別表のとおり組織する。

2 委員会には委員長1人、副委員長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

3 委員長は、委員会を統括し、代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の会議には、必要に応じ委員以外の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第5条 委員会の事務を処理するため、事務局を福祉部障がい福祉課に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

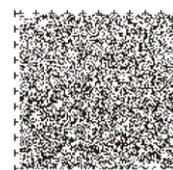
この要綱は、平成20年4月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年6月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。



附 則

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

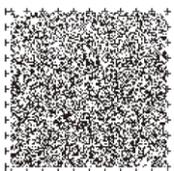
この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

団 体 名 等	
鳥取市障がい者 施策推進協議会	鳥取市社会福祉協議会
	鳥取市民生児童委員協議会
	鳥取市自治連合会
	市民活動団体
	鳥取市身体障害者福祉協会連合会
	鳥取市肢体不自由児者父母の会
	鳥取市手をつなぐ育成会
	鳥取市精神障がい者家族会
	学識経験者
	鳥取市地域自立支援協議会
	鳥取公共職業安定所
	東部地域代表（国府・福部）
	南部地域代表（河原・用瀬・佐治）
	西部地域代表（気高・鹿野・青谷）
	公募委員
	公募委員
	公募委員
関係団体	鳥取市地域自立支援協議会相談支援部会
	鳥取県東部医師会
	鳥取県東部地区特別支援教育研究会

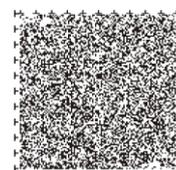


2. 鳥取市障がい者計画等策定委員会 委員名簿

(敬称略・順不同)

No.	団体名	役職	氏名
1	鳥取市社会福祉協議会	常務理事	田中 節哉
2	鳥取市民生児童委員協議会	常任理事	田中 修
3	鳥取市自治連合会	副会長	西原 牧夫
4	市民活動団体	NPO 法人 鳥取青少年ピアサポート 次長	西山 智子
5	鳥取市身体障害者福祉協会連合会	会長	安養寺 立志
6	鳥取市肢体不自由児者父母の会	副会長	藤原 美江子
7	鳥取市手をつなぐ育成会	会長	大谷 喜博
8	鳥取市精神障がい者家族会	副会長	田淵 眞司
9	鳥取市地域自立支援協議会	副会長	河内 富裕美
10	鳥取公共職業安定所	統括職業指導官	谷本 美和子
11	学識経験者	一般社団法人 とっとり東部権利擁護支援センター 理事	西山 靖代
12	東部地域代表 (国府・福部)	福部地区主任児童委員	田村 洋子
13	南部地域代表 (河原・用瀬・佐治)	佐治地区民生児童委員推進協議会 会長	小谷 喜典
14	西部地域代表 (気高・鹿野・青谷)	鹿野かちみ園 園長	小谷 昭男
15	公募委員	公募委員	吉田 治久
16	公募委員	公募委員	市村 正
17	公募委員	公募委員	四宮 佑一
18	鳥取市地域自立支援協議会 相談支援部会	相談支援部会部会員 (鳥取市基幹相談支援センター相談支援専門員)	長谷川 麻野
19	鳥取県東部医師会	理事	加藤 達生
20	鳥取県東部地区特別支援教育研究会	白兔養護学校 校長	中西 美千代

任期 令和5年6月1日～令和7年5月31日



3. 令和4年度福祉に関するアンケート調査結果

(1) 目的

障がい者の実態とサービス等に対するニーズを把握し、県障害者計画及び障害福祉計画の作成、市町村障害者計画の作成並びに今後の障がい福祉施策推進のための基礎資料を得ることを目的として、県と市町村が協力し調査を実施しました。

(2) 本市における回収数と対象者

◎有効回収数：2,903人

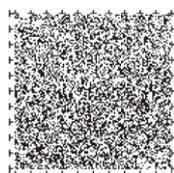
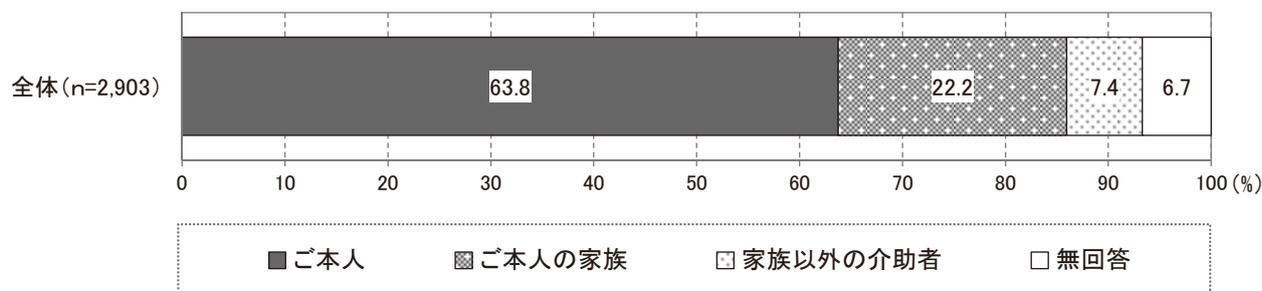
※鳥取市の有効回収者数とは、「問3 あなたがお住いの地域はどこですか。ただし、障害福祉サービスを利用している方は、障害福祉サービスを支給している市町村を回答してください。」の設問に対し、「鳥取市」と答えた方。（以下の結果概要では、問3を割愛しています）

◎対象者：身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳又は自立支援医療受給者証所持者及び医療機関利用者（精神のみ）で、かつ65歳未満の者または65歳以上の障害福祉サービス受給者

(3) 結果概要

問1 ご記入いただくのは、どなたですか。

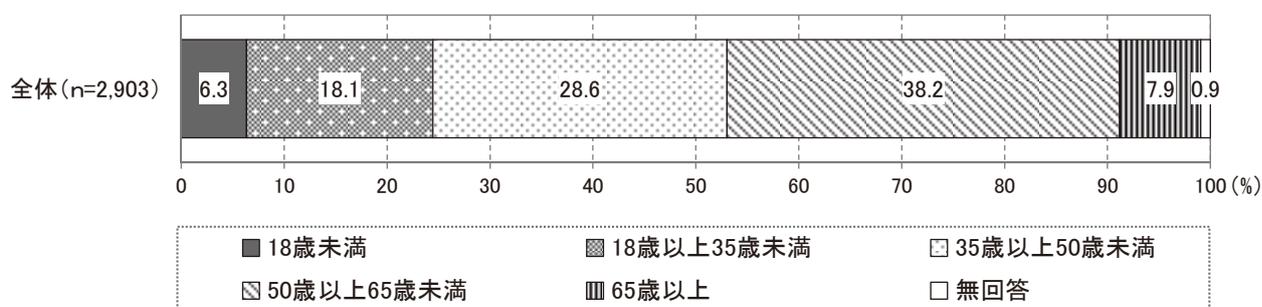
「ご本人」が63.8%と最も高く、次いで、「ご本人の家族」(22.2%)、「家族以外の介助者」(7.4%)の順となっています。



1. あなたの状況などについて

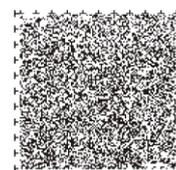
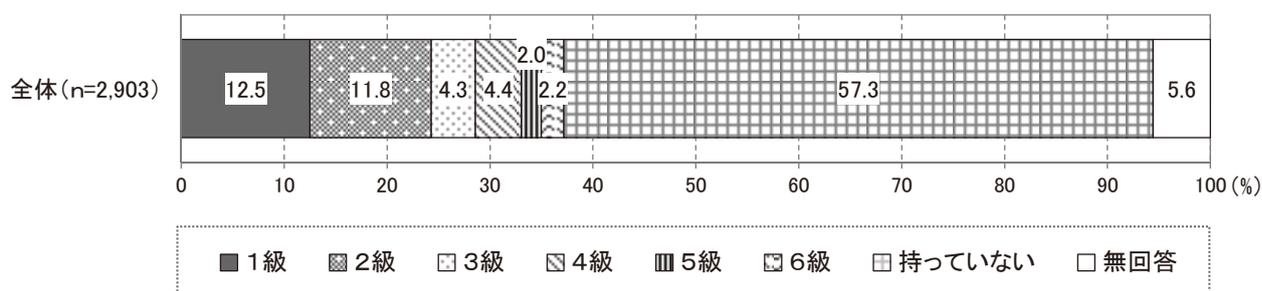
問2 あなたの年齢をお答えください。（令和4年4月1日現在）

「50歳以上65歳未満」が38.2%と最も高く、次いで、「35歳以上50歳未満」（28.6%）、「18歳以上35歳未満」（18.1%）の順となっています。



問4 あなたは身体障害者手帳をお持ちですか。

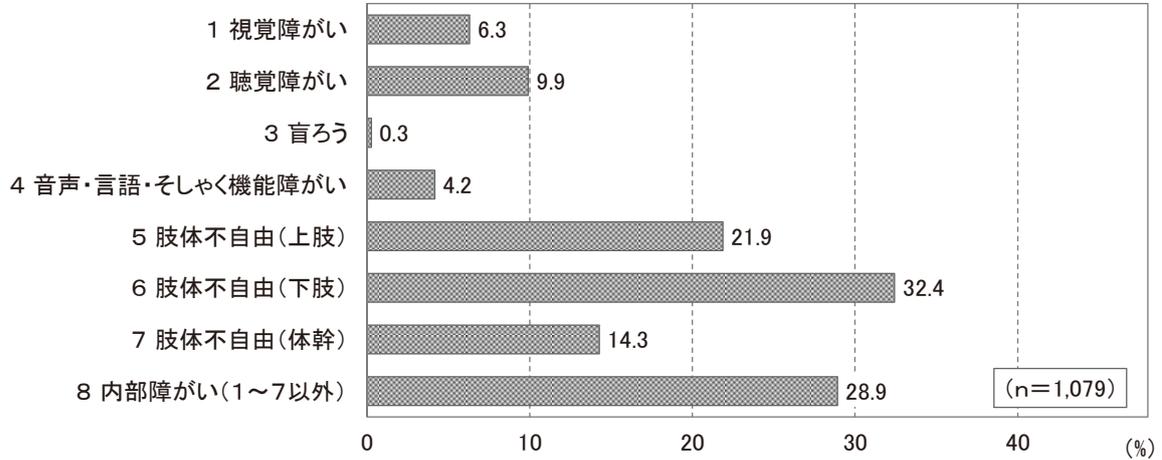
「持っていない」が57.3%と最も高く、次いで、「1級」（12.5%）、「2級」（11.8%）の順となっています。



問5

◆問4で「1. ～6. 」を選んだ方。
あなたの主たる障がいをお答えください。【複数回答可】

「6 肢体不自由（下肢）」が32.4%と最も高く、次いで、「8 内部障がい（1～7以外）」（28.9%）、「5 肢体不自由（上肢）」（21.9%）の順となっています。

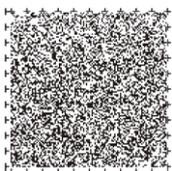
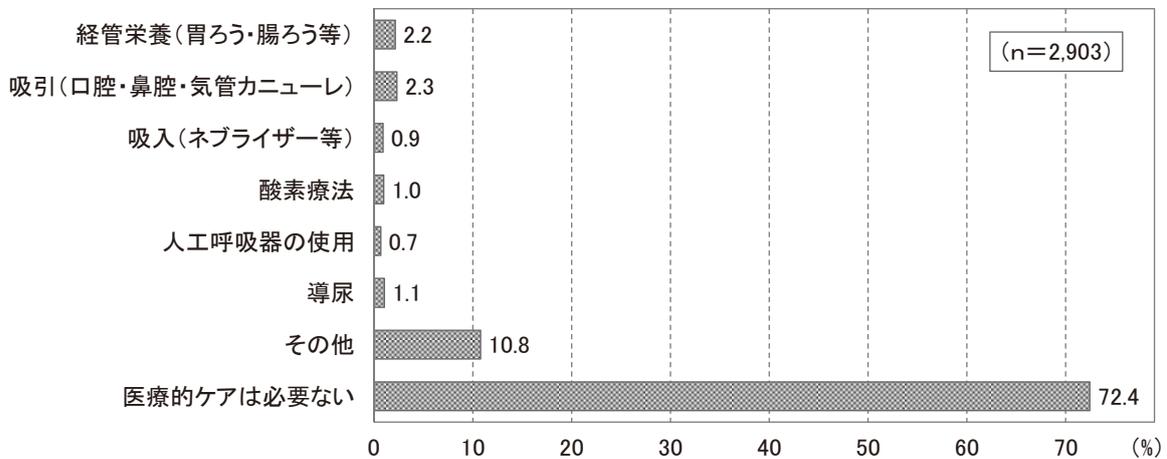
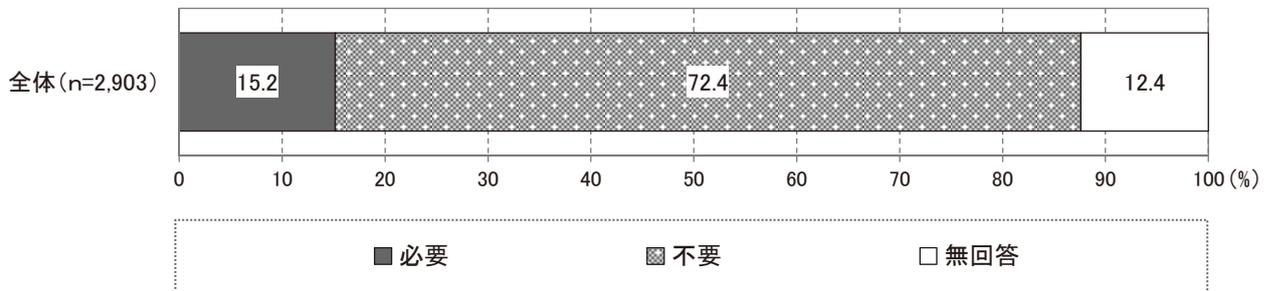


問6

あなたは医療的ケアが必要ですか。【複数回答可】

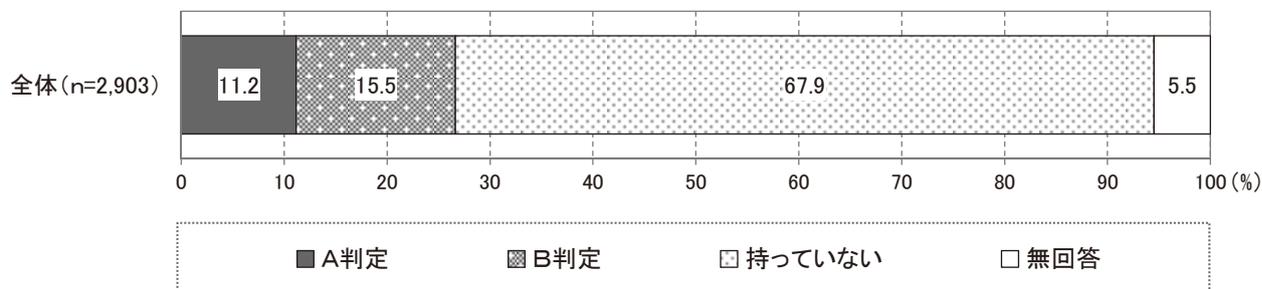
「必要」が15.2%、「不要」が72.4%となっています。

具体的な医療的ケアを見ると、「吸引（口腔・鼻腔・気管カニューレ）」が2.3%と最も高く、次いで、「経管栄養（胃ろう・腸ろう等）」（2.2%）、「導尿」（1.1%）の順となっています。



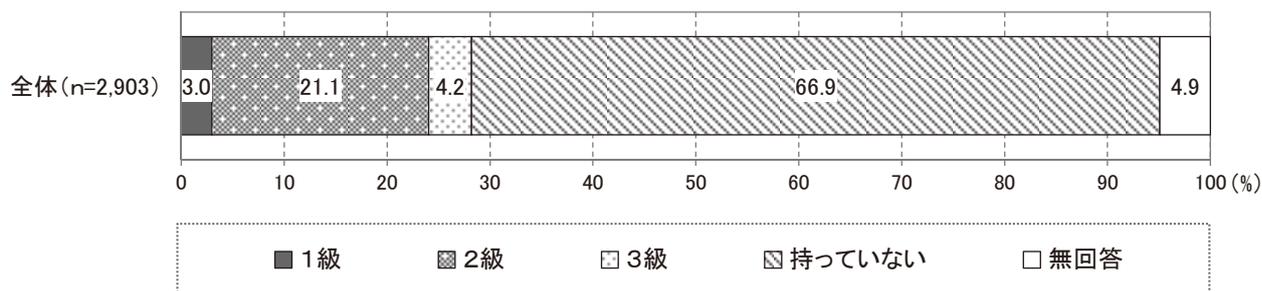
問7 あなたは療育手帳をお持ちですか。

「持っていない」が67.9%と最も高く、次いで、「B判定」(15.5%)、「A判定」(11.2%)の順となっています。



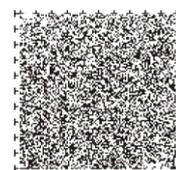
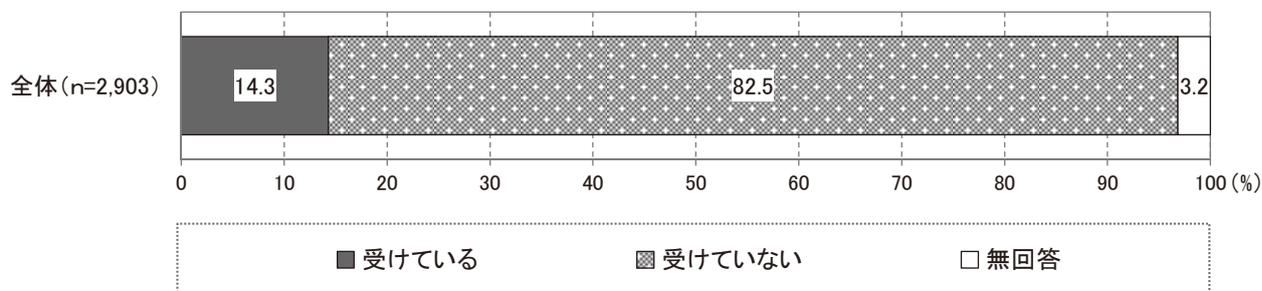
問8 あなたは精神障害者保健福祉手帳をお持ちですか。

「持っていない」が66.9%と最も高く、次いで、「2級」(21.1%)、「3級」(4.2%)の順となっています。



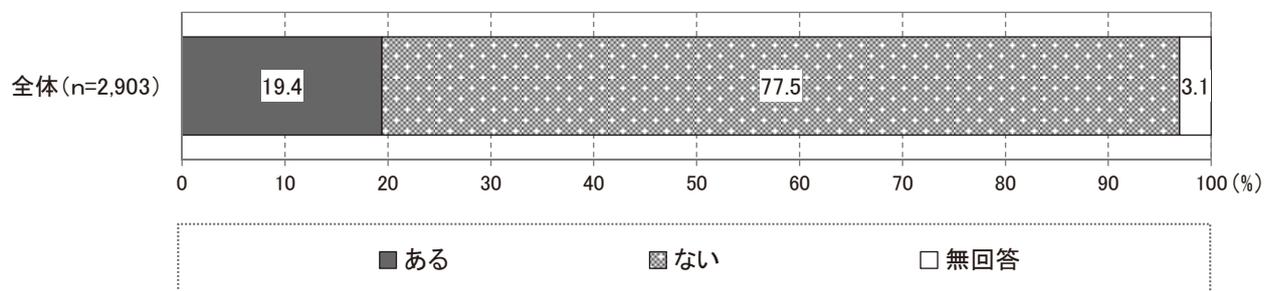
問9 あなたは難病（特定疾患）の認定を受けていますか。

「受けている」が14.3%、「受けていない」が82.5%となっています。



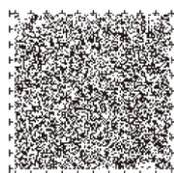
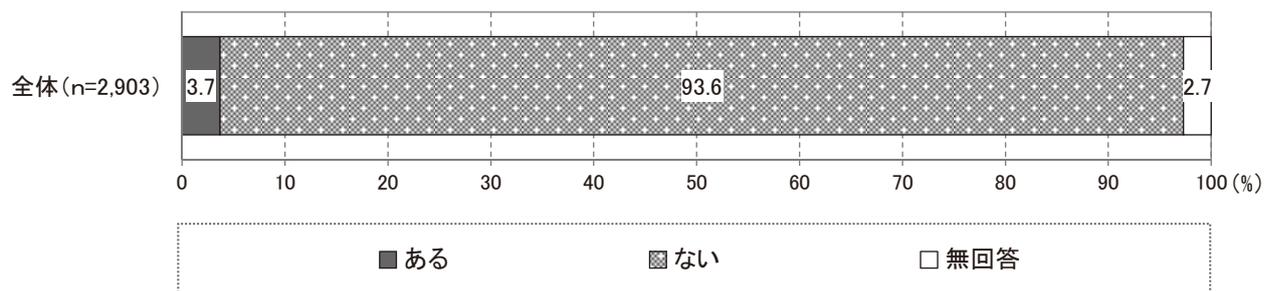
問 10 あなたは発達障がいと診断されたことがありますか。

「ある」が19.4%、「ない」が77.5%となっています。



問 11 あなたは高次脳機能障がいと診断されたことがありますか。

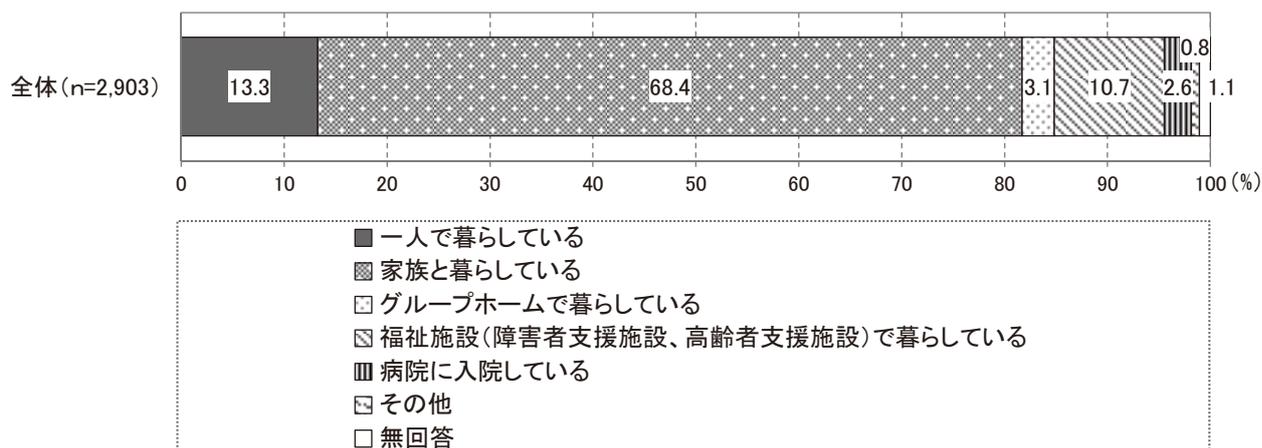
「ある」が3.7%、「ない」が93.6%となっています。



2. 住まいや暮らしについて

問 12 あなたは現在、どのように暮らしていますか。

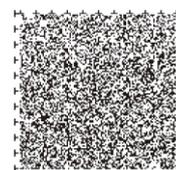
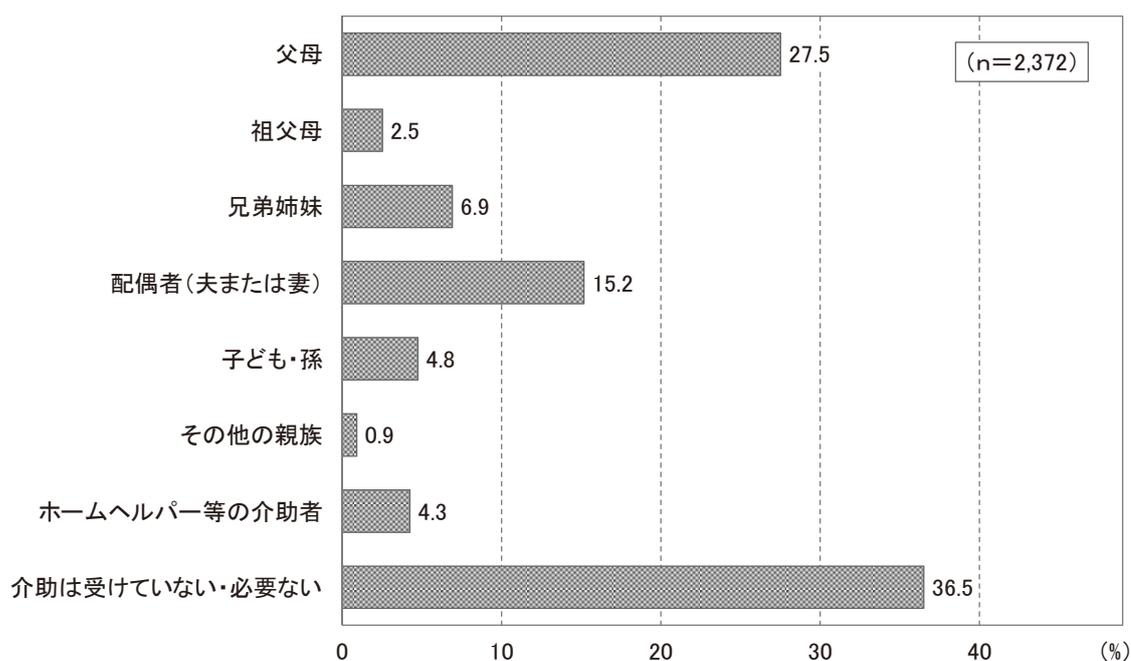
「家族と暮らしている」が68.4%と最も高く、次いで、「一人で暮らしている」(13.3%)、「福祉施設(障害者支援施設、高齢者支援施設)で暮らしている」(10.7%)の順となっています。



問 13

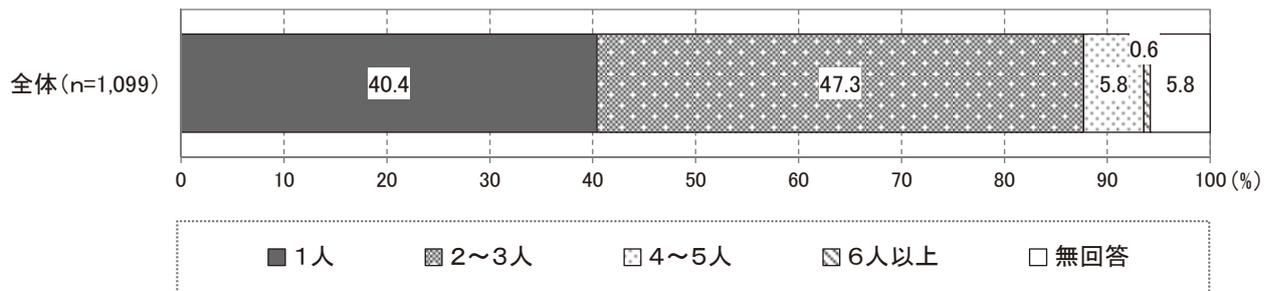
◆問12で「一人で暮らしている」または「家族と暮らしている」と答えた方。自宅生活においてあなたを介助してくれる方は主に誰ですか。【複数回答可】

「介助は受けていない・必要ない」が36.5%と割合が高くなっていますが、介助者で見ると、「父母」が27.5%と最も高く、次いで、「配偶者(夫または妻)」(15.2%)、「兄弟姉妹」(6.9%)の順となっています。



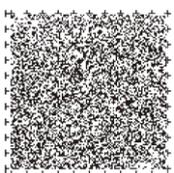
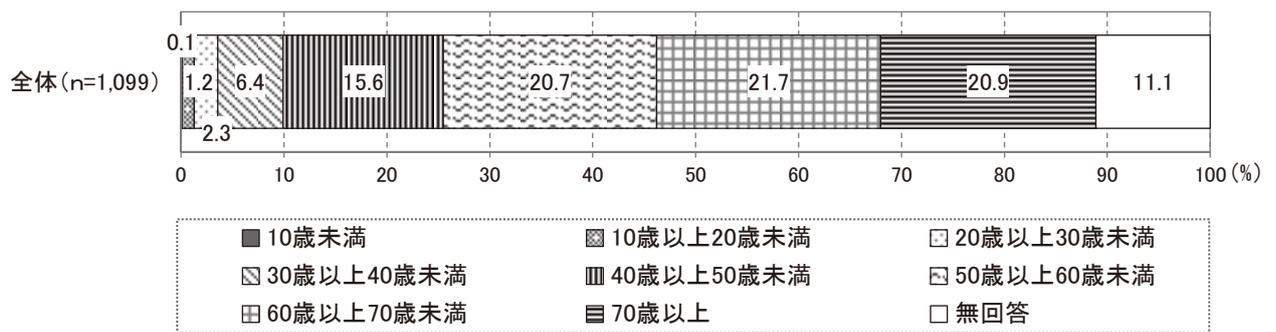
◆問13で「1. ～6.」を選んだ方。
問14 あなたを介助してくれる家族等は何人いますか。なお、ホームヘルパー等の介助者は人数に含めません。

「2～3人」が47.3%と最も高く、次いで、「1人」(40.4%)、「4～5人」(5.8%)の順となっています。



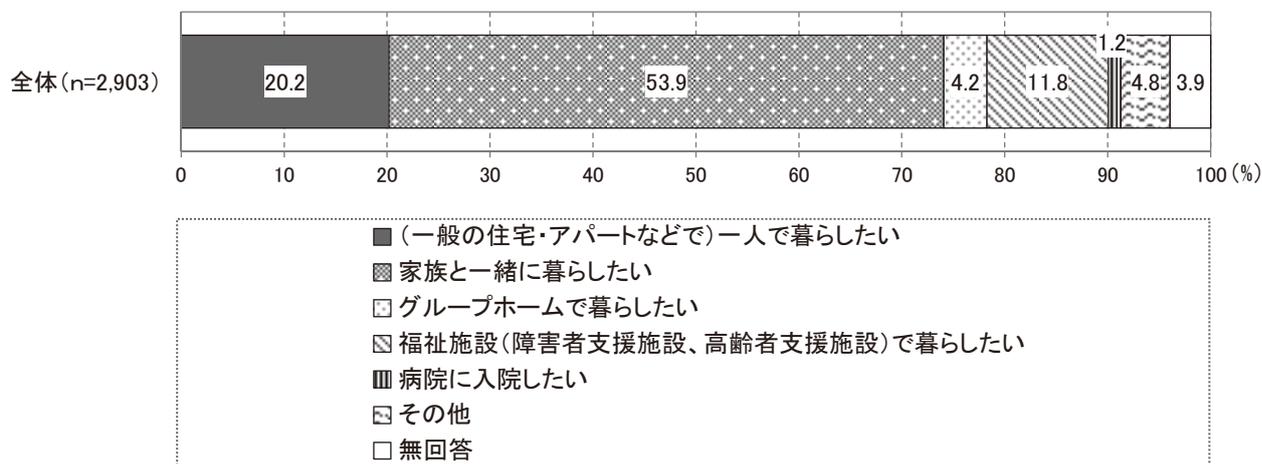
◆問13で「1. ～6.」を選んだ方。
問15 あなたを介助してくれる家族等で、特に中心となっている方の年齢をお答えください。(令和4年4月1日現在)

「60歳以上70歳未満」が21.7%と最も高く、次いで、「70歳以上」(20.9%)、「50歳以上60歳未満」(20.7%)の順となっています。



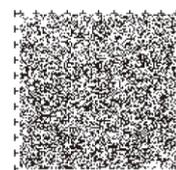
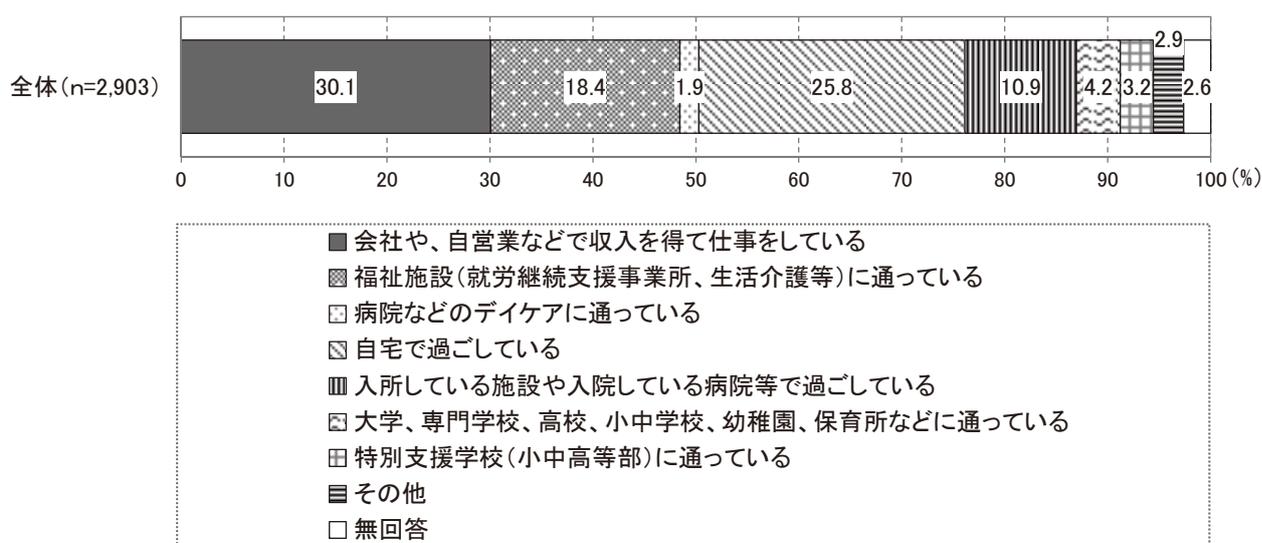
問 16 あなたは将来、どのように暮らしたいと思いますか。

「家族と一緒に暮らしたい」が53.9%と最も高く、次いで、「(一般の住宅・アパートなどで)一人で暮らしたい」(20.2%)、「福祉施設(障害者支援施設、高齢者支援施設)で暮らしたい」(11.8%)の順となっています。



問 17 あなたは、平日の日中を主にどのように過ごしていますか。

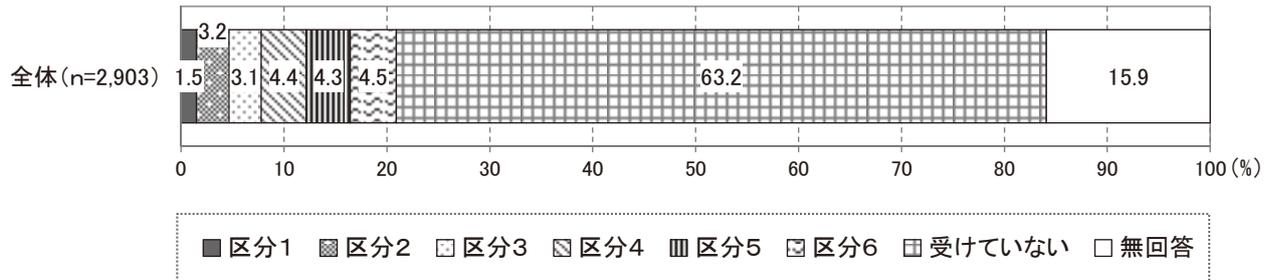
「会社や、自営業などで収入を得て仕事をしている」が30.1%と最も高く、次いで、「自宅で過ごしている」(25.8%)、「福祉施設(就労継続支援事業所、生活介護等)に通っている」(18.4%)の順となっています。



3. 障害福祉サービス等の利用について

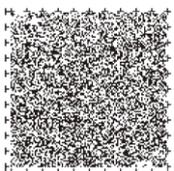
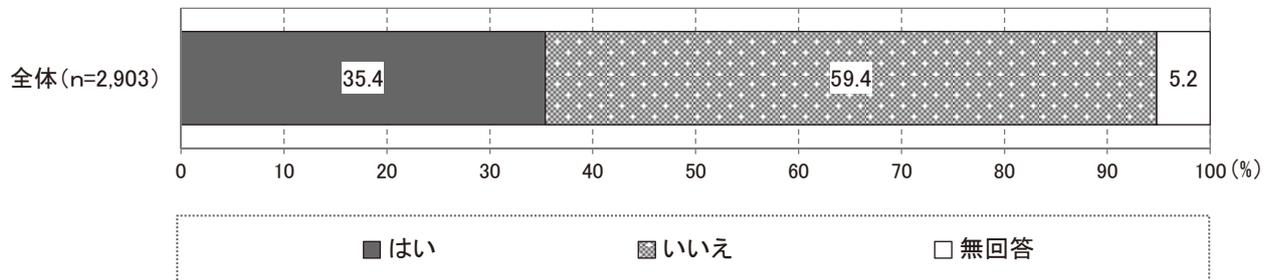
問 18 あなたは障害支援区分の認定を受けていますか。

「受けていない」が63.2%と最も高く、次いで、「区分6」(4.5%)、「区分4」(4.4%)の順となっています。



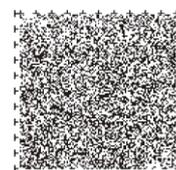
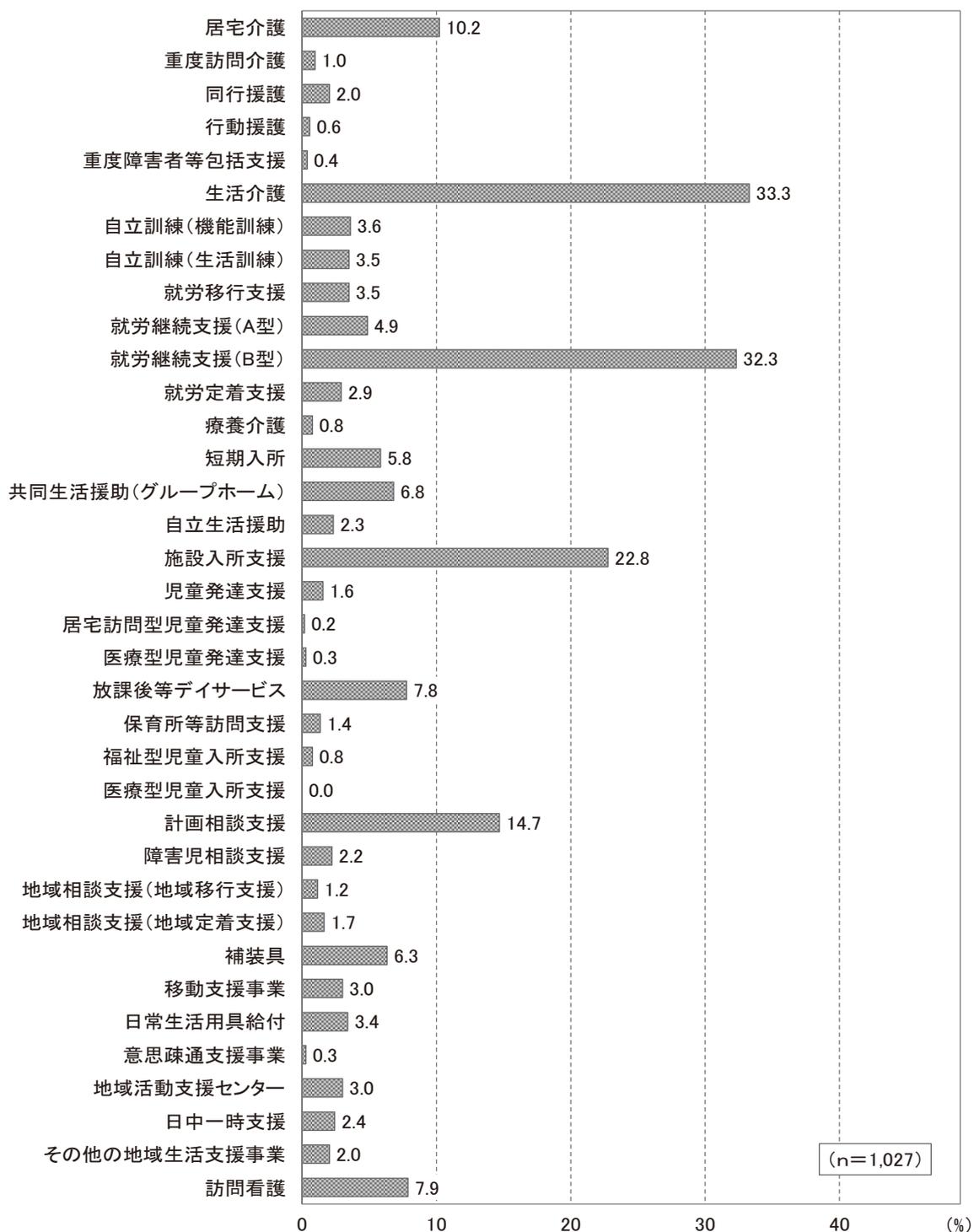
問 19 あなたは現在、障害福祉サービス又は地域生活支援事業等を利用していますか。

「はい」が35.4%、「いいえ」が59.4%となっています。



◆問 19 で「はい」と答えた方。
問 20 あなたが現在利用している障害福祉サービス又は地域生活支援事業等は何ですか。受給者証を見ながら回答してください。【複数回答可】

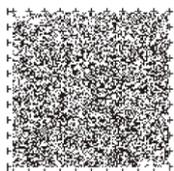
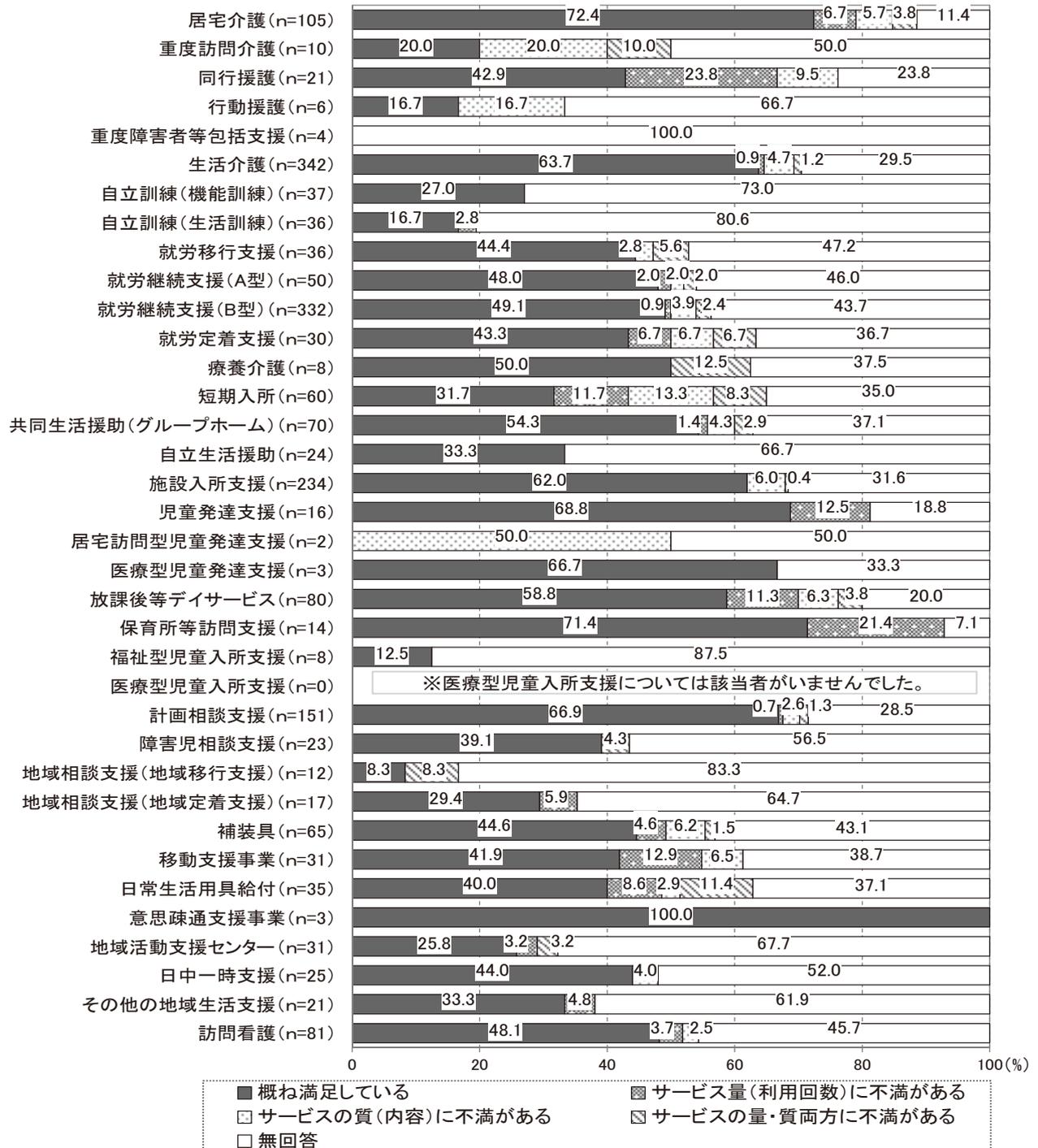
「生活介護」が 33.3%と最も高く、次いで、「就労継続支援（B型）」（32.3%）、「施設入所支援」（22.8%）の順となっています。



◆問 19 で「はい」と答えた方。

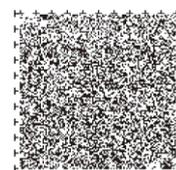
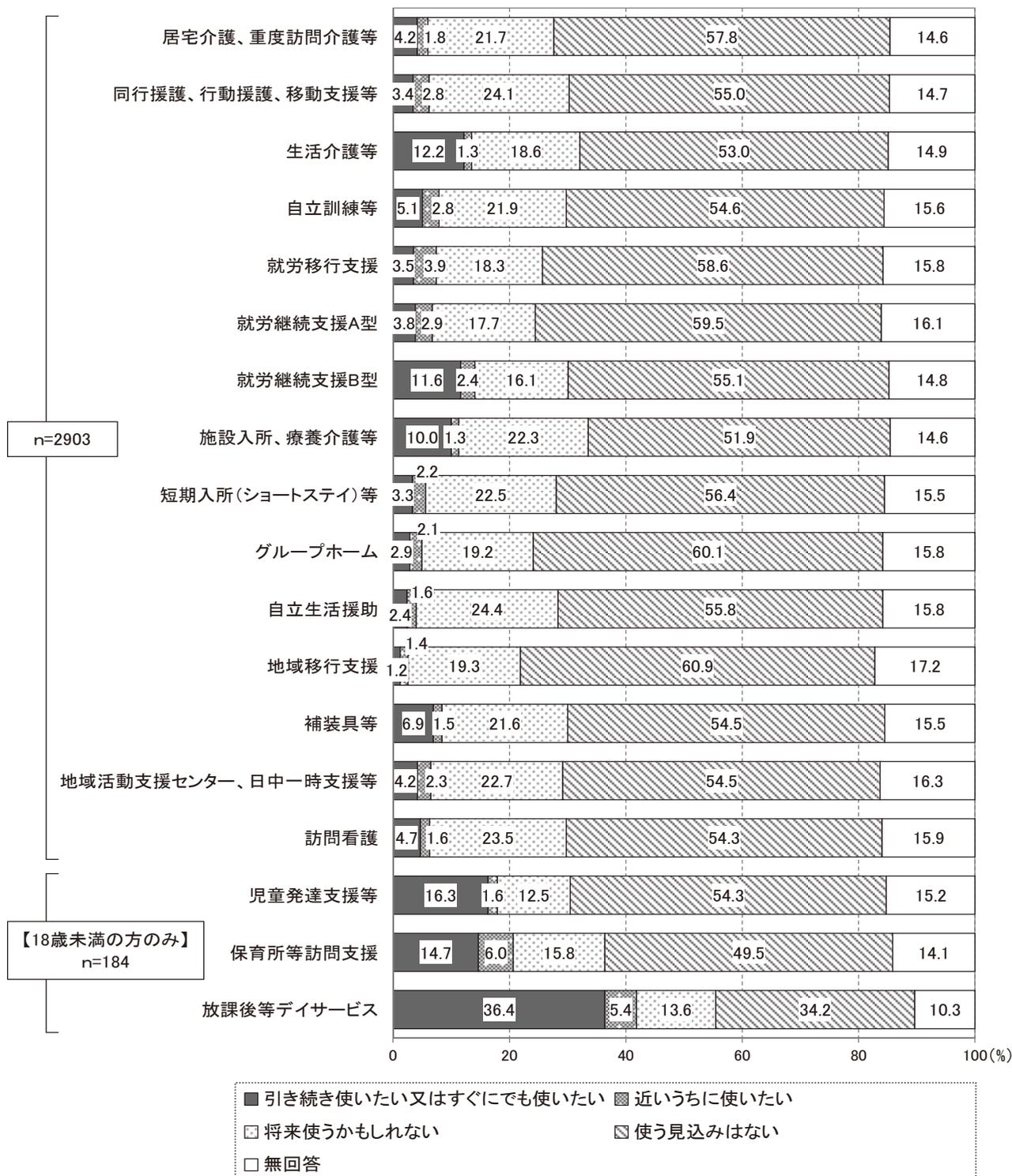
問 21 あなたは、現在利用している障害福祉サービス等についてどのように感じていますか。利用しているサービスすべてについて回答してください。

有効回答者数の多い生活介護では、「概ね満足している」が 63.7%と最も高く、次いで、「サービスの質（内容）に不満がある」（4.7%）、「サービスの量・質両方に不満がある」（1.2%）の順となっています。



問 22 あなたは今後、どのような障害福祉サービス等を利用したいと考えていますか。

「引き続き使いたい又はすぐにでも使いたい」と「近いうちに使いたい」を合わせた“使いたい”では、放課後等デイサービスが41.8%と最も高く、次いで、保育所等訪問支援(20.7%)、児童発達支援等(17.9%)の順となっています。

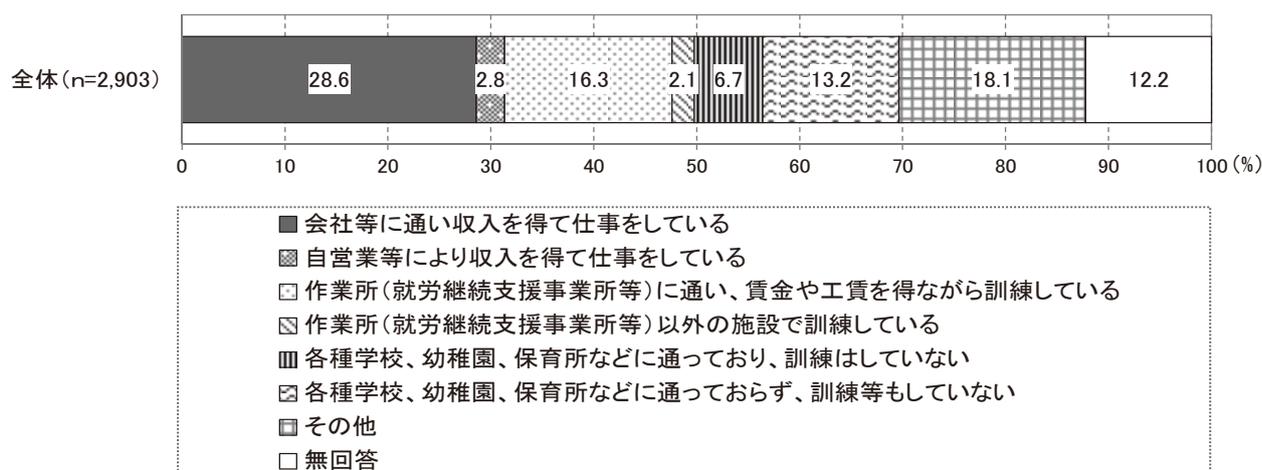


4. 就労について

問 23

あなたは今、仕事をしていますか。または仕事をするための訓練等を受けていますか。

「その他」が18.1%と一定の割合が見られますが、具体的に見ると、「会社等に通り収入を得て仕事をしている」が28.6%と最も高く、次いで、「作業所（就労継続支援事業所等）に通い、賃金や工賃を得ながら訓練している」（16.3%）、「各種学校、幼稚園、保育所などに通っておらず、訓練等もしていない」（13.2%）の順となっています。

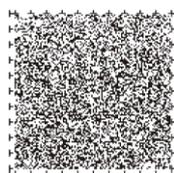
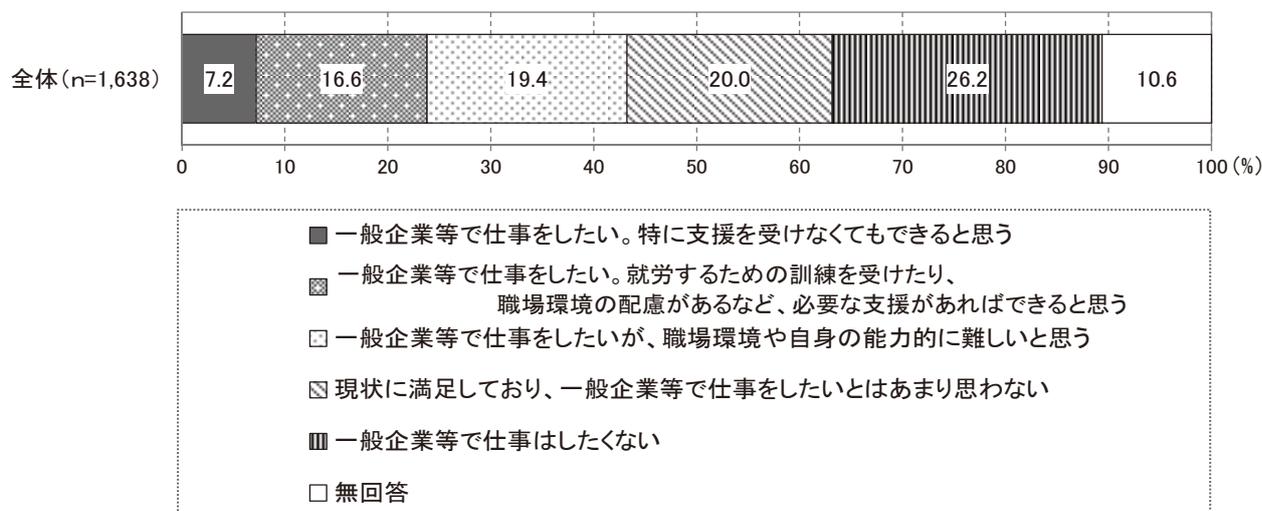


問 24

◆問 23 で「3. ～7.」を選んだ方。

あなたは今後、作業所（就労継続支援事業所等）以外の一般企業等で収入を得る仕事をしたいと思いますか。

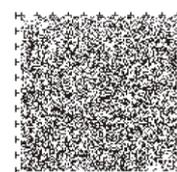
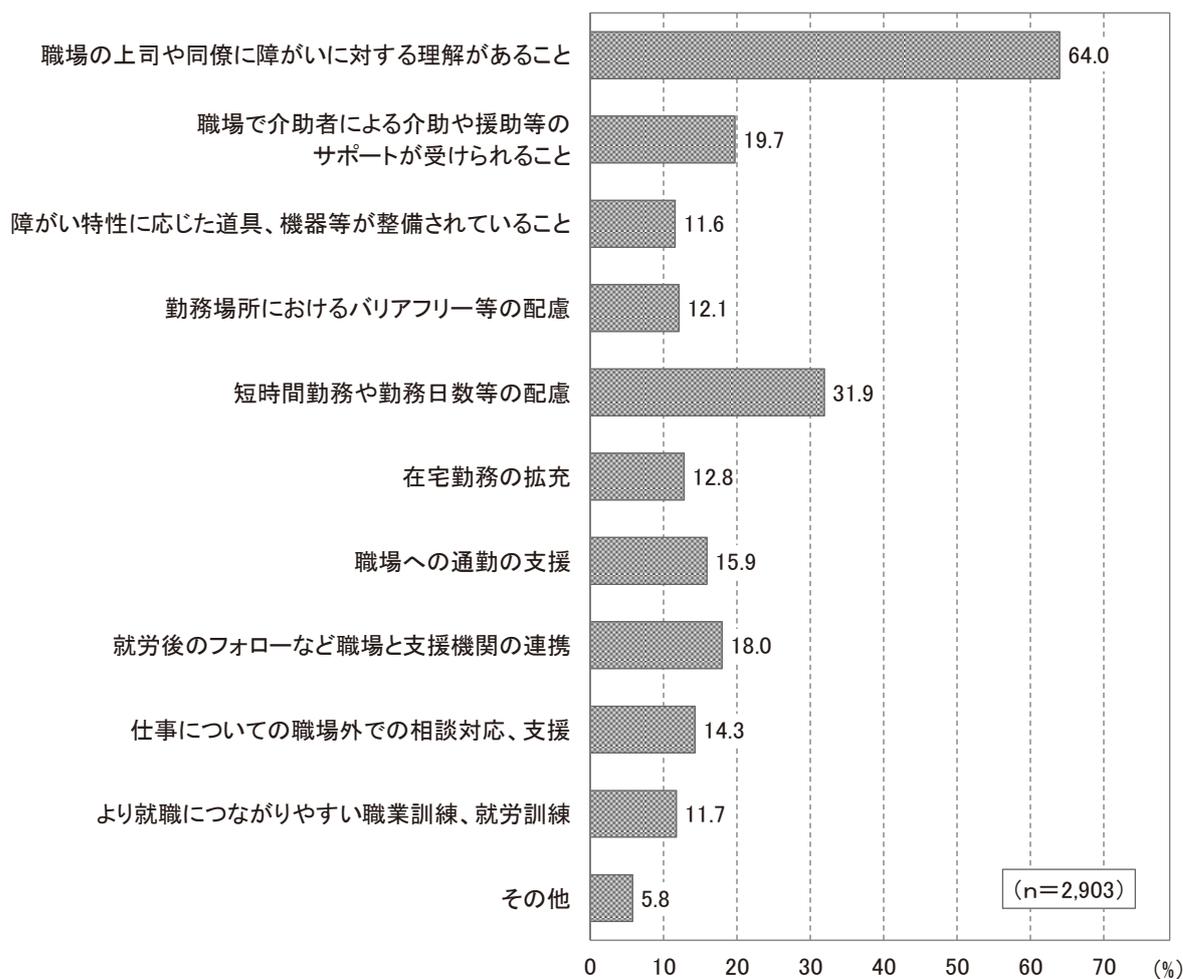
「一般企業等で仕事はしたくない」が26.2%と最も高く、次いで、「現状に満足しており、一般企業等で仕事をしたいとはあまり思わない」（20.0%）、「一般企業等で仕事をしたいが、職場環境や自身の能力的に難しいと思う」（19.4%）の順となっています。



問 25

あなたは、障がい者の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか。
【複数回答可】

「職場の上司や同僚に障がいに対する理解があること」が64.0%と最も高く、次いで、「短時間勤務や勤務日数等の配慮」(31.9%)、「職場で介助者による介助や援助等のサポートが受けられること」(19.7%)の順となっています。

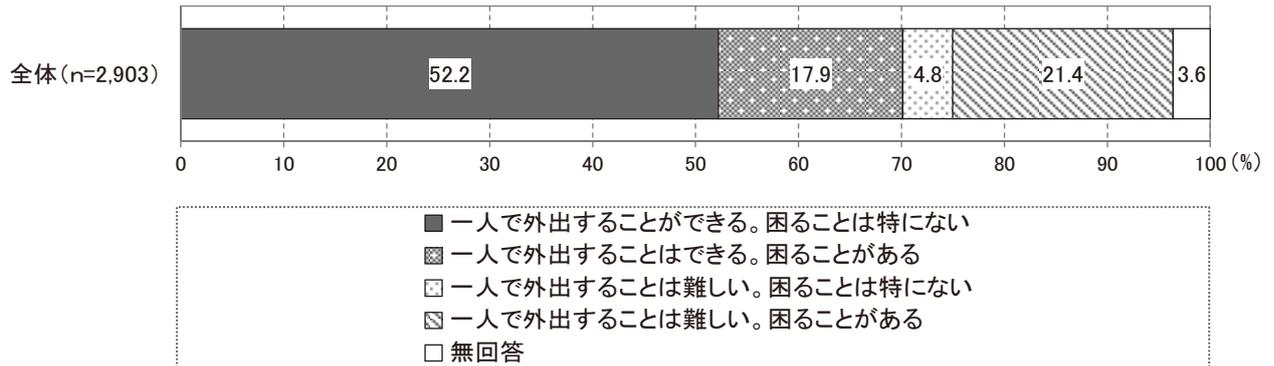


5. 社会参加、余暇活動について

問 26

あなたは、一人で外出することができますか。またその際に困ることがありますか。

「一人で外出することができる。困ることは特にない」が52.2%と最も高く、次いで、「一人で外出することは難しい。困ることがある」(21.4%)、「一人で外出することは難しい。困ることは特にない」(17.9%)の順となっています。

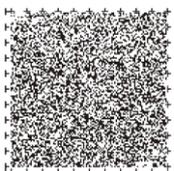
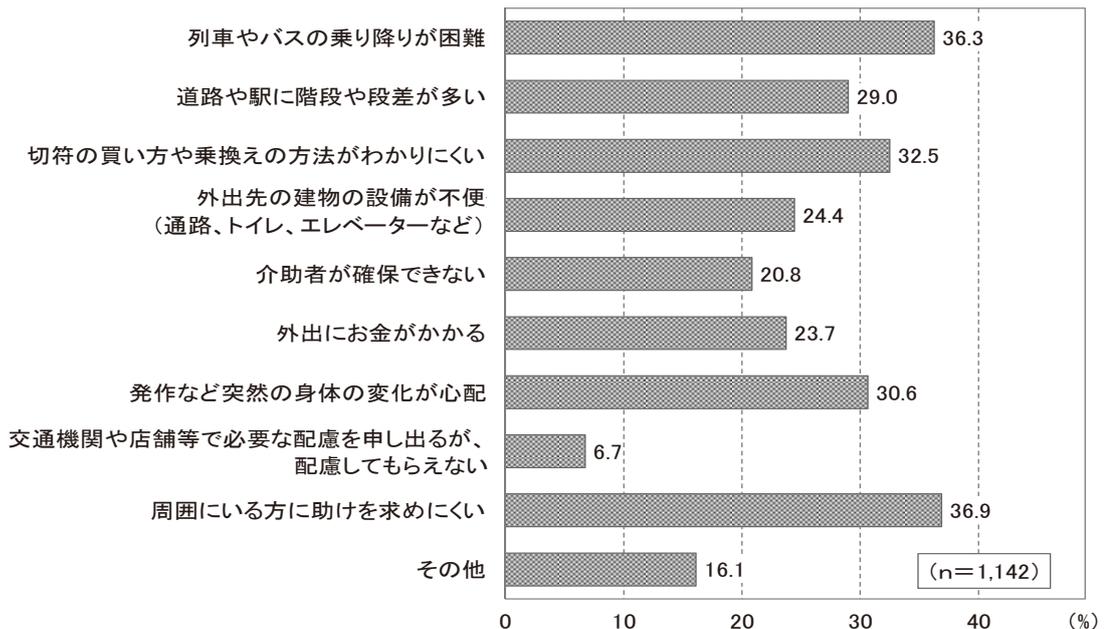


問 27

◆問 26 で「2.」または「4.」(困ることがある)と答えた方。

外出する時に困ることは何ですか。一人で外出することができる場合は一人で外出する場合を、一人で外出することが難しい場合は支援者と外出する場合を想定して回答してください。【複数回答可】

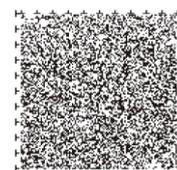
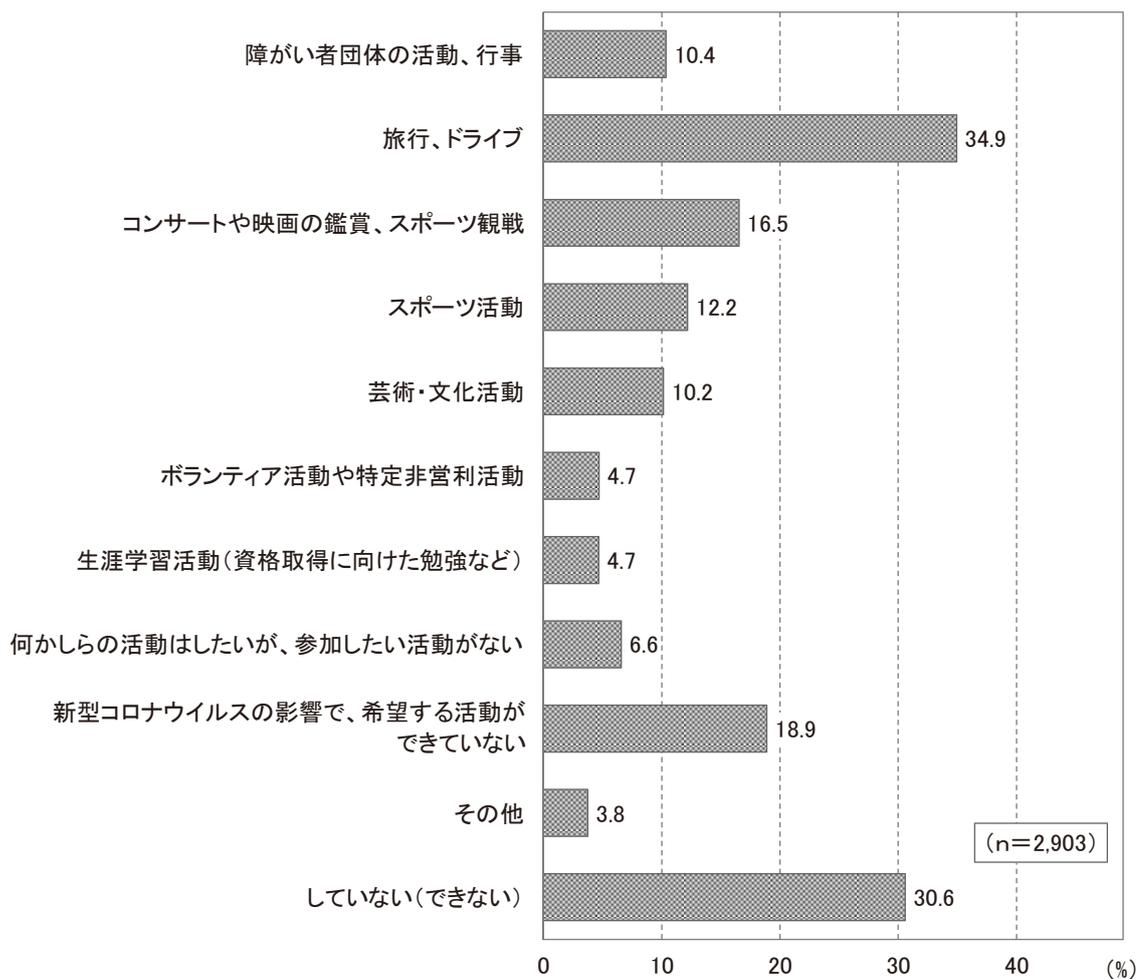
「周囲にいる方に助けを求めにくい」が36.9%と最も高く、次いで、「列車やバスの乗り降りが困難」(36.3%)、「切符の買い方や乗換えの方法がわかりにくい」(32.5%)の順となっています。



問 28

あなたはこの1年間に、どのような社会活動（趣味やスポーツ、文化芸術活動など）をしましたか。【複数回答可】

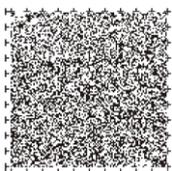
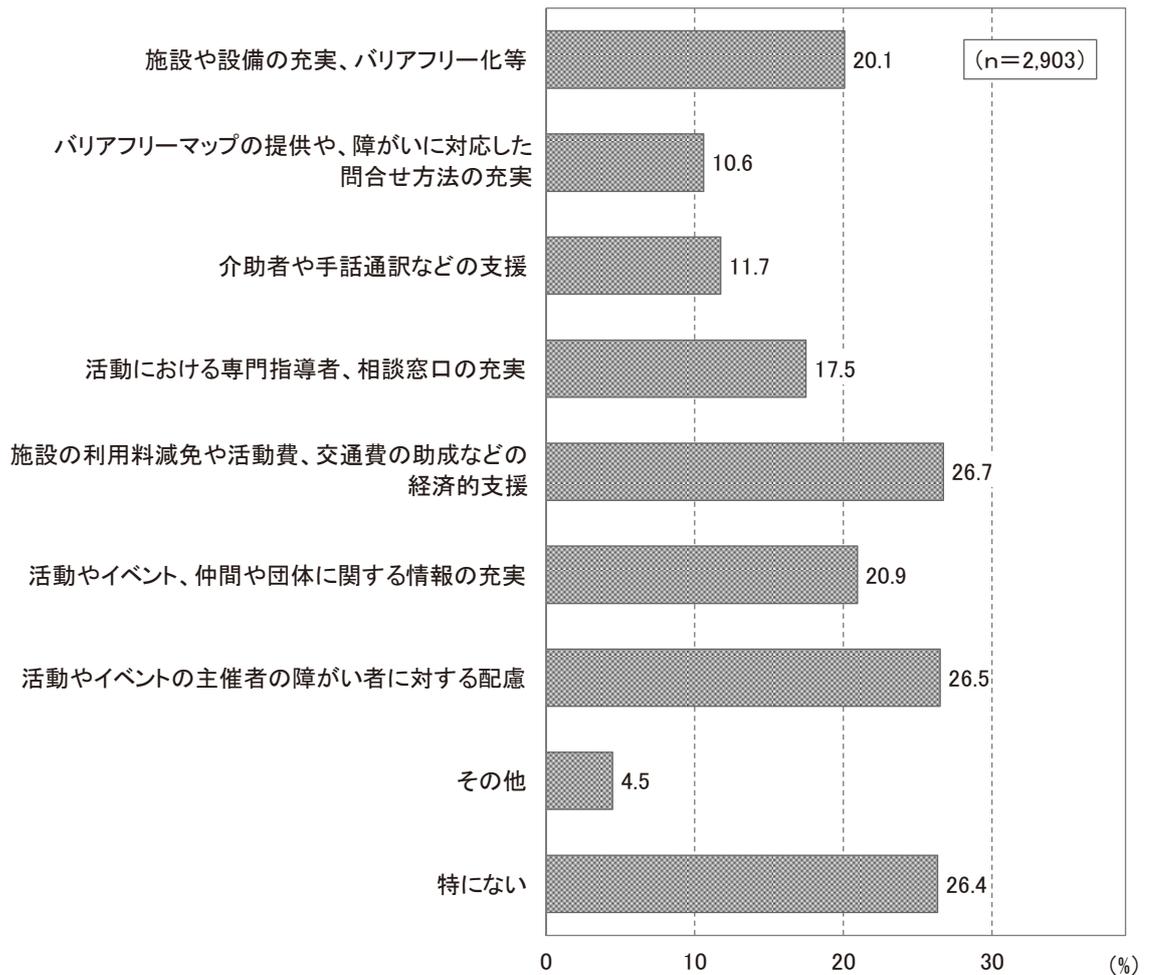
「していない（できない）」が30.6%と一定の割合が見られますが、具体的に見ると、「旅行、ドライブ」が34.9%と最も高く、次いで、「新型コロナウイルスの影響で、希望する活動ができていない」（18.9%）、「コンサートや映画の鑑賞、スポーツ観戦」（16.5%）の順となっています。



問 29

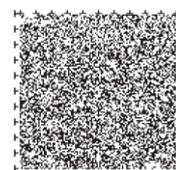
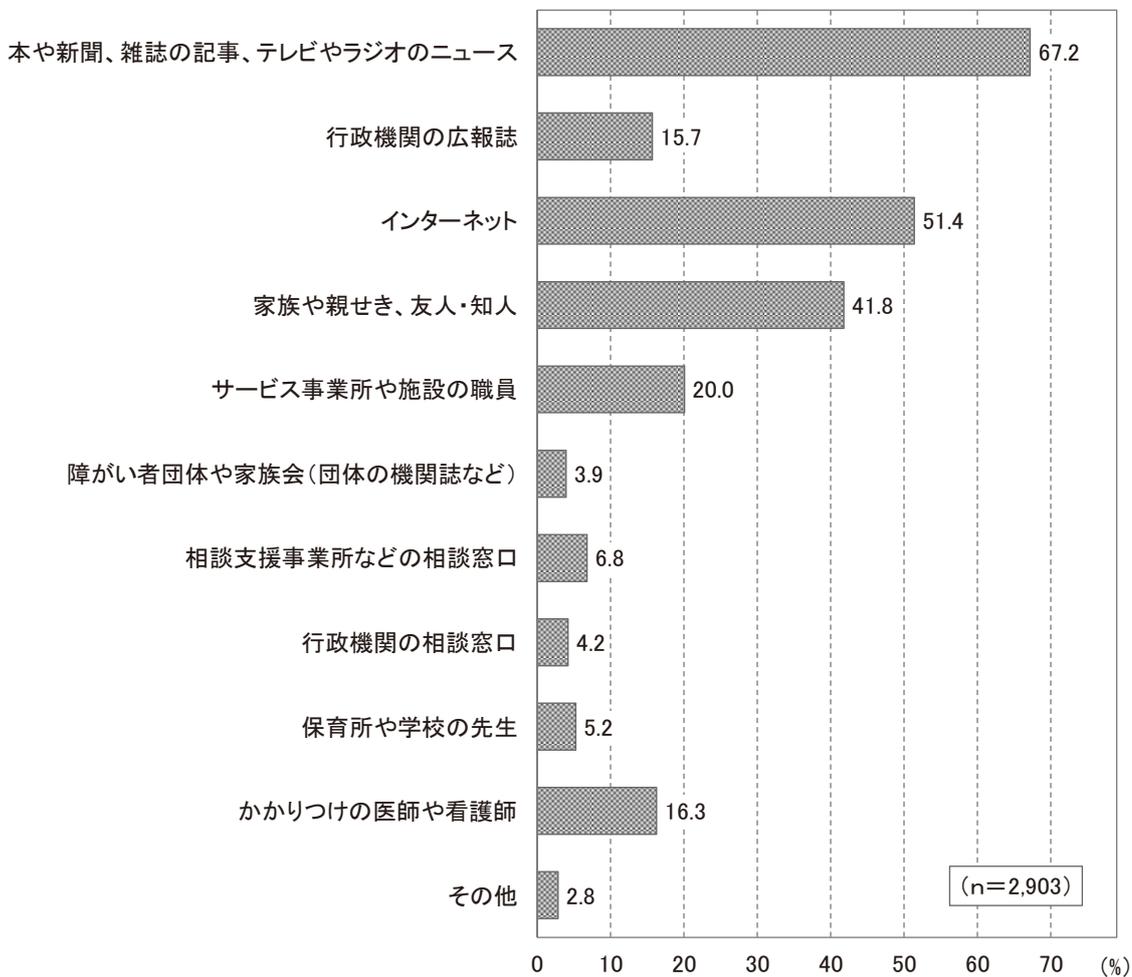
あなたは、どうすれば社会活動にもっと参加しやすくなると思いますか。
【複数回答可】

「特にない」が 26.4%と一定の割合が見られますが、具体的に見ると、「施設の利用料減免や活動費、交通費の助成などの経済的支援」が 26.7%と最も高く、次いで、「活動やイベントの主催者の障がい者に対する配慮」(26.5%)、「活動やイベント、仲間や団体に関する情報の充実」(20.9%)の順となっています。



問 30 あなたは、日常生活で必要な情報を主にどこから得ていますか。【複数回答可】

「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」が67.2%と最も高く、次いで、「インターネット」(51.4%)、「家族や親せき、友人・知人」(41.8%)の順となっています。

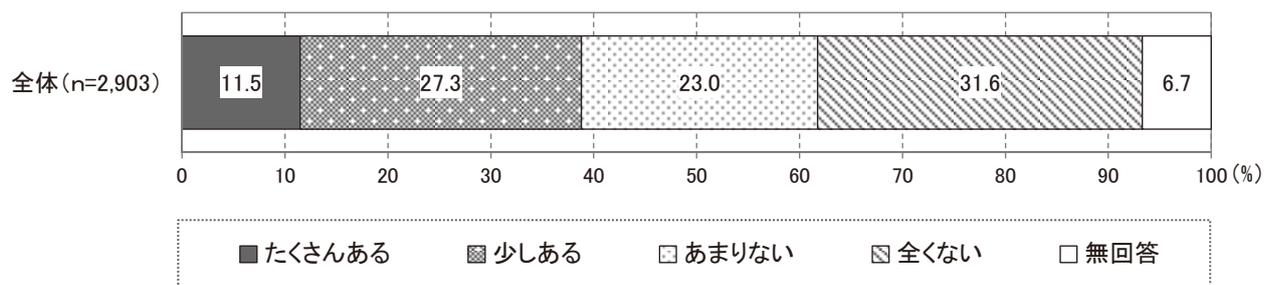


6. 権利擁護などについて

問 31

あなたは、障がいがあることで差別を受けたり、他者との関係で嫌な思いをしたりしたことがありますか。

「全くない」が31.6%と最も高く、次いで、「少しある」(27.3%)、「あまりない」(23.0%)の順となっています。



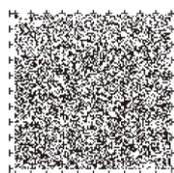
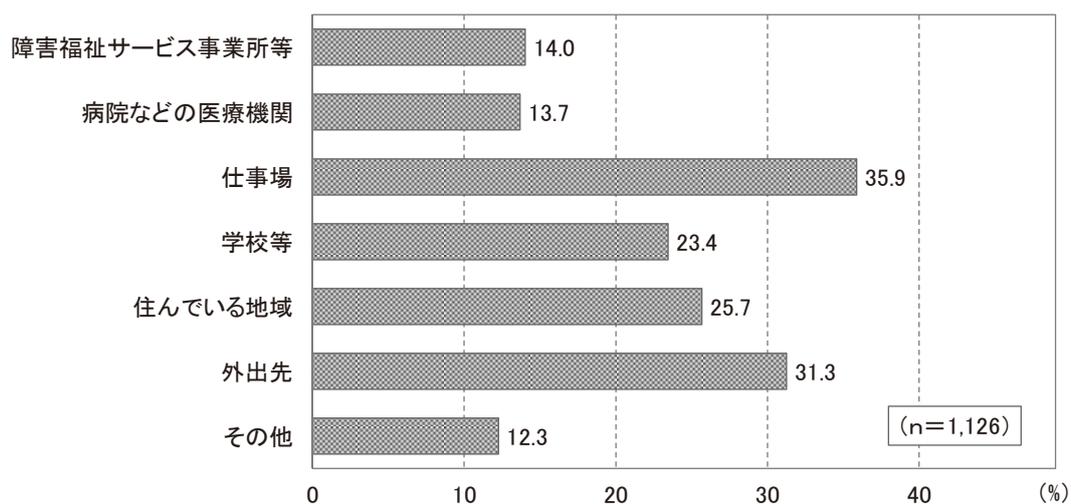
問 32

◆問 31 で「たくさんある」または「少しある」と答えた方。

どのような場面で差別を受けたり、他者との関係で嫌な思いをしたりしましたか。

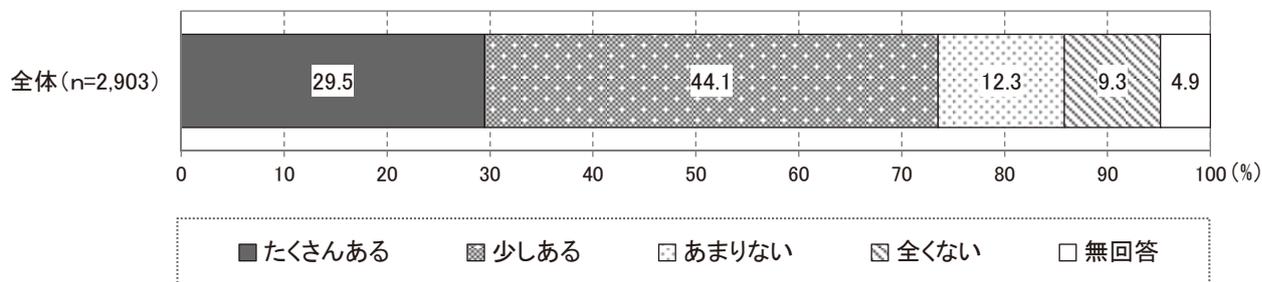
【複数回答可】

「仕事場」が35.9%と最も高く、次いで、「外出先」(31.3%)、「住んでいる地域」(25.7%)の順となっています。



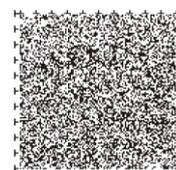
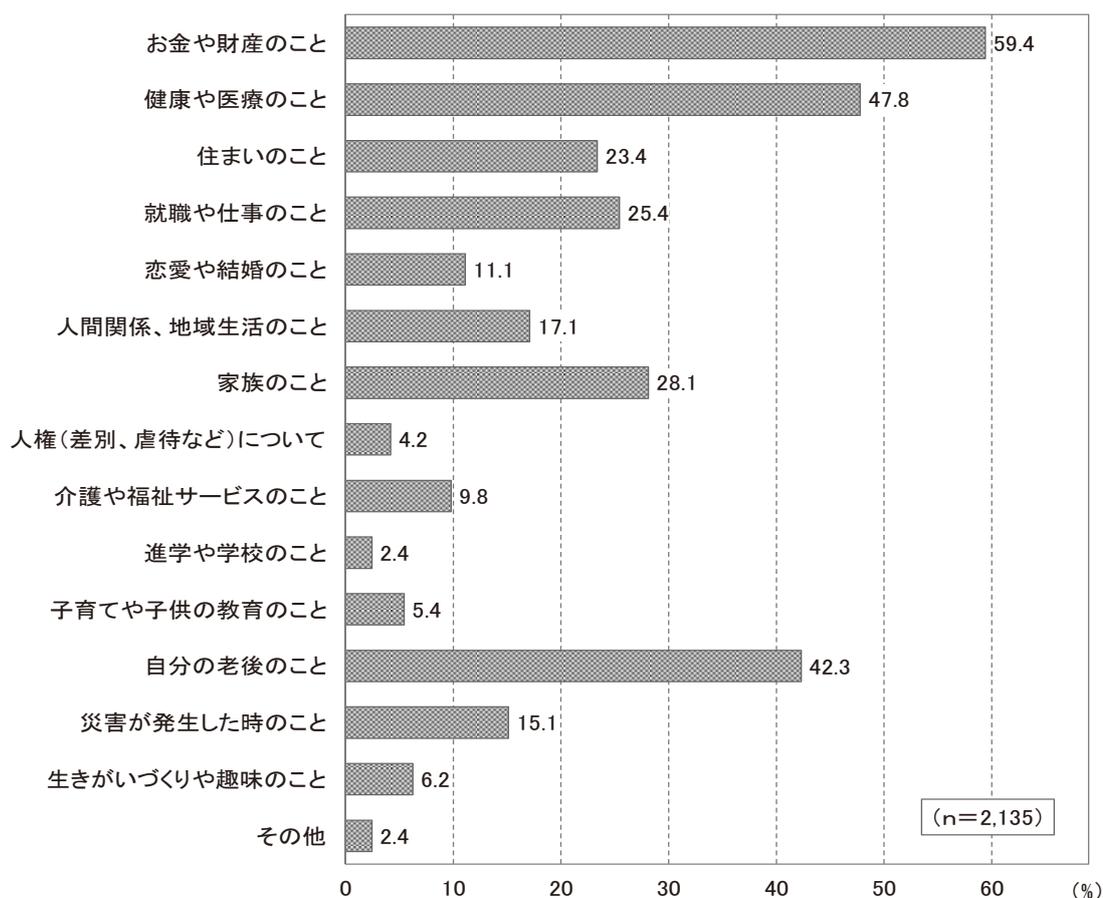
問 33 あなたは、日常生活で困っていることや、将来に対する不安、悩み事や心配事がありますか。

「少しある」が44.1%と最も高く、次いで、「たくさんある」(29.5%)、「あまりない」(12.3%)の順となっています。



問 34 ◆問 33 で「たくさんある」または「少しある」と答えた方。
あなたの日常生活で困っていることや、将来に対する不安、悩み事や心配事は何か。【複数回答可】

「お金や財産のこと」が59.4%と最も高く、次いで、「健康や医療のこと」(47.8%)、「自分の老後のこと」(42.3%)の順となっています。

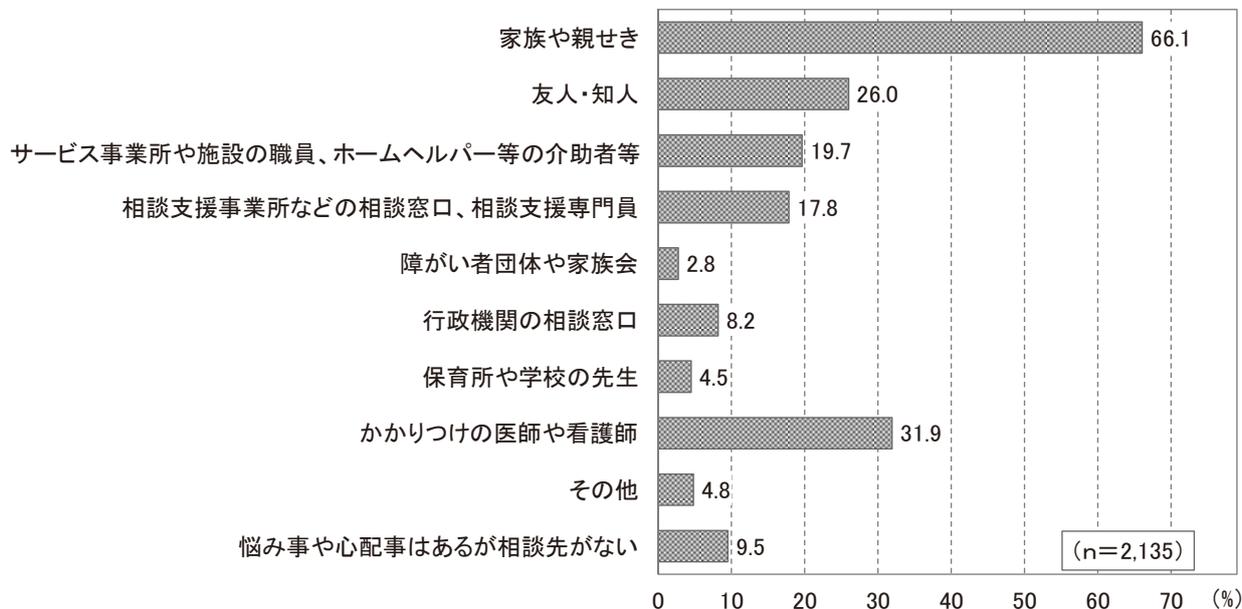


問 35

◆問 33 で「たくさんある」または「少しある」と答えた方。

あなたは、日常生活で悩み事や心配事が生じたとき、誰に（どこに）相談しますか。【複数回答可】

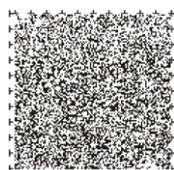
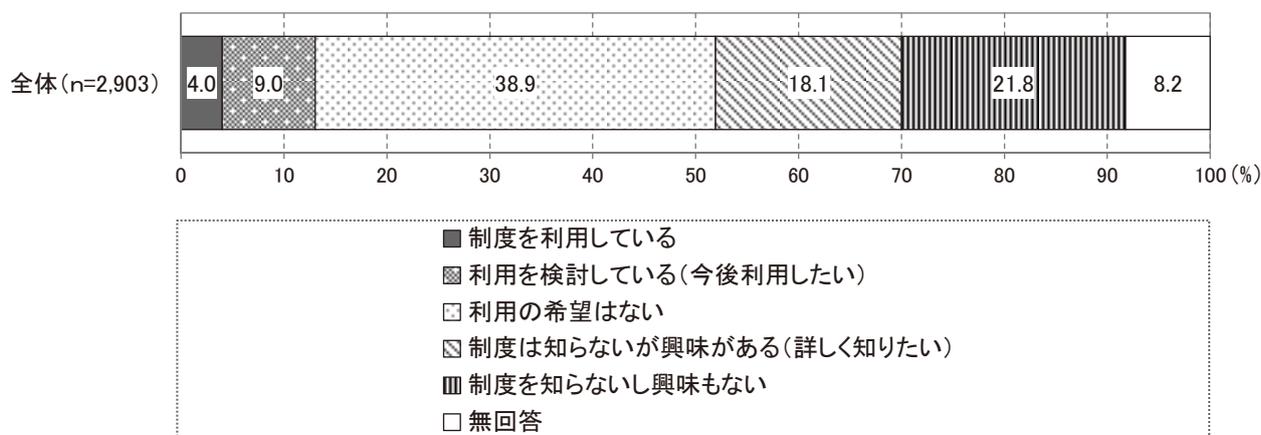
「家族や親せき」が 66.1%と最も高く、次いで、「かかりつけの医師や看護師」（31.9%）、「友人・知人」（26.0%）の順となっています。



問 36

成年後見制度についてご存じですか。また利用を希望していますか。

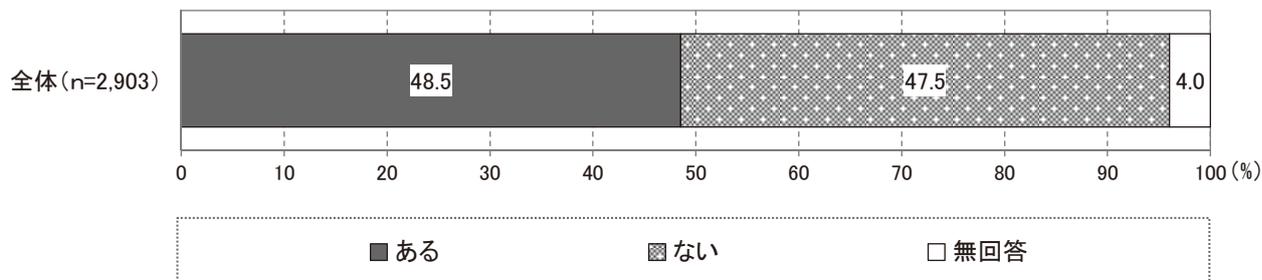
「利用の希望はない」が 38.9%と最も高く、次いで、「制度を知らないし興味もない」（21.8%）、「制度は知らないが興味がある（詳しく知りたい）」（18.1%）の順となっています。



7. 災害時の避難等について

問 37 あなたは、防災訓練に参加したことがありますか。

「ある」が48.5%、「ない」が47.5%となっています。

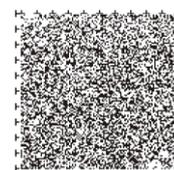
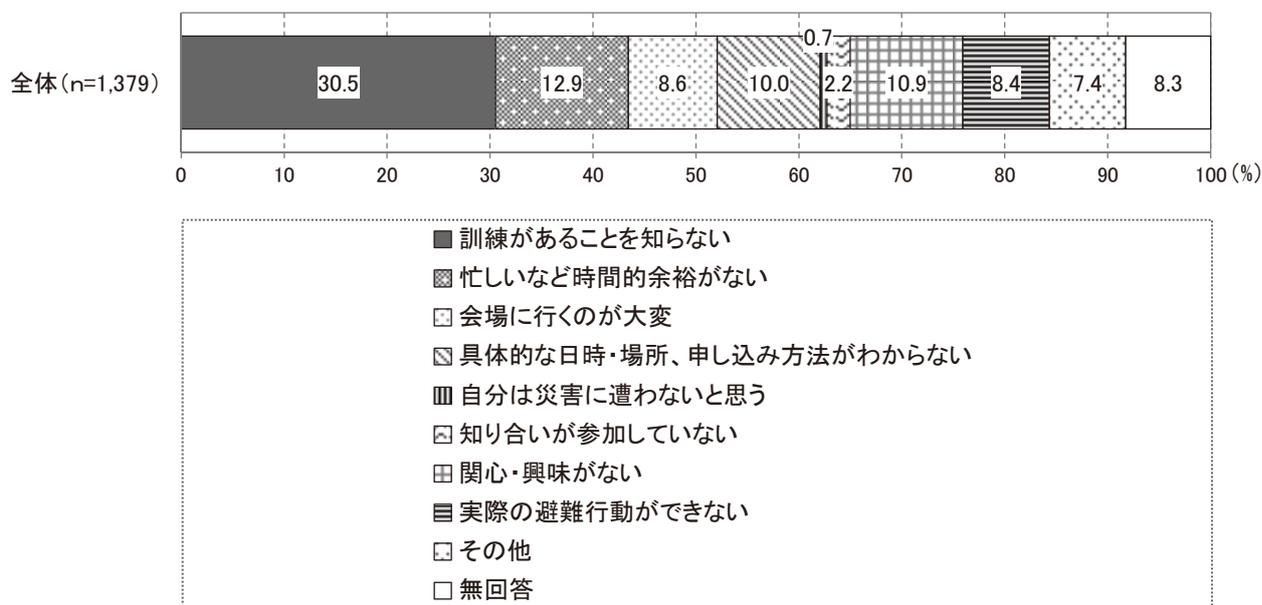


問 38

◆問 37 で「ない」と答えた方。

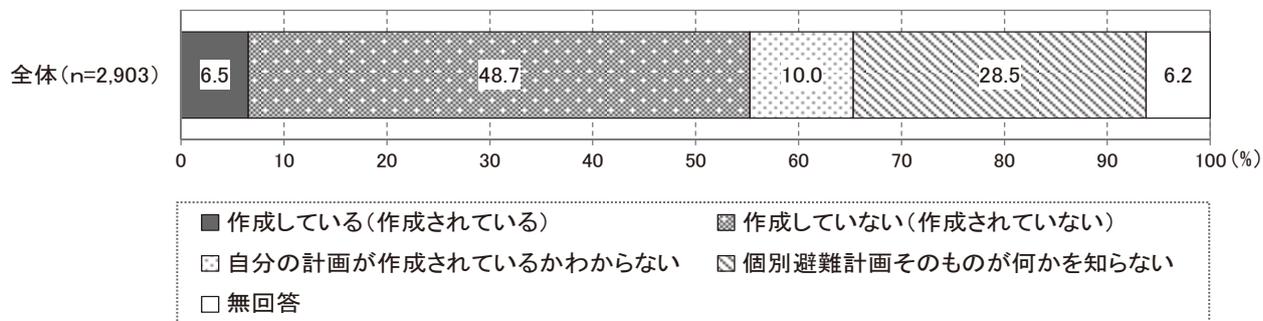
防災訓練に参加したことがない理由は何ですか。

「訓練があることを知らない」が30.5%と最も高く、次いで、「忙しいなど時間的余裕がない」(12.9%)、「関心・興味がない」(10.9%)の順となっています。



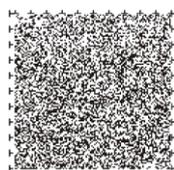
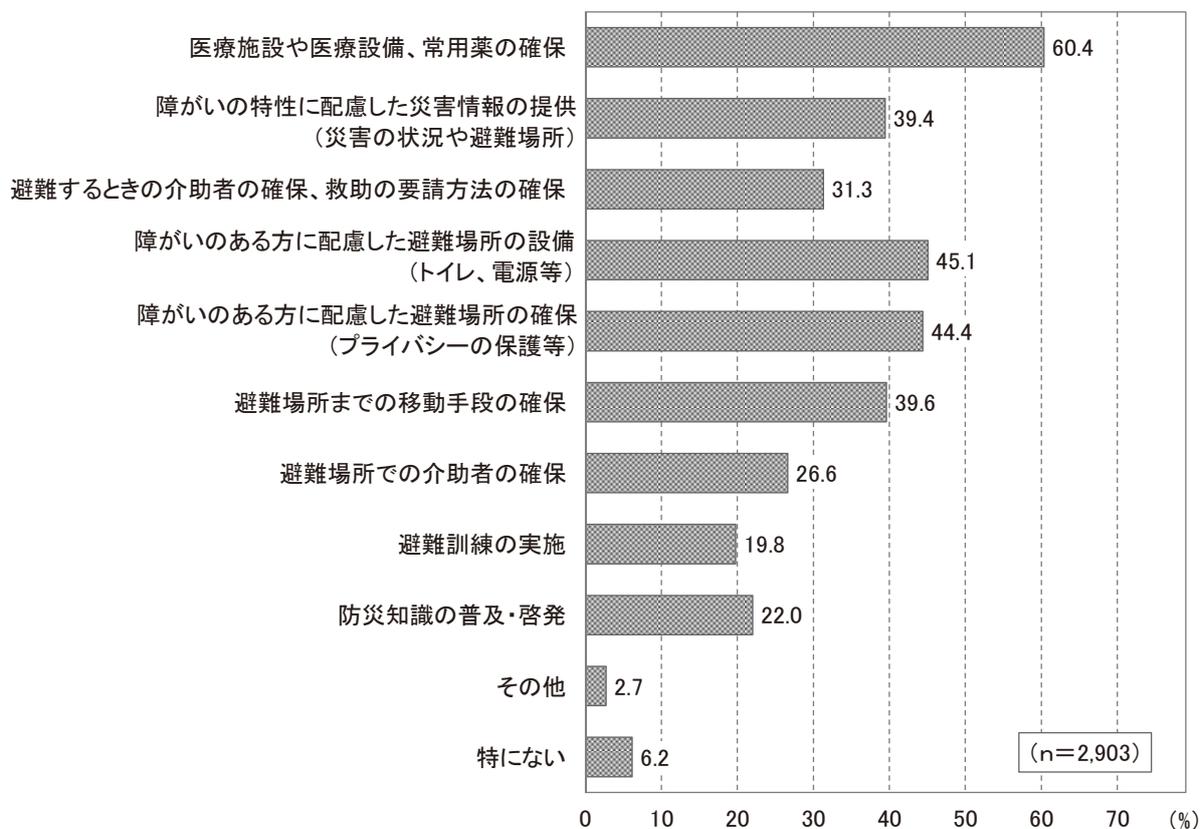
問 39 あなたは個別避難計画を作成していますか。

「作成していない（作成されていない）」が48.7%と最も高く、次いで、「個別避難計画そのものが何かを知らない」（28.5%）、「自分の計画が作成されているかわからない」（10.0%）の順となっています。



問 40 災害時に備えて必要だと思うことは何ですか。【複数回答可】

「医療施設や医療設備、常用薬の確保」が60.4%と最も高く、次いで、「障がいのある方に配慮した避難場所の設備（トイレ、電源等）」（45.1%）、「障がいのある方に配慮した避難場所の確保（プライバシーの保護等）」（44.4%）の順となっています。

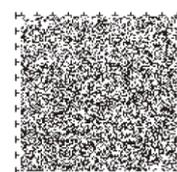
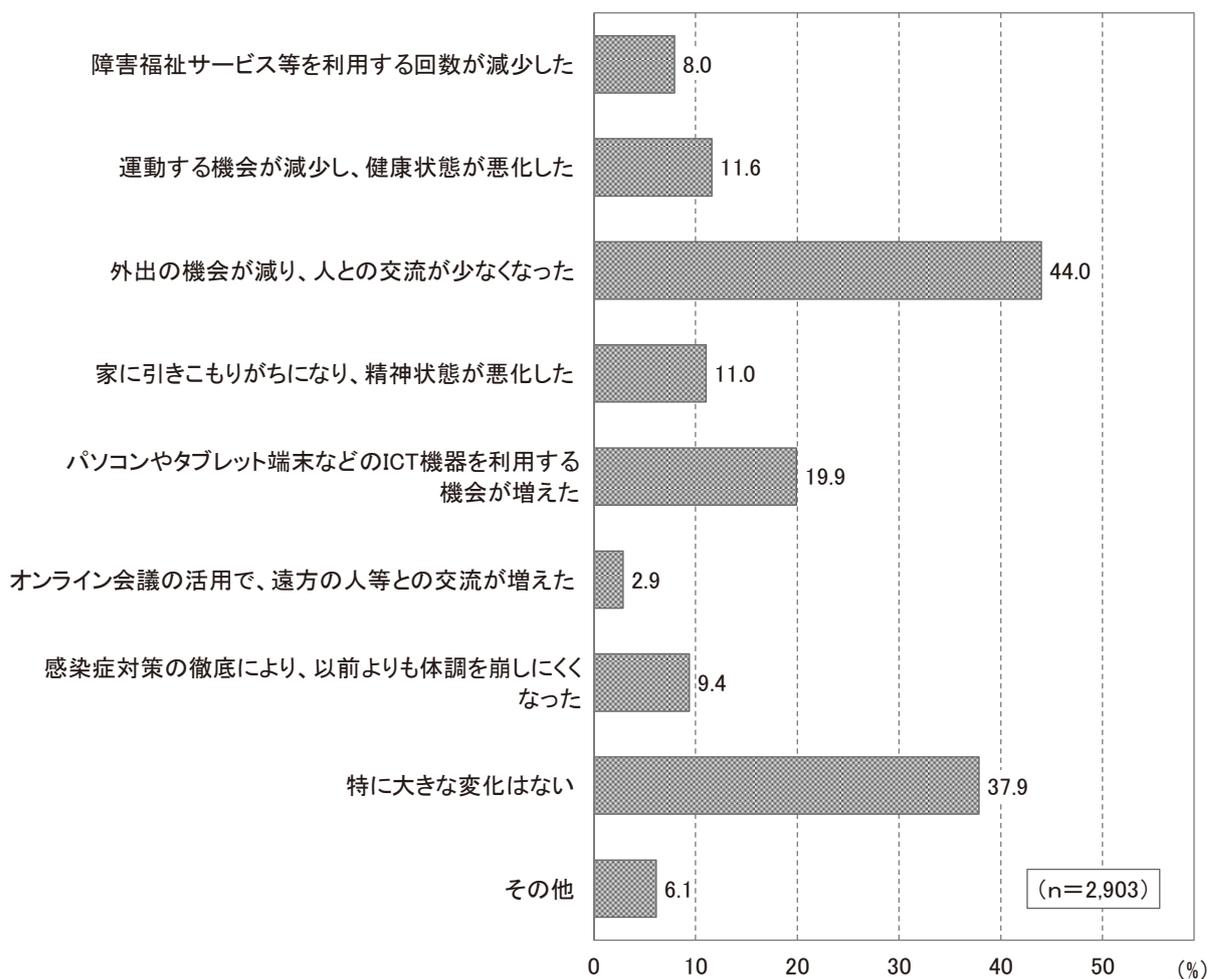


8. 新型コロナウイルスの影響について

問 41

あなたの生活は、新型コロナウイルスの影響でどのように変化しましたか。
【複数回答可】

「特に大きな変化はない」が 37.9%と一定の割合が見られますが、具体的な変化を見ると、「外出の機会が減り、人との交流が少なくなった」が 44.0%と最も高く、次いで、「パソコンやタブレット端末などの ICT 機器を利用する機会が増えた」(19.9%)、「運動する機会が減少し、健康状態が悪化した」(11.6%) の順となっています。



鳥取市障がい者計画・
第7期鳥取市障がい福祉計画・
第3期鳥取市障がい児福祉計画

編集・発行：鳥取市福祉部障がい福祉課
〒680-8571 鳥取市幸町71番地
TEL 0857-30-8217 Fax 0857-20-3907
メール：syogaifukushi@city.tottori.lg.jp

発行年月：令和6年2月

